

平成19年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成19年9月11日 開会

平成19年9月21日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

平成19年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成19年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3名）

12番 伊藤文雄
14番 奥村征夫

13番 渡辺文子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21名）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	一宮嘉孝
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前10時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成19年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

日中の残暑はまだまだ厳しい今日このごろでございますが、9月半ばになりますと、さすがに朝夕涼しく、秋の気配を感じられるようになってまいりました。

議員各位には何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定をはじめ、平成19年度身延町一般会計補正予算、並びに特別会計補正予算、さらに条例改正等、併せて13件であります。いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますよう、切望する次第であります。

まだまだ暑さ厳しい折、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

12番 伊藤文雄君

13番 渡辺文子君

14番 奥村征夫君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成19年9月11日から9月21日までの11日間とすることに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成19年9月11日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつを行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。

大変、残暑厳しい中ですが、議員の皆さん方には本議会にご出席を頂戴いたしまして、誠にご苦労さまでございます。

議長の指名をいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

本日ここに平成19年身延町議会第3回定例会が開催されるにあたりまして、提出いたしました議案の概要と、併せて町政執行状況、並びに諸課題等につきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。

昨日、国会では第168回臨時国会が召集されまして、衆参両院での本会議で安倍首相が施政報告を、所信表明演説でございますが、行ったわけでございますが、安倍首相は参院選大敗の深い反省の表明にはじまり、自身に対する退陣論に触れるなど、低姿勢に徹しながらも改革を止めてはならないと続投の決意を訴えました。

改革の陰の部分に光を当てると、小泉政権以来の成長重視路線の修正を明確にし、野党にも対話呼びかけ、インド洋での給油活動については、国際社会における責任を放棄して本当にいいのかと活動継続に理解を求めました。

さらに参院選は与党に大変厳しい結果となり、政党行政への不信を招いた深い反省の上立って国政に当たりたい。首相は続けて、厳しい民意が示されたのだから退陣すべきとの意見もあるのは十分、承知はしていると謙虚さを強調いたしておるわけでございますが、それでも続投を決意した理由を経済行財政の構造改革や教育、安全保障体制など戦後レジームからの脱却が必要だからと説明をいたしております。

国民のために闘う覚悟を持ち、引き続き改革に取り組むということでございますが、そして改革の果実を地方の実感につなげる、格差や将来の不安を訴える地方の切実な声に真摯に応え、改革の果実を地方の実感につなげるため、あらゆる努力を尽くす。地方自治体への一層の権限委譲や地方間の税収の偏り、是正など改革に取り組むと表明をいたしておるわけでございますが、大いに期待をいたしてまいりたいと思うわけでございます。

今議会に提出をいたしました議案は、ご案内をいたしましたように、全部で13件であります。内訳は認定1件、条例制定1件、条例一部改正2件、一般会計補正予算はじめ特別会計補正予算7件、工事請負契約について1件、財産の処分について1件であります。

認定第1号につきましては、平成18年度一般会計、特別会計、歳入歳出決算につきましては、監査委員お二方の審査意見書を添えて認定をお願いするものであります。

議案第82号、83号、84号につきましては、省略をさせていただきます。

次に身延町一般会計補正予算、並びに特別会計補正予算の説明を申し上げたいと存じますが、9月7日、自治体の財政健全度を示す実質公債費比率が、総務省及び県から公表をされました。この実質公債費比率は、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であり、従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、新しい率で起債制限等を行うこととされました。

実質公債費比率が従来と異なるのは、一般会計の元利償還金に下水道や簡易水道などの公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金PFIや、一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入しているところであります。この実質公債費比率が18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認

められなくなり、起債制限団体となります。

9月8日、山日をはじめ、各社の報道のとおりであります。ご覧をいただいたかと思いますが、本町の平成18年度の実質公債費比率は、過去3年間の平均で12.1%と比較的低いところに位置しておりますが、単年度だけで見ますと平成16年度9.8%、平成17年度12.3%、平成18年度14.1%と上昇をいたしております。下水道や簡易水道の整備途中である本町においては、今後もこの比率が上昇していくことは避けられませんが、財政の健全性確保に向けて、鋭意、努力していかねばと思いを新たにいたしましたところでございます。

それでは、一般会計補正予算の主なものにつきまして、説明を申し上げたいと存じます。

まず歳入の主なものであります。国庫支出金へ次世代育成支援対策施設整備交付金8,156万7千円を追加させていただきました。これは社会福祉法人 大島保育園と私立大野山保育園が統合するにあたり、新園舎建設にかかる経費を国の施策に基づき、2分の1が補助されるものであります。

また、県支出金は障害者自立支援対策臨時特例交付金事業補助金や県営中山間総合整備事業補助金の追加と参議院選挙費委託金の見直しによる減額であります。1,078万円の追加計上でございます。また、繰越金に1億5,644万9千円を追加いたしました。

町債につきましては、身延福祉センター建設にかかる財源更正のため、合併特例債を2千万円減額し、自然災害防止事業債と臨時財政特例債の増額分を精査し、180万円の減額とさせていただきます。

次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず総務費には、デマンド交通システム導入を検討するための調査経費として230万円。役場庁舎内の電子データ容量が限界のため、これに対応するファイルサーバーの購入費として315万円。さらには旧原教場の老朽化が著しく危険なため、これの取り壊しに152万3千円等を計上させていただきました。

民生費は民間保育所施設整備補助金として、1億4,274万3千円を計上させていただきました。この内訳といたしましては、先ほど歳入で説明をいたしました国庫補助金8,156万7千円と町の補助分6,117万6千円であります。

労働費の109万7千円につきましては、滞納整理のための臨時職員にかかる経費を計上させていただきました。

次に農林水産業費であります。有害鳥獣防除事業として、防除施設資機材補助金を600万円。中山間和田圃場整備換地業務委託に572万5千円。古関三堂平鳥獣害対策土留工事に660万円。総額2,849万3千円を計上いたしました。

商工費につきましては、下部温泉会館駐車場整備工事として、1,309万4千円を計上させていただきました。これは現在、使用していない温泉会館にありますプール等を取り壊し、駐車場とする工事で、完成後は32台の駐車スペースが確保できるため、有料駐車場として利用していく方向で検討をいたしているところであります。

土木費につきましては、道路橋梁費に、集落からの要望箇所について、担当者が現地調査を行い、緊急度の高いものについて、工事請負費に870万円計上させていただきました。

次に教育費であります。小学校費の教育振興費に184万8千円。中学校費の教育振興費に132万円の計316万8千円を、特別支援教育支援員の賃金として計上をいたしました。これは授業中立ち歩く、他の児童とのいさかいになる等の傾向がある、情緒障害に問題のある

児童に対して学習活動のサポート、また学校生活の介助を行う特別支援教育支援員制度が設けられたことによるものであります。

なお、対象校は小学校7校、中学校5校であります。

最後に災害復旧費の190万円ではありますが、第3回臨時議会でご議決をいただきました台風4号の災害のうち、特に町道大須成切石線は災害規模も大きく、県とも協議をする中で、ボーリング調査が必要になったため、計上させていただきました。

また、歳出全般におきまして、県支出金の市町村合併支援特例交付金を財源組み替えさせていただきました。

各特別会計については、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、身延町一般会計補正予算、並びに特別会計補正予算についてご説明をいたしましたわけですが、詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定をさせていただきたいと思っております。

次に町政の課題等、また諸報告について述べさせていただきたいと思っておりますが、少々長くなりますけど、ご辛抱を頂戴いたしたいと思っております。

職員の公務員倫理の厳正な保持についてであります。

最近の新聞、テレビなどで報じられているとおり、公務員の倫理観欠如による反社会的な不祥事が全国的に多発をしております。職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、より一層、倫理観を持って職務に取り組むことが強く求められております。

このようなときこそ、より一層、町民の皆さんに信頼されるよう、公平・公正、かつ誠実に職務を遂行していく必要があると考えておりますが、身延町職員倫理規程の順守になお一層、意を用いるとともに、決意を新たにし、より一層、職員の自覚を促し、公平・公正、誠実に職務を遂行し、町民の皆さんに信頼される町政運営に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に町税、使用料の滞納問題についてでございますが、三位一体改革による税源移譲により、国に納めていた所得税の一部が地方自治体の個人住民税に振り替えられ、地方自治体の自主財源として、地方税は一段と大きな役割を果たすことになりました。

町財政に大きく影響をするばかりでなく、税負担の公平性、行政サービスの質の維持などから、さらには納税者の信頼確保のためにも、町税の滞納については特に適切な対応が求められているところであります。

現在、身延町においては固定資産税、町民税、軽自動車税や国民健康保険税をはじめ、介護保険料、保育料、給食費、下部CATV使用料、町営住宅使用料など、総計5億円余りの滞納額があります。これらの滞納整理が緊急的な課題となっておるところでございます。

このため、平成17年度から税徴収担当職員を配置し、滞納整理に取り組んでまいりました。より一層、きめ細かな対応により、滞納整理を行うため、各課の課長など全所属長と税務担当職員とで班編成を行い、8月末から滞納者の自宅を訪問し、滞納整理を進めておるところであります。これにより、一定の成果は挙がってまいったわけですが、これからも波状的に、この方法による滞納整理に取り組んでいくことといたしております。

また、徴収対策強化のため、今議会に補正予算をお願いいたしておりますが、税務の知識のある人材を臨時的に雇用するのに必要な経費であり、職員との連携による徴収業務を担当してもらうこととしております。さらに新年度からは税務に精通した人材の雇用により、資産調査

や財産の差し押さえ処分まで視野に入れた滞納整理を担当する体制を整え、支払い能力があるにもかかわらず、支払いを拒否するなどの特に悪質な滞納者対応を行う考えでございます。

いずれにいたしましても、滞納をなくすために滞納整理を当面における町の最重要課題の1つに位置づけ、あらゆる手を尽くし、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、給食費については調定が正しくなされなかったために、収入未済額が生じました。これは事務的なミスによるものでございます。これについては、町民の皆さまに深くお詫びをするとともに、会計課による定期的な会計検査の実施など、組織的な対応により再発を防止していく考えでございます。

次に、国民健康保険財政調整交付金の過大交付問題についてであります。

国民健康保険財政調整交付金が市町村に過大に交付されていた問題で、県は国への返還をめぐり、3年間の無利子融資制度を設け、この制度の利用により、国への償還を指導しておるところであります。厳しい国保財政の中、短期間で返還は困難であるため、町としては、県下各市町村とともに返還期間の延長を含め、負担軽減策の検討を県に求めてきたところであります。

県では再検討の結果、各市町村の財政状況をふまえ、返還額の高、基金の残高を総合的に検討し、新たな償還期間を設定してまいりました。これによると、身延町は当初の1年据え置き3年償還案から、償還期間を3年間延長し、7年間で償還することになっております。町としては、チェック体制を整えるなど必要な措置を講じ、再発防止に努めてまいりたいと考えておるところであります。

中部横断自動車道についてでございますが、中部横断自動車道の身延町区間においては、すでに事業用地の幅杭の設置が完了し、現在、工事用道路計画の地元説明や事業用地の各地権者境界立会いが進められておるところであります。

平成19年度中には、国と地権者との用地交渉が本格的になるわけでございますが、町では事業推進のため支援体制を整え、引き続き事業促進を目指してまいりたいと存じているところであります。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れた地域開発構想推進の中で、工事の発生残土を利用し、土地造成をも検討中ではありますが、平地の少ない当町にとって、下山地内の広大な河川敷未利用地は積極的に土地の高度利用を検討するべきと考えており、国・県を交えた調査検討を進めておるところであります。

次に下部CATV問題についてでございますが、すでにご承知のとおり、平成23年7月にはテレビがアナログ放送からデジタル放送に切り替えられるわけでございますが、旧下部地域における対応策として、民間資金の活用によるPFI方式の導入の方針を決定。概要について議会、区長会、地域審議会、放送番組審議会などに説明をさせていただきました。8月下旬から地域の方々に直接説明会を開催し、詳細に説明をさせていただいているところであります。

各地域における説明会において、おおむねご理解がいただけたのではないかなと思います。今後、町といたしましては、平成23年7月のデジタル放送への完全移行をにらみながら、事業計画スケジュールに基づき、事務事業を進めていく予定であります。

次にデマンド交通システムについて、かねてから町内のバス運行等の充実については、バス交通の利便化、バス運行事業の効率化、新たな交通サービスの確保等、鋭意、検討をいたして

まいりました。先ほどの全員協議会で、依田政策室長から説明をいたしました。公的な事業を補完する交通手段としてデマンド交通システムでございますが、導入について実施計画案の策定を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

次に公用車の削減についてでございますが、これまで町で管理をする公用車はバスなどを含め120台でありました。車両数の削減を目指し、削減に必要な課題整理を行ってきたところですが、利用実態、運行距離などを勘案し、各所属別に削減台数を割り出し、8月末にはすでに一部の車両の削減を行っておりますが、10月15日までに21台の削減を計画いたしております。

さらに昨年、年度末までに、もう2台の削減を予定しており、今後においてもバスなどの特殊車両を除き、すべての車両をグループウェアに掲載し、利用率を高め、さらなる縮減の可能性を探ってまいりたいと思っております。

なお、削減対象となった車両のうち、資産的価値があるものにつきましては、売却処分を予定いたしております。

次に平成19年度の着工の大型工事の進捗状況などについてでございますが、身延福祉センター建設の建築工事については、6月29日に工事の安全祈願祭が行われ、現在、基礎工事が本格的に進められております。平成19年度末の完成を目指し、鋭意、工事を進めてまいりたいと存じております。

また、大野下水道処理場建設工事については、8月23日に安全祈願祭が行われ、現在、掘削工事が進められております。地域の皆様のご協力をいただき、工事を急ぎ、平成21年1月末の完成を目指します。

柿島団地の建築工事については、8月31日に安全祈願祭が行われ、現在、工事着手準備中であり、この工事の完成期日は、平成20年度末を予定いたしております。

なお、かねてから建設構想を検討していた西嶋公民館については調査設計を進めており、今年度中に調査設計を終え、平成20年度に工事着手の方針で、建設計画を進めておるところであります。

次に身延町地域資源活用事業の冊子作成と配布についてでございますが、身延町にはそれぞれの地域に文化、歴史、自然など身近に存在する優れた地域資源が、数多く存在をいたしております。これらについて、地域資源活用事業により住民参加のもと、身延のびのびガイドブックにとりまとめ、身近に存在する貴重な地域資源を掲載いたしております。地域のよさを改めて感じられる素晴らしい冊子とすることができたわけでございますが、現在、この冊子を町内全世帯に配布させていただいておりますので、ご利用をお願いいたしたいと思っております。

また、この冊子は全県下の公的機関や身延町に縁の深い方々にお届けをする計画といたしております。広く身延町のよさや歴史、文化、自然を知ってもらいたいと思っております。

以上、課題並びに諸報告について述べさせていただきました。

なお、最終日に追加提出議案として人事案件、教育委員会委員の選任等について提出をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

大変、長くなりましたが、ご清聴をいただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第83号 身延町証人等の実費弁償に関する条例及び身延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第84号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について

議案第85号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第4号)について

議案第86号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第87号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)について

議案第88号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第89号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第90号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)について

議案第91号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第92号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約について

議案第93号 財産の処分について

請願第1号 「日豪EPA交渉」に関する請願について

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について

請願第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出を求める請願について

認定第1号と議案第82号から議案第93号、請願第1号から請願第3号を区切り上程したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、宮崎代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ちください。

○議長(松木慶光君)

再開いたします。

日程第6 町長から認定第1号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

認定第1号の提案理由を申し上げたいと思います。

認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

よろしく願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の認定第1号の説明が終わりました。

次に認定第1号について、会計管理者の詳細説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（市川忠利君）

それでは認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては決算書、それから決算の付属資料、決算の総括表により概要説明をさせていただきます。

1枚目ではありますが、決算の総括表をお願いしたいと思います。これにすべての会計につきまして、決算額を示してあります。

それでは、一般会計であります。

歳入総額118億6,309万8,574円。歳出総額111億7,163万8,250円。差し引き額6億9,146万3,244円。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、8,433万9,355円。これにつきましては、6月の議会に報告をさせていただきました繰越明許の事業にかかる財源であります。実質収支6億7,122万9,389円で、決算をしたところであります。

それでは、歳入の主なものにつきまして、説明をしたいと思います。

資料の2ページに項目ごとの決算状況を示してありますが、総額で対前年比11億3,589万1,766円、10.6%の増となっております。

それでは、決算書をお願いしたいと思います。9ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして、説明をいたします。

町税であります。全体で収入済額14億7,773万7,500円。歳入総額の12.5%を占めております。対前年2,969万3,600円の増となっております。収納率は、町税全体で77.8%であります。収入未済額につきましては、4億1,743万1,053円であります。

なお、町税全体で494万1,681円の不納欠損処理をさせていただきました。

それでは、ページが飛んで申し訳ありませんけど、12ページをお願いいたします。

10款の地方交付税であります。47億6,311万円の収入であります。歳入総額の40.2%を占めています。対前年2億2,803万1千円、4.6%の減であります。

次に12款分担金及び負担金であります。2億1,176万5,551円の収入であります。そのうち主なものでありますが、民生費負担金のうち児童福祉費負担金、保育料であります。収入済額1億2,045万5,460円。収入未済額795万4,200円あります。収入済額の内訳であります、現年分が1億762万9,090円の収入。過年度分につきましては、712万6,980円の調定額に対しまして、131万7千円の収入であります。

なお、広域入所分及び一時保育分につきまして、1,150万9,370円の調定額に対しまして、同額の収入であります。

それでは、次に13ページをお願いしたいと思います。

教育費負担金の学校給食費についてです。

全体で、収入済額6,690万3,177円。収入未済額1,437万7,500円となっております。内訳であります、中富分が収入済額1,850万8,680円で、同額の収入であります。身延分、収入済額3,235万8,169円。そのうち現年分が3,229万8,969円。過年度分が62万7,000円の調定額に対しまして、5万9,200円の収入であります。下部分、収入済額1,603万3,468円。そのうち現年分が1,583万4,925円。過年度分が調定額19万8,543円に対しまして、同額の収入であります。

次に、13款の使用料及び手数料についてであります。1億1,078万3,466円の収入であります。主なものとしまして、14ページをお願いしたいと思いますが、コミュニケーションテレビ使用料、収入済額2,448万1,710円。うち現年分が2,434万6,350円。過年度分が13万5,360円であります。

次に15ページをお願いしたいと思います。

住宅使用料であります。収入済額3,171万2,540円。その内訳であります、現年分が3,037万1,700円あります。過年度分につきましては、1,211万3,030円の調定額に対しまして、134万840円の収入であります。収入未済額は1,034万2,790円となっております。

なお、128万5,900円の不納欠損処理をさせていただきました。

16ページ。14款の国庫支出金であります。4億6,155万7,865円の収入で、主なものは北小学校建設補助金2億1,939万1千円あります。

20ページの15款県支出金につきましては、5億35万9,127円の収入で、主なものとしまして、合併特例交付金1億2千万円が交付をされています。これにつきましては、あと2カ年度、同額ずつ交付されることになっています。

27ページ。18款の繰入金6億2,169万7,879円あります。北小学校建設基金1億8,678万3千円。湯町開発基金2億1,443万9千円が主な繰入金であります。

31ページは、21款の地方債であります。17億5,400万円の収入済額あります。続きまして、歳出につきまして、主なものにつきまして、付属資料により説明をさせていただきたいと思っております。

歳出合計111億7,163万8,250円あります。前年比13億6,487万8,668円、13.9%の増となっています。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

企画費です。奥の湯温泉関係の事業費としまして、17年度からの繰越事業、掘削工事にかかる部分、7,463万9千円及び送湯管分湯槽工事等、1億3,936万6千円の事業を実施しております。

交通対策費であります。町民の足の確保としまして、それぞれの地区へのバスの運行委託をしております。6,869万8千円あります。

次に福祉関係であります、老人福祉費2億1,194万5千円のうち、老人福祉施設保護措置費1億3,154万4千円が主なものであります。

4ページであります、障害福祉費につきましては、障害者自立支援事業補助費としまして、2億4,549万4千円。また子育て支援事業対策としまして、保育料軽減補助金4,684万3千円、児童手当6,846万5千円を支給しております。

環境衛生費では快適な環境づくりのため、合併処理浄化槽設置補助金32基分、1,608万6千円を補助しております。

5ページをお願いいたします。

農業振興費の中で、有害鳥獣対策としまして、防除用施設設置費補助金1,702万1千円を補助しております。

7ページの観光費では、本栖湖公衆トイレ新設事業を実施しました。3,261万3千円の事業費であります。

8ページ、土木総務費です。町図の作成をいたしました。下部地区の2500分の1、39面を作成しております。4,830万円の事業費であります。

道路関係であります。7路線の改良工事を実施しました。測量業務を含め、1億1,253万5千円の支出であります。

次に住宅管理費であります。町営住宅の整備としまして、柿島団地の建設関係の設計、地質調査の委託をいたしました。2,110万2千円であります。

次に9ページであります。消防防災関係であります。耐震性の貯水槽を4基設置しております。3,122万5千円であります。

教育費についてであります。社会科の副読本を作成しました。1,931万7千円であります。

次に北小学校の建設関係であります。校舎新築工事に4億4,394万7千円。その他関連の事業を併せまして、11億5,036万1千円の事業費であります。

以上、一般会計であります。

次に特別会計につきまして、説明をいたします。国民健康保険についてであります。被保険者の高齢化、医療費の高騰等によりまして、厳しい運営が求められております。

歳入20億4,328万123円。歳出19億6,675万1,794円。差し引き額7,652万8,329円。実質収支も同額であります。

資料の35ページを、すみません、お願いしたいと思います。決算状況が示してあります。

国保税であります。5億583万6千円の収入であります。歳入総額の24.8%を占めております。収入未済額は9,364万4,318円であります。収納率、一般被保険者現年分ではありますが、94.66%となっております。

歳出につきましては、保険給付費が大部分であり、13億3,408万8千円であります。対前年4.5%の伸びであります。

基金につきましては、保有高5億81万8,852円となっております。

続きまして、老人保健特別会計であります。

歳入28億2,831万2,041円。歳出28億871万9,828円。差し引き額1,959万2,213円。実質収支についても同額であります。

36ページに決算状況を示してありますが、歳出で医療諸費が27億5,537万9千円となっております。対前年0.8%の伸びであります。

次に介護保険特別会計であります。

歳入15億9,884万1,052円。歳出15億7,356万4,827円。差し引き額2,527万6,225円。繰越額99万9千円。実質収支2,427万7,225円であります。繰り越す財源につきましては、医療保険の業務システム改修の事業にかかるものであり

ます。37ページに決算状況を示してあります。

保険料につきましては、現年、滞納を合わせまして2億2,652万2,370円の収入で、収入未済額につきましては、649万780円であります。基金につきましては、1億964万3千円の保有高であります。

次に介護サービス事業特別会計であります。

歳入2,988万9,437円。歳出2,961万2,634円。差し引き額27万6,803円。実質収支につきましても同額であります。

次に簡易水道事業特別会計であります。

すみません、資料が大変飛び飛びになって申し訳ありません。

簡易水道、1枚ものの決算の総括表を見ていただきたいと思います。すみません。

決算額につきましては、総括表で説明をさせていただきたいと思います。中ほどであります。

簡易水道事業特別会計であります。歳入10億1,190万765円。歳出10億826万3,410円。差し引き額363万7,355円。実質収支についても同額であります。

歳入のうちの水道使用料ですが、資料が飛び飛びになって大変申し訳ありません。決算書の66ページであります。

水道使用料、全体で1億8,804万9,880円の収入で、収納率95%であります。収入未済額は816万9,578円であります。

主な事業であります。資料があちこちいって、大変申し訳ないんですが、付属資料をお願いしたいと思います。11ページであります。

身延中央簡易水道関係で、2億5,844万6千円。下部簡易水道、湯町簡易水道関係で8,366万6千円。中富北部及び東部簡易水道関係で、2億7,572万1千円の工事等の事業を実施しております。

次に農業集落排水事業特別会計であります。また決算の総括表でお願いしたいと思います。

歳入歳出とも、6,768万2,713円あります。

主な事業につきましては、付属資料の12ページになりますが、市町村設置型合併処理浄化槽の設置事業を実施しております。北川長塩地域、下大島地域で4,639万4千円あります。上大島地域で、設計・測量業務384万3千円の事業費あります。

次に下水道事業特別会計であります。また、総括表でお願いしたいと思います。

歳入12億5,657万3,914円。歳出12億4,812万3,794円。差し引き額845万120円。繰り越す財源839万円。実質収支6万120円あります。

繰り越す財源につきましては、身延処理区の管渠敷設工事にかかるものであります。

次に歳入の使用料について、説明したいと思います。申し訳ありませんけど、決算書の97ページあります。使用料につきましては、説明をいたします。

3つの処理区、現年と過年を合わせまして、5,247万3,620円の収入であります。収納率98.8%あります。収入未済額につきましては、61万920円あります。

主な事業につきましては、また付属資料のほうへいただきまして、13ページありますが、身延処理区におきまして、設計、登記、業務、委託、繰越分を合わせまして1億324万円。工事費としまして、2億7,661万6千円。処理場の土地購入費としまして、1億2,065万3千円。合わせまして5億2,494万9千円の事業費あります。中富の処理区であります。3億1,074万1千円の工事等の事業を実施しております。下部処理区につき

ましては地積調査、管渠設計委託等3,879万6千円の事業を実施しております。また、県代行事業の負担金といたしまして、2,145万円の支出をしております。

次に青少年自然の里特別会計であります。また総括表であります。歳入歳出それぞれ3,999万4,386円であります。

なお、参考資料といたしまして、利用状況等の資料を38ページに添付させていただきました。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計であります。

歳入歳出それぞれ1,464万1,200円あります。加入負担金1,449万円。23口分の加入がありました。

それから次であります。財産区の関係の特別会計であります。各会計、それぞれ決算額のみ報告をさせていただきます。総括表をお願いしたいと思います。

中ほどからであります。大八坂及び川尻並びに山之神十五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入59万2,662円。歳出56万5,311円。差し引き額2万7,351円。実質収支も同額であります。

以下、すべての会計につきまして、差し引き額、実質収支同額でありますので、実質収支につきましては、省略をさせていただきます。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入116万9,701円。歳出108万9,324円。差し引き8万377円。

第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計。

歳入21万8,493円。歳出7万2,118円。差し引き14万6,375円。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入32万5,384円。歳出15万8,818円。差し引き額16万6,566円。

大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入48万4,172円。歳出9万4,329円。差し引き38万9,843円。

仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入32万4,210円。歳出22万8,147円。差し引き9万6,063円。

姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入82万1,003円。歳出51万4,628円。差し引き30万6,375円。

入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入68万6,738円。歳出22万628円。差し引き46万6,110円。

西嶋財産区特別会計。

歳入41万1,324円。歳出13万7,299円。差し引き27万4,025円。

曙財産区特別会計。

歳入18万9,320円。歳出0。差し引き18万9,320円。

大河内地区財産区特別会計。

歳入18万4,656円。歳出13万7千円。差し引き4万7,656円。

下山地区財産区特別会計。

歳入17万5,764円。歳出11万6千円。差し引き5万9,764円あります。

次に基金につきまして、説明をさせていただきます。

付属資料の26ページをお願いしたいと思います。

26ページの下ほどであります。一般会計、特別会計、合わせまして31の基金を設けてあります。

18年度中、廃止としたものは身延北小学校建設基金があります。また、新たに教育施設整備基金、下部奥の湯温泉基金を設けております。

18年度中、積立額6億3,120万6,097円。取り崩し額9億3,112万5,045円。差し引き2億9,991万8,948円の減で、18年度末保有高は49億9,202万2,500円であります。

なお、土地開発基金で土地を2万950.04平方メートル、保有をしております。

以上、雑駁な説明であります。決算の概要であります。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、財政支出の表につきまして、財政課長から、このあと説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

次に財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、お手元でございます身延町の財政指数、平成18年度普通会計ということで、右のほうに説明が全部書いてございますが、私のほうで、これはというものだけは、ちょっと説明をしておきたいなと思っております。

まずは2番目の単年度収支でございますが、これが16年度7億3千万円あって、17年度11億2千万円。それから1億1千万円ですか、18年度で2億3,600万円。なぜ、こんなことになったかということでございますが、これにつきましては、16年度は年度途中で暫定予算を組んで、9月13日に移行しました、旧3町が。持ち寄ってききましたので、その関係上、おそらく財政で、普通であれば、前回ですか、笠井議員のご指摘のあった2分の1という関係の基金を積み立てるものでございますが、当時、どのくらいかかるか分からないということで、そっくり残したと思うんですね。大きく残してくれたのはありがたいんですけど、今度は実質的に大きな事業が入ってきますと、それを次年度の繰越金で入ってきますので、どうしても単年度のほうが高いという感じに、大きくなるわけでございます。これにつきましては、うちの財政管理の職員にも言っておりますけど、この倍をとらないと、これは求められないよということでございますが、これについては、また、うちのほうでどういうふうにしてやっていくかということ、今、研究はしております。急にやってもできるものではございません。金額が大きいわけでございますので、そのへんはご承知おき願いたいと思っております。

それから7番目ですね、経常収支比率。町長のほうからも説明があったわけでございます。経常収支比率が18年度では88.1%と、非常に高い計数でございます。ここにも書いてございますが、70%を超えると、町村ですと70プラス5、75だということでございますが、うちのほうは88.1。これについては、実質的に高いわけでございますが、どういうものを落とすかということは、人件費をやれば一番簡単なんですけど、そういうわけにもいきません。いろんなことを考えていかなければならないわけで、今、考えているのは財政健全化構想でございます。うちの経常収支比率が高いということで、年利6%以上の起債の繰上償還ということで、ヒアリングに持ち込むという形でございます。この関係で普通会計が2,800万円、下水道債が4,500万円、簡水債が1億8,100万円、合わせて2億5,400万円

を繰上償還しようというようなところに、今、きております。これは当然、これをするこ
によって、先ほど、町長のほうからの話の中にもありましたが、実質公債費比率というの
が、当然、下がるわけでございます。

その今、ここで私が、なぜこれを言ったかといいますと、残念ではありますが、年に6%以上
の団体というのを該当する、返せるよというのは、基準が、経常収支比率が85%以上あ
って、財政指数が0.5以下の町村でございますというのがございます。これをやっ
ていきましたと、うちの身延町では88.1%ですから、これをクリアしていますし、
財政指数が0.29ですので、これもクリアしているということで、該当になるではな
かろうかということで、今、一生懸命交渉しています。それで今、これを申し上げ
たわけでございます。そのぐらい高いということでございます。

それから9番目でございますが、実質公債費比率。これは町長のほうで冒頭述べ
ましたが、一番大事なことでございまして、今言われたような繰上償還、もしく
は他の団体ですね、ここで言えば、峡南衛生組合、広域、それから組合立の病
院等々ですね、建設等をやる時には起債を借ります。その借りたお金は、う
ちの案分律で分けて返すんですけども、これも全部加算されますので、本体
である、親である身延町がぐらついては困るということですね。そしたら
議員さんでも、このへんのことはよく考えてもらって、各議会で一言でも申
してもらえれば、ありがたいと思います。やはり本家が一生懸命努力して
おりますので、分家の人たちも頑張ってもらいたいというのが、私の本音
でございます。そのために今、実質公債費比率、本年度、18年度12.1%、
17年度10.3%、だんだん上がってくると思います。まだ、これは上げ
ます。19年度、20年度を超えると、大型が重なりますので、ここからは
また下がっていくわけでございますが、ご存じのとおり、この計算式は3年
間の平均をとっていますので、23年度、26年度、29年度あたりで、6年
度をみていけば間違いないと思いますが、そのへんでなってくるではな
かろうかと思っております。

ただし、人口も減ってくると思われま
す。このへんで、やはり考えておかなければならないのは、この実質公
債費比率というのは、そのへんのこと
も考えながらしなければなりません。
ですから、また議員の先生方にお願
いしなければなりませんですけど、
平成22年度に国勢調査がございま
す。この身延町に住んでいない人た
ちの人口も取りにきますので、その
節はよろしくお願
いいたします。

以上、簡単でございますが、あとのほうはまた読んでいただいて、分
からなかったら、また私のほうにお問
い合わせをしていただければ、あ
りがたく思います。よろしくお願
いします。

○議長（松木慶光君）

次に、平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

この決算については、監査委員から意見書が提出されておりますので、宮崎代表監査委員より報告をお願いいたします。

宮崎代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎賢治君）

ただいま紹介をいただきました、宮崎でございます。皆さん、本当にご苦労さまでござい
ます。

大きな数字ばかり出てきますので、大変だと思
いますけども、よろしくお願
いいたします。

平成18年度の一般会計、特別会計歳入歳出審査意見書でございますが、12ページからなっ

ておりますが、主要なところだけ説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

3ページをお開き願います。

第3．審査の方法でございますが、審査にあたりましては、地方自治法第233条第2項の規定により、左のページでございますとおり、7月24日から27日までの4日間、石部監査委員と私で実施をいたしました。町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書及び、その付属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数に誤りがないか。また予算の執行が適正かつ効率的になされているか。並びに基金の運用等が適切に実行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。

審査では、それぞれ関係職員から事業概要及び主要業務の実施状況、決算書、決算関係資料により執行状況の説明を受け、事情聴取をする中で、必要に応じて会計課及び関係課所管の帳簿、証拠書類と照合しながら審査を実施いたしました。

第4．審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算書及び、その付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証明書類と符合し、正確に執行、処理されているものと認められました。

第5の審査の意見・指摘事項でございますが、のちほど触れさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

次のページの1の総括、4ページの総括でございますが、決算の概要でございます。

(1)今年度の決算は、一般会計及び特別会計の予算規模、予算現額205億9,233万9,517円で、これに対する決算額は、歳入総額207億5,979万7,632円。執行率が100.8%です。歳出総額199億3,232万6,438円。執行率96.8%です。ちなみに昨年度の予算現額でございますが、186億9千万円でございます。繰越額は8億2,747万1,194円となっております。一般会計、特別会計、歳入歳出決算状況は次の表のとおりでございます。

続きまして、町債の現在高でございますが、次の表のとおりでございます。

昨年度、17年度残高182億2,998万6千円。今年度の、18年度残高187億5,977万3千円でございます。多少、増えております。

次に収支決算の状況でございますが、これは先ほど説明がございましたとおりでございます。

実質収支が7億3,375万2千円。これは特別会計、一般会計合わせてでございます。

次に2番の一般会計でございますが、一般会計の概要、18年度決算における一般会計の予算額は111億7,619万9,775円。これに対する決算額は、以下のとおりでございます。先ほど、説明がございましたので、省かせていただきます。

なお、次に決算収支の状況でございますが、一般会計の実質収支、これも先ほど、説明がございましたとおりでございます。

(2)の歳入の予算の収入状況でございますが、この中で特に収入未済額4億8,909万2,393円でございますが、これは毎年、申し上げているとおりでございますが、この内訳につきましては、次のページでございます、まくりまして6ページですね。6ページにございます収入未済額という欄ですが、この中で特に一番大きなものは、町税の4億1,743万1,053円。これにつきましては、主に身延ゴルフの関係でございます。

なお、その下の12、科目でいきまして12、13、14、それぞれ各担当には申し上げておりますが、非常に厳しい財政でございますので、ご努力をお願いしたいと思います。

7ページの上にご書いてございますが、自主財源であります町税において、単年度の徴収率は上がっているが、毎年累積して多額な収入未済額が見受けられる。町税の収納にあたっては、納税者に対する納税意欲の啓蒙、または、もちろん納税者の実情を把握し、的確な徴収方法を考えるとともに、関係課と相互の連絡を、連携を密にして職員が総力を挙げて積極的に取り組まれない。

なお、僭越でございますが、議員の先生方も特別地方公務員でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。

続きまして、予算の執行状況でございますが、これも先ほど説明がございましたので省かせていただきます。

支出の状況でございますが、支出の状況を一番、右側の対支出額、執行割合、パーセントが出ております。このパーセントを見ていただければ分かりますとおり、一番大きなものは教育費でございます。次が2番目、公債費です。3番目が民生費、総務費。教育費、20.7%といえますのは、米百俵の例もございます。資源のない当町におきましては、やっぱり人材育成ということが第一だと思われるので、これだけの投入をしているものと思われま。

続きまして、補助金の支出状況でございますが、補助金の支出状況につきましては、交付団体等の活動状況を分析・確認し、有効な補助金の支出をされたいと。

なお、この補助金については、行財政改革部会において見直しを検討しているところでありますが、早急に結論を出していただきたい、そんなふうに思っております。

続きまして、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計ほか20会計でございます。総額で、予算額で90億1,613万9,742円でございます。歳入総額、歳出総額は歳入が88億9,669万9,058円。執行率98.7%。歳出総額87億6,068万8,188円でございます。差し引き1億3,601万870円でございます。

以下は、その内訳で収支の状況でございます。

次に10ページでございますが、一般会計からの繰入金の状況でございますが、左から、10ページの2行目でございます。繰入額が合計で、13億8,858万5,516円となっております。

なお、このほかにも町債の投入をしている項目もございますので、相当の金が投入されております。

次に財産に関する調書でございますが、これは一読をお願いいたします。

続きまして、基金の運用状況でございますが、次ページでございますが、審査につきましては、平成18年度の基金の運用状況を示す書類は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、基金の運用については厳しい町財政を考慮するという中で、その運用方法を一考する必要があるかと思われま。

次の表の中で、見ていただければ分かりますとおり、平成17年度の残高、52億9,194万1,448円。18年度の残高が49億9,202万2,500円となっております。約3億円ほど減っております。

続きまして、3ページへお戻りをお願いいたします。3ページをお願いいたします。

意見書でございますが、合併から3年、町民の行政に寄せる期待は大きく、同時に厳しい経済情勢の中での町行政の取り組みに対して、あらゆる視点から町民の関心が一層高まっている

と思われます。

今回の決算収支状況は、各会計とも実質収支については、すべて黒字決算となっております。各担当の努力が感じられるところであります。しかし、昨年、指摘したとおり、今回も経常収支の比率が高く、先ほど財政課長が説明をしておりましたとおりでございます。70%以上は、非常に問題があるというふうなことでございます。

歳入面においては、先ほど申しましたが、町税をはじめ各種公共料金の毎年累積し、多額な収入未済額が見受けられます。納税意欲の啓発はもちろん、滞納者の実情を把握し、税負担の公平性の観点から各関係課が相互に連携・連絡を密にして、職員総力を挙げて、積極的に取り組んでいただきたい。また、町債発行は税負担を後払いするものであり、予算を執行した世代がその利益を享受し、次世代が費用の負担をするというものであり、財政改革の見通しは立てにくくなっております。

なお、公債費による財政負担の割合の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模に占める割合を、先ほどもらいました表でございますが、見ますと、17年度が10.3%、18年度が12.1%でございます。この実質公債費比率の基準は18%が水準であるので、現在は健全であります。将来に向かって、なお一層の対処が必要ではないかと考えられます。

歳出面によりましては、職員が予算の執行にあたって、細心の注意を怠る中で、的確に支出が行われた努力が見受けられます。また、これに先ほど申しましたが、各種団体等に多額の補助金が交付されているので、交付対象団体等の活動状況を分析、精査した上で適切な交付をされたい。

国における三位一体改革、地方交付税の見直しなどにより、地方財政は一層厳しさを増すと同時に税源移譲、また定率減税の廃止等により、いわゆるサラリーマンにとっては、増税感が増してきております。一方、あらゆる施策に大きな影響のある少子高齢化対策が大きな問題であり、具体的な事業展開が急務であります。

このような状況に対処するため、行財政改革を積極的に進める中で、自主財源の安定的な確保を図るとともに、町債の発行を極力抑え、借入金への依存度の引き下げに努力されたい。また、経常的な経費の節減を図り、事業の計画・実施にあたっては、従来からの方法等にとらわれることなく、費用対効果、必要性等を十分考察し、取り組むことが必要ではないかと思われます。また、これらをふまえた中で、十分な精査の上で、長期的な視野に立って社会・経済情勢に即応した効率的な予算執行に努め、本町の理念であります「やすらぎと活力ある ひらかれたまち」の実現に向けて、まい進することを望むものでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

宮崎代表監査委員の報告は終わりました。

宮崎代表監査委員には、大変お忙しい中、ご苦労さまでした。

ここでお引き取りをいただいて、よろしいかと思います。

大変、ご苦労さまでございました。

続きまして、町長より議案第82号から議案第93号について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案第82号からの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に対する条例の制定について
郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の議案を提出する。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、郵政民営化関連法の施行により平成19年10月1日に日本郵政
公社が民営・分社化されることに伴い、条例の制定の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第83号 身延町証人等の実費弁償に関する条例及び身延町職員の旅費に関する条
例の一部を改正する条例について。

身延町証人等の実費弁償に関する条例及び身延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例の議案を提出する。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、車賃の経費算定基準の見直しをすることに伴い、条例の改正の必
要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第84号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
身延町特産品振興条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございます。

身延町から身延町生産物直売所及び身延町八日市場特産品生産活動施設をふじかわ農業協同
組合へ譲与することに伴い、条例の改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第85号 平成19年度身延町一般会計補正予算（第4号）。

平成19年度身延町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,971万6千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億186万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第86号でございます。平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成19年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,949万7千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第87号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成19年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億29万9千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第88号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成19年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,678万円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第89号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,776万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,761万1千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第90号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

平成19年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第91号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,815万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,451万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第92号でございます。下部下水道工事19-3工区工事請負契約について

下部下水道工事19-3工区工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 下部下水道工事19-3工区
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金7,098万円
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町下部1130-1
旭工業株式会社 代表取締役 旭洋一

平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、下部下水道工事19-3工区工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第93号 財産の処分について。

下記の財産処分に係る町有財産譲与契約の締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 建物等
2. 処分の目的 特産物加工施設及び直売施設等の公共的団体への移管
3. 処分しようとする物件 身延町伊沼116番地
身延町生産物直売所施設及び設備一式
身延町八日市場402番地
身延町八日市場特産品生産活動施設及び設備一式
4. 処分の方法 譲与(無償譲渡)

5. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町910番地
ふじかわ農業協同組合 代表理事組合長 功刀喜弘
平成19年9月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、身延町生産物直売施設及び設備一式、並びに身延町八日市場特産品生産活動施設及び設備一式の譲与契約締結につき、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を頂戴いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

議案第82号から議案第84号、議案第92号の詳細説明は省略いたします。

なお、詳細説明は簡略にお願いいたします。

議案第85号、議案第93号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第85号の詳細説明を行いたいと思っております。

補正前の額が9億8,214万9千円。今回の補正額が2億4,971万6千円。合計10億1億8,675万5千円という数字になります。

6ページを、まずお開きください。

第2表 債務負担行為。事項、期間、限度額。

事項 身延町地域情報通信施設整備運営事業。これにつきましては、本事業は下部地区の町営CATV、SCTのデジタル化に伴い、全面的な改修を行うのであるが、その整備内容はCATVに留まらず、公共施設間の情報通信環境、地域公共ネットワークの整備やインターネットのブロードバンド化に対応できる、総合的な情報環境の整備を民間資本の力を活用して、整備するものであるため、事項名称を標記のとおりいたしました。

期間でございますが、平成21年4月1日より平成32年3月31日まで。現在のスケジュールからいきますと、サービスの提供は平成22年度から始まるわけでございますが、建設が平成20年度末から始まるため、平成21年度には建設費の支払いを行うことになっております。よって、町に金利等、財政負担をかけさせないためには、期間の当初は平成21年4月1日となっていると。それから平成22年度からは、旧施設の撤去費および運営維持管理費が始まるため、そのサービス提供を確認する中で支払っていくと。最終の平成32年3月31日は、契約の満了期日であります。

契約終了後も、施設を利用することが想定されるため、終了前3年前から選定業者と協議を開始し、また施設の賃貸借予約権などを現在の契約に盛り込む予定でございます。

限度額でございますが、民間の資金との活用による公共施設等の促進に関する法律に基づく特定事業の実施に供する経費でございます。普通ですと、金額が載るわけですが、民間の資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律に基づく特定事業の実施に供する経費、自治法施行規則第15条の2に基づいて、文言で設定することができると。これは債務負担行為の設定金額から予定価格が推測できるおそれがあり、落札額の高止まりをするのを防ぐため、しか

し債務負担行為の設定は入札行為にとって必要であるが、設定年度内に契約締結をしなければ無効になってしまいます。本件の場合は、契約年度は平成20年度であるため、平成20年度当初予算で再度、今度は限度額を、お金の金額を入れた債務負担行為を再設定いたします。

7ページをお開きください。

第3表 地方債補正。起債の目的、補正前、後とありますが、自然災害防止事業債、790万円。補正後が800万円増額の1,590万円。合併特例事業債2億2,350万円が2億350万円。2千万円の減でございます。

臨時財政対策債3億4千万円が、県との協議で3億5,020万円までいいということでございますので、1,020万円を増額しました。よって、補正前の額が9億5,170万円に対して、補正後が9億4,990万円。総合計で、町長のあいさつの中にもありましたが、町債補正が180万円の減となります。

それでは、10ページをお願いいたします。

歳入、まず14款2項1目国庫支出金でございますが、補正額8,156万7千円。1節民生費補助金8,156万7千円。これにつきましては、法人格を有する大島保育園、大野山保育園を統合し、大島保育園の国庫補助金を受けるものでございます。

3目土木費国庫補助金、補正額減額の46万9千円。1節住宅費補助金、減額の46万9千円。これにつきましては、住宅移転費の補助金が減額でございます。地域住宅交付金も減額で、併せて46万9千円の減です。柿島団地の建設に伴う減でございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金455万5千円。1節社会福祉費補助金でございます。これの455万5千円につきましては、障害者福祉サービス費補助金が252万5千円。それから、障害者リース支援対策臨時特例交付金事業補助金が203万円。併せて455万5千円でございます。

4目の農林水産業費県補助金、補正額835万7千円。1節の農業費補助金815万7千円。中山間地域等直接支払い制度に関する補助金が1万2千円。水田農業構造改革対策費補助金が92万円。これにつきましては、宮木の農振組合の大豆自走式脱粒機購入費補助金64万5千円に対しまして、県の補助金2分の1、32万円。同じく宮木の農振組合で、大豆の自走式刈り払い機23万2,050円のものに対して、県の2分の1、11万6千円。飯富枝豆大豆生産組合、大豆自走式脱粒機購入、64万円に対しまして32万円の県の補助金。それから下部特産品食品加工組合、内蔵型ショーケース購入、32万8,125円に対しまして、16万4千円の県補助金でございまして、合計92万円でございます。

それから次の段の、旬のやまなし・地域地産地消支援事業補助金150万円については、中之倉地区の担い手確保でございます。県営中山間総合設備事業補助金572万5千円。これは和田地区の圃場の整備でございます。

それから2節の林業補助金20万円。里山エリア再生交付金でございます。

それから商工費県補助金、商工費補助金25万円。これは事業費が50万円ございまして、県が2分の1、25万円。西嶋の和紙協同組合が10万円、町が15万円負担し、和紙製造のDVDを作成するものでございます。

それから3項県委託金、1目総務費県委託金。これにつきましては、7月29日執行の参議院議員選挙の精算による減でございまして、減額が238万2千円でございます。

寄附金でございます。17項1項2目指定寄附金、補正額188万9千円。これにつきまし

ては、常葉の馬場よ志さまが30万円。横根中の千頭和勝彦さんが10万円。東京都練馬区
の原沢久美子さまが100万円。それから、ひまわりの家の修繕に対する寄附金ということで、
ひまわりの家から48万9千円をいただいております。合計188万9千円でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、5目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金30万円ござい
まして、6月補正でやってもらったわけです。追加してもらったわけですけど、まだ3名、申
し込みの見込みがあるということでございまして、30万円を補正するものです。

それから18目の文化振興基金繰入金100万円ございまして、これにつきましては、み
のぶ第九合唱団は、今まで県のやまなみ文化基金をいただいて運用して行ってまいりました。
今年度、やまなみ文化基金を打ち切られたため、今年度に限り、身延町の文化振興基金100万
円を充当するものでございます。

それから19款繰越金、これにつきましては1億5,644万9千円でございます。

それから21款町債、1項町債、1目民生費、減額の2千万円でございます。これは先ほど
申しました身延福祉センター建設にかかるもので、合併支援特例交付金を充当し、合併特例債
のほうを減額するという、更正するものでございます。

2目の農林水産業費800万円につきましては、林業費でございまして、大野山の落石防止
柵山腹工事の自然災害防止事業に林業債を充当するため、一般財源を起債に財源組み替えをい
たします。

6目の臨時財政対策債、前に関連するんでございますが、臨時財政対策債1,020万円、
2千万円を減額したものをこちらのほうへ充当し、臨時財政対策債の限度額いっぱいまで、3億
5,020万円まで借りるというものでございまして、総合計180万円の地方債の減となります。

13ページをお開きください。

それでは、今回は委員会があるということでございますので、私の思ったところだけを説明
したいと思います。

まず2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額408万4千円ござい
ますが、18節備品購入費336万6千円。これにつきましては、まず21万6千円、湯沸かし器
でございまして、合併前の旧下部の湯沸かし器を持ってきまして、下のところに取り付けてご
ざいます。しかし最近、ガス漏れが続くということで危険でございますので、これを取り替え
ようということでございます。21万6千円でございます。

それから機械器具費でファイルサーバー費、315万円。これにつきましては、役場全体の
ファイルサーバーの容量限界により更新するものでございまして、現状のコンピューターのギ
ガ数が125ギガ、ちょっと小さいんですが、これを1,500ギガ、ですから1.5テラに
更新するものでございまして、1,500ギガにいたしますと、10年間ぐらいは大丈夫でしょ
うと。

14ページをお願いします。

文書広報費、補正額56万5千円。これにつきましては、旧身延町の相又上下区が合併しま
した。そして相又となったことから、区内の有線放送施設を統合する必要が生じたため、事業
費が113万1,155円の2分の1でございまして、56万5,578円。補正額56万5千
円でございます。

それから3目財産管理費、工事請負費152万3千円。旧原教場取り壊し工事でございます

が、これにつきましては飯富区から取り壊しの要請がございました。旧原教場の取り壊し工事は、昭和47年建設だそうでございます。木造の平屋建て186平方メートルで、今回、解体をするものでございまして、152万3千円の補正額を掲げました。

備品購入費は、財源組み替えでございます。

企画費275万8千円につきまして、13節委託料につきましてでございますが、これにつきましては230万円でございます。政策室長が説明したとおり、玄関から玄関まで、乗車予約による新たな交通手段としての、事前調査の料金でございます。

19節、40万円。これも歳入で申しましたように、西嶋和紙のDVDの作成でございます。

7目のバス運行対策費、これにつきましては、500万円の一般財源と県支出金の財源組み替えでございます。

それから2項徴税費750万円。これは償還金利子及び割引料、還付金でございます。

それから賦課徴収費141万8千円。使用料及び賃借料141万8千円につきましては、事務機器のリース料でございまして、家屋評価及び製図作成システムの賃借料7万5千円掛ける9カ月掛ける2台掛ける1件ということで、141万7,500円と思います。よって、141万8千円の補正をするものでございます。

次ページでございますが、選挙費でございます。これは7月29日執行の参議院選挙の精算による減でございますので、省略をさせていただきます。

それから8項の支所及び出張所費、1目下部支所費35万4千円につきましてでございますが、修繕費、これは古関出張所受水槽の修理でございまして、10万1千円。それから役務費の13万3千円につきましては、旧下部支所の浄化槽でございます。

次ページをお願いいたします。

民生費、3款1項1目社会福祉総務費3万3千円。これにつきましては、19節、3万3千円でございますが、前から旧身延の清住町地区というところで、乗り入れてくれませんかというようなお願いがあったようでございます。それに今回は応えるものでございまして、福祉バスの門野の湯の送迎バス、清住町まで乗り入れに伴う増額ということでございます。

高齢者福祉費は262万5千円の増でございます。事務費の繰出金でございます。

それから障害福祉費613万1千円でございますが、修繕費49万円でございます。これは身体障害者授産施設、ひまわりの家のシロアリ駆除及び修理でございます。

23節の償還金利子及び割引料32万8千円でございますが、これは平成18年度地域支援事業等補助金の償還額でございまして、当初1千円、立ててありました。償還額が32万9千円、引きまして32万8千円を補正するものでございます。

それから、児童福祉費に移ります。

3節の常葉保育所18万円の補正でございますが、これは常葉保育園の厨房用の冷蔵庫が購入後10年で、今年は買い換えるものでございます。

4目の久那土保育所費127万2千円。工事請負費でございますが、給水管漏水修繕工事ということで、久那土保育園でございます。

それから8目の民間保育所費、補正額が1億4,276万6千円でございます。

まず19節、1億4,274万3千円でございますが、これにつきましては、歳入のときに説明しましたが、次世代の育成支援対策推進方針に基づく民間保育所施設整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、第3条第1項次世代育成支援対策施設整備交付金の額の2分の1の額

をまず、いたします。それは8,156万7千円の2分の1、4,078万3,500円等、第3条第2項、前号前項のうちの第1項に掲げる額の2分の1以内で、町長が適当と認める額、4,178万3,500円に対しまして、町長が2分の1と認めた額が2,039万1,075円でございまして、合計、一般財源が6,017万6千円。これに2万3千円を足しまして、6,119万9千円という形になります。

次のページをお願いいたします。

衛生費でございますが、保健総務費1万4千円の増額。予防費が3万円の増額。母子保健費が委託料103万1千円等、負担金補助及び交付金が減額の85万6千円。これにつきましては、個々に今まで支払いをしていたものを、一括委託としてみかせるということで、補助金で支出していたものを17万5千円の増額補正をし、委託料に振り分けるものでございますので、13節、19節は関係がございます。

3項簡易水道運営費、1目簡易水道運営費255万9千円。委託料については、財源の組み替え。

19節につきましては、補助金でございますが、6月の雨の降雨のため、土砂崩落により送水管が寸断されたのが、この湯平の地区でございます。よって、この地域は給水戸数11戸、32人住んでおりますが、事業費が123万9千円。これの補助事業でいきますと5分の3、74万3,400円となります。ポリ管で、パイが40ミリで、延長が20メートル。また、下の波高島につきましては、計画が254万2,050円でございます。この2分の1で、127万1千円の予算をしておったわけですが、実績が192万6千円の、この2分の1。ですから96万3千円。差額が減額の30万8千円。差し引きいたしまして、43万5千円というケースとなります。

繰出金でございますが、これにつきましては、中富の簡易水道建設費に212万4千円でございます。

次のページをお願いします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費。補正額109万7千円。これにつきましては、町長の説明の中でございましたが、滞納整理の補助業務で109万7千円を計上するものでございます。1日6時間掛ける800円で4,800円の、交通費が300円、手数料が240円ということでございまして、5,340円掛ける90日掛ける2人、96万1千円に電話とか自主的納付の呼びかけ、納付予定時期の確認業務を行うために行うものと合わせて109万7千円でございます。

6款1項2目農業総務費20万円。これは農振の調査をするための通信運搬費の補正です。それから3目の農業振興費781万5千円。

19節、738万円でございます。これは右、説明のとおりでございます。

4目農業土木費については、1,595万5千円。工事請負費につきましては、古関三堂平鳥獣害対策土留工事、中之倉排水路工事でございます。古関の三堂平の鳥獣害対策土留工事、工事費が660万円。延長が90メートルでございます。それから中之倉の排水路改修工事でございますが、当初100万円を県単事業で見込んでおったものでございますが、それを300万円を実施するというところでございます。合わせて950万円という形になります。

山村振興費22万3千円。これにつきましては、下部の農村文化会館のふるさと振興館のホタルドームの雨漏りの修繕のため、行います。それから、ヤマメの里と一緒にございまして、2カ

所修繕を行います。

20ページをお願いします。

林業振興費、補正額50万円。委託料、これは里山エリア再生事業でございまして、里山エリアには、間伐と除伐がございまして。そのうちの間伐部分が、補助率が増えました。0.6から0.68に増えました。そのために補助率の変更によって、50万円が増額するものでございます。

それから7款の商工費、1項商工費、1目商工観光費1,309万4千円。15節工事請負費1,309万4千円。これにつきましては、プール解体工事が408万9千円。それから駐車場整備工事が828万5千円ということでございまして、なお、この工事については現在、県に補助申請をしているところでございまして、補助が受けられるよう、観光課の職員が頑張っております。温泉会館の駐車場整備工事でございます。

観光費30万円。19節負担金補助及び交付金30万円。これにつきましては、身延山の総門駐車場、落石工事でございますが、総門駐車場の奥の部分が壁の上から山にかけて急勾配になります。このため落石等が多く、駐車車両に傷が付くおそれも、クレームもありました。このため落石工事を、防止のための防護柵の設置工事をしたいということで、この指定管理者の中には50万円以下は、この門前町駐車場管理組合がやるということになってはいますが、50万円を超えた場合については、協議をしてやりましょうということでございまして、一応、うちのほうでは、66万円ぐらいかかりますので、30万円みましますよと。あとの36万円はみてくださというような形で、30万円を出すものでございます。

次のページをお願いします。

土木費の2項の道路橋梁費、1目道路橋梁費600万円。工事請負費600万円。これにつきましては道路維持工事でございますが、栗倉線、路側溝防護柵、L=15メートル。それから曙連絡所福原線、路側溝、延長20メートル。八坂線、路側溝、延長10メートルでございますが、合計600万円になります。

それから2目の道路改良費でございますが、これにつきましては、13節委託料。これは旧身延町の時代から交渉はしておいて、算定も一応したんですけど、それからなかなか交渉が進みませんでした。しかし、今度は解決しまして、やる段取りになったわけですけども、もう一度、再算定しないと、ときが経っています。そういうことで、し直すということでございます。

本町富山橋線の建物補償再算定業務、それから測量、不動産鑑定、やり直しをするということで、550万円を計上いたしました。

工事請負費270万円。町道防護柵設置工事、熊沢岩下線、ガードレール工事、延長20メートル。久保嶺線、ガードレール工事、同じく延長20メートル。合計270万円。それから17節公有財産購入費185万3千円。これにつきましては、道路改良工事に伴う用地取得、清沢大炊平線、田んぼが157平方メートル。平米当たり4千円。62万6,320円。畑が341平方メートル。平米当たり3,600円。122万6,160円。合計185万2,480円で、185万3千円の予算計上でございます。

次のページをお願いします。

住宅費でございますが、ここで委託料160万円。柿島団地内の廃棄物処理費。

それから15節工事請負費、減額200万円になっております。これにつきましては、予算を計上するとき、どうも工事費で廃棄物の委託料を予算計上してしまいましたのが分かりまし

た。これを振り替えるということでございまして、工事費は当然ありますので、200万円減額しました。そして、委託料を150万円増額するというものでございます。

それから下水道費でございますが、これは繰出金、帯金塩之沢下水道備品購入費の繰出金と市町村設置型建設費の繰出金292万1千円でございます。

それから消防費、9款1項1目非常備消防費でございますが、消耗品費で240万2千円でございます。これは消火栓用資機材、22カ所分。和田地区、大野、大塩、常葉地区で格納庫をつくるのが1台。ホースが3本。管鎗が1本。これをまとめますと、10万3,950円掛ける22カ所掛ける1.05で、240万1,245円という形になります。

それから補助金の120万円につきましては、これは中富の第1分団、第3部機庫建て替えの補助金でございまして、事業費が150万円に対して80%、120万円でございます。

次のページをお願いします。

防災費、3項1目防災費23万7千円につきましては、これは補助金でございまして、大塩区と新町区、大塩区が17万5,140円に對しまして、8万7,570円。新町区が30万5,618円に對しまして、15万2,809円でございます。しかしながら、新町区については、15万円というふうに切っていておりますので、これを合わせて23万7千円の補正をするものでございます。

それから10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会27万円。これは歳入で申しましたように、福祉教育学校等就学奨励金、これが30万円。それから英語指導の助手退職記念品代、これは不要でございますので、差し引きまして、27万円という形になります。

次のページをお願いします。

小学校費、11目の教育振興費をお願いします。補正額が184万8千円。これにつきましては特別支援教育支援員賃金26万4千円掛ける7校、184万8千円。1千円掛ける6時間掛ける5分の2ということで、1校当たりが26万4千円になります。

中学校費、同じく7目の教育振興費132万円につきましても、特別支援の教育支援員賃金、5校分でございます。26万4千円掛ける5校分でございます。

それから社会教育総務費、100万円につきましては、歳入で説明したとおり、今年度に限り文化振興基金を充当するものでございます。

それから公民館費につきましては、右説明のとおりでございます。

中富総合会館管理費96万6千円の修繕費につきましては、2階の部屋が結構、年寄りを使うわけでございます。それで、年寄りさんの希望で、2階の女子のトイレを洋式に変えてくれないかという希望でございます。1年ぐらい様子を見ていましたが、やはり、これは洋式のほうがいいということで、今回、修繕をいたすものでございます。

それから文化振興費、6目和紙の里運営費48万6千円の修繕費がございまして、これにつきましては特産品加工販売施設、味菜庵ですか、これの修繕が38万5千円と車検に伴う整備費が10万1千円。合計48万6千円の計上でございます。

次ページ、一番最後ですね、保健体育費、体育施設費8万4千円。これは先ほどちょっと、全協でも説明しましたが、下山小学校の体育館と下山の小学校、中学校のグラウンド、これの3,500円でございまして、1月掛ける12カ月で4万2千円ずつでございまして、8万4千円でございます。

次のページをお願いします。

災害復旧費、町長のあいさつの中でございましたが、大須成切石線が法面の復旧で、関東地方整備局、防災課との事前協議を進めておったわけですが、地滑りの解析を行うよう指導がございました。よって、臨時議会で議決をいただいている予算に不足を生じているので、追加補正をするものでございまして、190万円。法面の追加分が100万円。ボーリング調査が90万円。これは関東地方整備局のほうから、こういうことをしなさいということでございまして、これはどうにもならないわけございまして、今回、190万円、計上するものでございます。

それから諸支出金につきましては、基金積立金で地域福祉に積み立てます140万円ございまして、常葉の2323番地、馬場よ志さまから30万円。横根中の1725番地、千頭和勝彦さんから10万円。東京都練馬区原沢久美子さんから100万円いただきましたので、今回、福祉基金へ積み立てるものです。

よろしく申し上げます。

それから93号でございますが、財産の処分についてでございますが、産業課長があそこで提案したのは、行政財産をとりますよと。それで普通財産にいたしました。それが可決されたら、うちのほうは、今度は処分しますよということでございまして、この議案第93号につきましては、先の産業課のほうの行政財産から普通財産に変わらないと、うちができないわけでございますが、そのへん、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

説明の途中ではございますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時30分

○議長（松木慶光君）

それでは、会議を再開いたします。

午前に引き続き、詳細説明を行います。

次に議案第86号、議案第87号について、町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは議案第86号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。今回は、270万6千円の追加となっております。

それでは、内容についてでございます。6ページをお開きください。

まず歳入、1国庫支出金、国庫負担金の2療養給付費等負担金、今回351万4千円の国庫負担金の追加でございますけど、これは老人保健医療費の拠出金、国のほうが100分の34、もつことになっておりますけど、老人医療費拠出金の増額による補助金の決定によるものでございます。

次に国庫補助金、1財政調整交付金。財政調整交付金の基礎数値となっております介護納付金が減額になりました。当初、180万円予定していたところが50万6千円の決定というふうなことで、129万4千円を減額いたすものでございます。

次に県支出金の県補助金に財政調整交付金。ここににつきまして、48万6千円の補正でございまして、財政調整交付金48万6千円の追加。これにつきましては、やはり基礎数値でござ

います老人保健医療費拠出金、100分の7が算定基礎。あるいは介護分、介護納付金がやはり100分の7。それぞれ増額、あるいは減額になったというふうなことで、相殺いたしましたので、48万6千円の増額になっております。

それでは、歳出の項について、説明をさせていただきます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金でございます。当初2億6,578万2千円、予定していたところでございますけど、決定通知がございまして、今年は2億7,843万7千円の拠出金の決定がございましたので、1,265万5千円を追加するものでございます。

なお、老人保健医療費拠出金につきましては、平成18年度決算でも数値が出されておりますけど、18年度に比べて7.2%の減になってございます。

次に老人保健事務費拠出金でございます。3千円の追加でございます。これは拠出金の増額に伴うものでございます。

次に介護納付金の関係でございます。介護納付金、当初決定、予算を組むときより、今回示されてきた数値、1,978人分にかかる納付金が決定になりました。当初予算よりは28人減少したということで、566万8千円が減額になってございます。

次に6款の1項、2疾病予防費でございます。委託料428万4千円の疾病予防運動業務費の減額でございます。これにつきましては、本年度も疾病予防の1つとして、リブレスポーツクラブでの水中運動を計画しておりましたが、業者、株式会社アラモの撤退により、水中運動を実施できなくなったことによりまして、減額いたすものでございます。大きい事業であったわけですけど、年度途中での業者の撤退というふうなことで、断念せざるを得ないということでございます。

現在、健康に関しましては、回覧なんかでもご案内をさせていただいておりますけど、勤労青年センター、ちょうど前半が昨日、終わりました。平均33名の参加ということで、エアロビクス教室、これは軽音楽に合わせまして、体を動かす運動を行っております。後半におきましても、9月19日から10回、11月21日まで開催されますので、今度はこちらのほうへ力を注いでいきたいと思っております。

次に議案第87号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)の説明をさせていただきます。今回は822万4千円の追加でございます。

それでは、歳入の6ページを見ていただきたいと思います。

今回は財源として、平成18年度からの繰越金822万4千円を財源とするべきものでございます。

次に歳出でございます。3款1項1目償還金、23節の償還金利息及び割引料というふうなことで、822万4千円は過年度分返還金、平成18年度国県負担金の超過交付金分につきまして、今回、返還する予算措置を図ったところでございます。

この内容でございますけど、18年度歳入で国庫支出金、医療費負担金が現年度分につきまして、当初8億3,991万2千円計上しておいたところでございますけど、決定額が8億3,860万8,064円というふうなことで、国への返還分が130万2,936円、生じたものでございます。

それから県支出金でございます。県の負担金につきましては、18年度歳入で2億1,659万6,926円受け入れたところが、精算した結果、2億965万2,016円の決定がされまして、返還金がやはり694万4,910円生じてきております。

合わせまして、824万7,846円の返還金が生じたわけでございますけど、今回、6月の補正予算におきまして、支払い基金への精算による補正予算の措置をさせていただきましたけど、それに関しまして、予算残が2万4,170円生じておりましたので、それを差し引きまして、今回、必要とする822万4千円を計上いたすものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第88号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第88号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

歳入ですが、7款1項の一般会計繰入金262万5千円は、事務費繰入金であります。

8款1項の繰越金2,527万5千円は、前年度繰越金であります。繰越金は今回の補正で、全額の計上になります。合わせて補正額の歳入合計は、2,790万円となります。

3ページの歳出ですが、1款1項の総務管理費262万5千円は、医療保険制度の改正に伴うコンピューターシステム改修業務の委託料です。財源は全額、一般会計繰入金となっております。

4款1項の基金積立金1,115万8千円は、給付準備基金として積み立てるものです。

7款1項の償還金及び還付加算金1,411万7千円は、平成18年度の国庫負担金等の超過交付分の償還金です。

合わせて、補正額の歳出合計は2,790万円となります。

以上が議案第88号の詳細説明ですが、よろしくお願申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第89号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第89号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

まず歳入であります。4款国庫支出金、2目下部簡易水道国庫補助金につきましては、下部統合簡易水道事業として、220万円の追加であります。

3目中富簡易水道補助金につきましては、中富北部統合簡易水道事業として44万4千円の追加であります。

次に5款繰入金であります。中富簡易水道建設費の繰入金212万4千円の追加でございます。

次に8款町債でございます。下部統合簡易水道事業へ300万円。中富北部統合簡易水道事業へ600万円、それぞれへ簡易水道事業債としての追加でございます。

次に8ページをお開きください。

歳出でございます。2款2項身延簡易水道建設費であります。下水道工事に伴います水道管の敷設替え工事費負担金として、当初予算に計上させていただいておりましたが、水道施設の一部につきましては、敷設まもないことから、下水道事業の補償事業として施工すること

となりました。よって、負担金補助及び交付金から2,835万円を減額し、補償事業として予定がされております身延中央簡易水道の排水管敷設替え工事費として、工事請負費へ2,835万円の予算の組み替えを行うものでございます。

次に3項下部簡易水道建設費であります。町道役場五条線の改良工事に伴いまして、先行投資になりますが、敷設替え事業費の増額をさせていただきたいと思っております。下部統合簡易水道排水管敷設替え工事費として、520万円の追加でございます。

次に4項中富簡易水道建設費でございますが、北部統合簡易水道、下大塩配水池兼ポンプ場の築造工事建設予定地の地質調査結果から、安定した基礎地盤を得るためには、基礎工事や基礎杭を追加しなくてはならないことになりました。よって、この工事費として1,266万4千円を工事請負費へ追加させていただきました。さらには、配水池兼ポンプ場の建設地の確定に伴いまして、用地費につきましては35万9千円の減額、立ち木の補償につきましては26万3千円の追加でございます。

以上、補正予算(第2号)の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(松木慶光君)

次に議案第90号、議案第91号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長(赤池義明君)

それでは議案第90号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)について、詳細の説明をさせていただきます。

個別浄化槽整備事業、いわゆる市町村設置型浄化槽整備事業は、その財源を地域再生計画に基づく污水处理施設整備交付金を充当しております。本交付金は制度上、実績に基づいての精算行為がございませんので、当初、内示された額が全額交付されますことから、年度末において実績不足により超過交付が生じ、その超過交付分について、次年度で実績を挙げていく必要があり、当然18年度から19年度へ繰越金として財源を留保すべきで、当初予算上は、そのような措置をいたしました。出納整理期間中に事務上の手落ちで超過交付額を含めて、一般会計からの繰入金を整理してしまいましたため、財源不足が生じてしまいました。誠に申し訳ないことでございます。

以上のような理由によりまして、今回、補正予算をお願いするものであります。

まず、歳入予算でございますが、予算書の6ページでございます。お願いいたします。

一般会計繰入金292万1千円を受けまして、繰越金を同額減額するものでございます。

次に予算書の7ページでございますが、歳出予算でございます。

歳入予算のやりくりを受けての財源内訳を更正するのみでございまして、予算の総額に増減が生じるものではございません。

以上、議案第90号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第91号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、2項1目身延下水道事業負担金の1節でございます。工事負担金を2,835万円減額するものでございますが、これは先ほど、水道課長のほうの説明のとおり、簡易水道受託工事負担金の減額でございます。

次に4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目の帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金の1節

一般会計繰入金を13万5千円追加するものでございます。

次に5款繰越金、1項1目1節の繰越金を5万9千円追加するものでございます。

引き続きまして、歳出予算であります。予算書の7ページでございます。

1款下水道事業費、2項2目身延下水道事業建設費の15節工事請負費を2,835万円減額するものでございますが、本工事費は当初、町道橘町仲町線への下水道管渠敷設工事に合わせて、水道管を敷設しようとして当初予算で措置いたしました。先ほど水道課長の説明のとおり、本水道管につきましては、敷設替えをして、まだまもないことから、国の補助対象とならないというふうなことが判明いたしました。そんなことでございますので、下水道事業において、必要最小限の補償工事で行うことといたしましたため、歳入予算の減額に見合う額を今回、減額するものでございます。

次に3項維持管理費、2項帯金塩之沢下水道事業維持管理費の18節備品購入費に、19万4千円の計上をお願いするものでございますが、これは流入してきた汚水が貯留槽内で分離することにより発生いたします中間水を引き抜き、汚泥の量を減らすためのラバー弁ポンプが老朽化し、故障がいつ起きてもおかしくない状態であるため、早期の対応を必要とするとの維持管理業者からのコンサルティングがありましたことにより、対応するものでございます。

以上、議案第91号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に請願第1号について、穂坂英勝議員より説明をお願いいたします。

○11番議員（穂坂英勝君）

請願について、簡略に朗読をもってご説明させていただきます。

請願番号は、請願第1号。

件名 「日豪EPA交渉」に関する請願書。

請願者の住所、氏名。

甲府市丸の内3-5-9、食とみどり・水を守る山梨県民会議、議長 竹川和彦。

紹介議員。

私、穂坂英勝と望月広喜でございます。

付託委員会が産業建設常任委員会となっております。

請願の趣旨でございますが、日豪EPA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求める。日豪EPAというのは、経済連携協定という新しい協定でございます。

2つ目に、重要品目の確保及び、その柔軟な取り扱いを求めてきた従来のWTO農業交渉、WTOというのは世界貿易機構、昔のGATTに代わるものでございます。それにおけるわが国の主張に基づいた対応を確保することを求めるということでございます。

請願の趣旨について朗読を必要か・・・省略させていただいてよろしいでしょうか。お読み願いたいと思います。

要するに趣旨は、昔のGATTのように日本の主食にあたるような部分の輸入に対する制限を加えて、日本の農業を守ってほしいというふうな中身が趣旨でございます。

以上、ご説明に代えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

次に請願第2号、請願第3号について、渡辺文子議員より説明をお願いいたします。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について、説明をいたします。

請願者、住所、氏名。甲府市丸の内2-9-28、6F、山梨県社会保障推進協議会。会長、上所洋。

山梨県社会保障推進協議会から請願が出ています。

75歳以上の高齢者を対象とした、「後期高齢者医療制度」が来年4月から実施をされます。各都道府県に広域連合が発足をし、準備が進められています。しかし次第に別立ての診療報酬で医療内容が差別される。保険料は国の政省令でほとんど決められ、すべての後期高齢者から保険料が徴収される。保険料滞納者からは、保険証が取り上げられる。高齢者が増えるにしたがい、保険料が上がっていくなどの問題が明らかになり、不安の声が広がっています。

後期高齢者の生命と健康を守り、人間としての尊厳を守りうる医療制度とするための本請願です。どうぞ、よろしく願いをいたします。

引き続きまして、請願第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出を求める請願について、説明をいたします。

請願者は、共済の今日と未来を考える山梨懇話会というところから出ています。

昨年4月に施行された改正保険業法は、オレンジ共済のような詐欺共済から消費者を保護するという名目において全会一致でつくられましたが、政省令をつくる過程で全国PTA連合会や知的障害者、医療団体、登山者団体、商工者団体などが自治に基づく助け合いの精神で運営してきた自主共済を適用除外とせず、廃止か変更かの選択を迫っています。共に助け合っている共済の取り組みが存続できますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして、散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまです。

最後のあいさつをいたしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

平成 1 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成19年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成19年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案の討論
- 日程第3 提出議案の採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育長	笠井義仁
学校教育課	長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長	深沢	茂
録音係	遠藤	守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

会議に先立ちまして、訂正をお願いいたします。

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願につきまして、昨日、付託委員会を教育厚生常任委員会として配布いたしました。総務常任委員会の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。総務常任委員会をお願いいたします。

それでは、本日は大変、ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

議案第92号 請負契約議案を除きまして、委員会付託を予定しておりますので、質疑につきましては総括的・大綱的な質疑に留め、詳細は委員会で行うよう、ご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

総括的なことと言いましたので、総括的に伺います。

監査委員の意見書の7ページに補助金の支出状況ということで、交付団体等の活動状況を分析・確認し、うんぬん、行政改革財政部会等で見直しをしたということで検討中ではありますが、実は昨年の17年度の監査委員の意見書がありますので、ちょっと読んで見ますと、17年度がまったく同じ文言なんです。17年度の監査委員の意見書は、各種団体等に多額の補助金が交付されているが、交付対象団体等の活動状況を分析・精査した上で適切な交付をされたい。また事業の計画実施にあたっては、費用対効果、必要性、実情に適したものか十分考察し、将来を見通した取り組みが必要、これが17年度の監査委員の意見書です。また、18年度の意見書が、このウの補助金の支出状況のところ、まったく同じことが書かれている。

そこでお聞きしたいのは、この補助金の対象の交付団体の団体数ですね、いくつあって、その状況がどんなふうな状況になっているか。昨年の監査委員の意見書もありますので、当然、このへんは検討をされていると思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

行革の調査をしているところですけど、今、資料を持っていませんので、あとで答えるというだけでいいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

私がちょっと、補助金に関する調べをしておきました。これはほとんど、ある一部分だと思いますけど、私が調べたのは17団体であります。老人クラブをはじめ、福祉健康まつり、枝豆オーナー物産まつり、身延山観光、あるいは下部観光、いろいろ、17、全部言うわけにはいきませんが、およそ17の項目にわたって、補助金に関する調べをしました。

昨年は、この17団体の中で1,982万4,874円の町の補助金が充てられたわけですね。今年、平成19年度の予算額を見ましたら、まったく同じ金額なんですよ。1,975万円。たった3万円ぐらいしか変わらないですね。そうすると、昨年度の監査委員の意見書が全然、今年の当初予算に生かされていない。つまり補助金が適正かつ費用対効果、あるいは補助金の使われ方の目的に合致しているかどうかということまで、ちゃんと調べたかどうか。なお、使っている団体の要綱なんかを、ほとんどないですね。例えば目的が、どんなことに使う、使われた人数が幾人、収支決算というような、その要綱すらない。だから、こういうことが、その補助金の適正化にきちっとつながっているかどうか。そのへんのことをご答弁お願いします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

政策室で答弁しなければならないと思いますけども、この中には、庁内の中には3部会ございまして、財政部会、それから事業部会というふうな3つの部会があって、今、それを行っているところでございますが、今言われた適正化の、ご指摘のとおりということを言われました。本当のことでございまして、私も前財政課長のあとを引き継いで、財政部会の部会長ということで行っております。その中にちゃんとした要綱があるのか、ないのかということも今、調べているということが1点。もう1つに補助金制度の総合的な見直し、例えば8割給付、これはもう部会の中でもおかしくないですかということは、部員の方々もいわれております。では、それをどうするんだということを、今やっている最中でございますので、今言われたような補助金の要綱、もしくは、もっときついことが出まして、補助金を出して、実績報告書に基づいてというようなこともあります。ただ、町民向けに対しても、それがどこまで適正かといわれると、ちょっと疑問符がつくんでございますが、いずれにいたしまして、今、作業をやっているところでございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そういうことを言いますと、そんなふうにはやってほしいということでおけばいいんですけど、昨年から監査委員の意見書がありながら、現にそのことが、ほとんど手が付いていないというのは、やっていないというようなことに見るわけですね。やっていない。実際、その気があれば、昨年来のことですから、当然、数が分かっているし、今年度の指摘事項ですから、そう

ということが、何団体あって、全体では額がいくら、そういうことまで調べてなければ、やっているとは言わないですよね。だから、いつも監査委員の意見書が印刷したとおり、昨年の意見書、今年の意見書、まったく文言が変わらないような形になっているのは、そういうところにきちっとやられていないということが、歴然としているんですね。実際、補助金を交付するときに、今言うとおり、ちゃんと実績、あるいは目的、そういうことがきちっとされていて、普通、例えば、団体であれば、ちゃんとそのことがやられるかどうかということ、あとは精査するというような、そのことがないと、補助金の目的に沿っていないんですね。ただ、前年度、これだけ補助金を出したから、今年も前年度で、同じ、いわゆるつかみ予算みたいな補助金をやるから、そういうことが漫然と続いている。方や、お金がかかるから補助金の精査をきちっとすると言いながら、全然やっていない。そんなことで、このへんでおきますけど、きちっとそのへんは、今年はやるように、この場で前向きとかそうではなくて、きちっと、いつまで、どなたがどんな方法でやるか、そのへんをきちっと目標を立てて、補助金の交付、すでに目的が終えているものについては、ちょっと言いにくいかもしれませんが、そのことはきちっとやってもらうということにしてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

監査委員の指摘にもあるんですけども、歳入面において町税をはじめ、各種公共料金が滞納しているということで収入未済、それから不納欠損というのが多くなっているんですけども、この件数ですね、町税と、それから公共料金ですね、それについて、ちょっと聞きたいと思うんですけども。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

18年度の不納欠損、件数でございます。74件でございます。この件数というのは、年度でそれぞれ1人1件あれば、1件というふうなカウントをしてございまして、74件の数字となっております。

それから、今、不納欠損の状況ですね……。それから収入未済額の関係でございますけど、すみません、ちょっと時間をください。今、件数を足してございますから、ちょっとすみません。

収入未済額の件数でございますけど、3,434件でございます。これも先ほど申し上げましたとおり、1人が何件かを持っている状況でございます。

以上でございます。

これは、町税に関する分でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

町税の中には、いろんな税金があるんですけど、これがダブっているというような人もいると思うんですけども、74件で何人かというのが分かりますか。それと、収入未済額の中には出納閉鎖をしてからの、入ってきた部分もあると思うんですけども、それを除くと数字がどのくらいになるかというのを聞かせてください。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

18年度の不納欠損の人数でございますけど、39人というふうなことでございます。それから平成19年度当初において、滞納額が記載されているわけでございますけど、人数で把握したほうが分かりやすいというふうなことで、19年度当初には1,259人おりました。現在では167人が減りまして、1,092人というふうな滞納者がございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

あと公共料金ですよ。使用料とか分担金とか、これについての不納欠損、それから収入未済、額と件数ですね。件数を。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいまのご質問でございますが、町営住宅の使用料の不納欠損でございますが、1件でございますまして、128万5,900円でございます。これは平成18年ですか、議案第100号で訴えについてということで、裁判の判決による不納欠損でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

3回ですので、質疑は打ち切らせていただきます・・・質疑も3回ということになっています。同じ項目についての質疑は3回です。違うところではいいですよ。違う件ならいいです。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、ほかのことについては、いいということですね。はい。

総括的と言われたんですけど、私、ほかの委員会に出られないものですから、自分の委員会以外の質問で、ちょっと細くなるかなとは思いますが、ちょっと聞きたいと思いますので、42ページなんですけれども・・・よろしいですか・・・。

7目のバス運行対策費ということで出ているんですけども、補正を組んだ以外に不用額というのが、これ出ているんですよ。これで、各項目を見ているんですけども、かなり予算と違うところが出ていて、そして報酬というところに町営バス運営協議会の委員の報酬が出てい

るんですけども、これが全額不用額になっているというようなことで、これについて、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

お答えします。

報酬費は、バスの会議は行いませんでした。それから委託料については、これは当初予算よりも、委託料を減額したということでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは見れば分かるんですけど、なぜ、だって、予算で町営バス運営協議会が必要だということで、委員が載せてあるわけですから、なぜ、その会議を1回もしなかったとか、委託料がどういう理由で減額したのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

開会する予定がございませんので、案件がございませんでしたので、開かなかったということでございます。それから委託料については契約でやっておりますが、途中で運行等の変更もございましたので、減額になりました。特に下部地区の運行等に変更がございましたので、減額になったということでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

これについて、3回ということですか。ほかの質問はできないということですか。

○議長（松木慶光君）

できれば、認定第1号について総括的な質問をお願いできれば、一番いいんですか。

○13番議員（渡辺文子君）

総括的といっても、ほかの委員会に出られないから、質問できないではないですかね。

○議長（松木慶光君）

だから、1号について、それを1号についての総括的に、これとこれがこうだということにしてもらえれば、できるわけなんで。いいです、どうぞ。

○13番議員（渡辺文子君）

総括的といわれても、各項によって・・・。

今のんですけども、補正を組んでいて、補正以上に不用額が出ているという、そこがちょっと分からないので、説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

3月で減額をすればいいんですけど、補正減をしなかったということでございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは2点、質問をさせていただきます。

昨年度、結成しました身延町立小学校適正配置審議会が設立されたわけでありますけども、条例が本年度からスタートいたしました。期間が2年間と決まっているわけでありますけども、身延町の小中学校適正化というものが大きな問題で、各委員の、審議会の委員20人で組織しているわけでありますけども、その人たちにすべて委ねるといのはいかなものかなという感じもしまして、将来、適正化審議委員会で諮問して、そして答申をして、それがどういう形の中で最終的な適正化計画が行われているのか、そのシミュレーションを1点、聞かせていただきたいと思えます。

2点目として、ここにあります決算付属資料の中の企画費でございます。合併から3年、町民の行政における期待が大きく、同時に厳しい経済情勢の中で、町行政に対する取り組みというものが、町民から監視されていると指摘をされている中で、この企画の中で、下部温泉利用計画、下の長期総合計画、国土利用計画策定事業、以下3点を除いて、約2億円をかけて、温泉が掘削されてきました。そして、分湯がなされてきました。今後、下部温泉、この問題について、将来的にさらに投資する考えがあるのか、ないのか。以上2点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

それでは、お答えします。

笠井議員さんのほうから、シミュレーションはどうなっているのかということですが、前もお答えしましたように、およそ2年間で10回程度と。これはおよそとか、程度ということをおし上げたのは、その状況を見ながら、もっと、緊急を要する内容でありますので、できれば早く終結したいと、こういう思いもあって、そういう表現にしたわけですけども、現在のところ、ちょっとだけ、シミュレーションにいく前に、ちょっとだけ報告させていただきますと、現在、2回行いました。中身は、審議員さんたちが実情をできるだけ知っていただいた上で、審議をしていただくのがいいなということで、これからの子どもたちの動向とか、その他、地域の各集落の人数とか、そんなことをできるだけ細かく提示するのが2回、それから教育センターのほうで、主に小中学生に子どもを持つ親たちから、アンケートをとってありますけども、その結果とか、そういうものをできるだけ細かく提示することに、2回行ってきたと。それから今後のことですけども、10月の下旬に予定をしていますけれども、現地をちょっと、かなり入り組んでいるところとかありますので、そういう現地を見て歩いた上で、だんだん、形を整えていくと、そういう方向に向かっております。

なお、審議会への諮問は、大きく言いますと、適正規模、身延町における1学級、あるいは1校の適正規模はいかがあるべきかということと、それに添って適正エリアと。適正エリアというのは、どういうことが考えられるかと。もっと具体的に言うと、小中学校の適正校数になると思いますが、そういうものを具体的に出していただいたところで、一応、答申をいただくと。その中には、すでに地域審議会等で急げと。今、要望が高いんだから急げということ

るもありますので、そういうことも含めながら答申をいただくと。これを、できるだけ、丸2年とは言わないで、できるだけ早く答申をいただきたいなというふうに思っております。

なお、今後については、その答申をベースにして、今度は行政サイドの仕事になるわけです。これまでは主に地域住民の間には、地域審議会の声も結構出ていますので、そういうものを審議の中で反映しながら進めていっておりますけれども、いよいよ答申をいただいたあとは、今度は具体的な作業に入るわけですが、これは行政サイドの仕事になると思います。

それも、ちょっと具体的に申し上げますと、豊岡小の問題なんかは、できるだけ早く急げという地域、それから父母の声もありますし、状況から見ても、それはそういう状況だなという面もありますので、そういうところ等をできるだけ早く、具体的に行政サイドの仕事としてやっていく必要があるなというふうに思っております。

なお、これはやや、私個人の考えになると思うんですけども、A校とB校をくっつけるという単純な、そういう作業ではなくて、もっと、現在の状況や地理的状況とか、通学の状況とか、子どもたちの今後の状況とかを眺めながら、一度、更地にするような形で、もう1回エリアを考え直して、その場合においては頻繁に、できるだけ多く地域の皆さんの声を聞く機会を持ちながら、できるだけ早い機会に結論を出していく、そんな考えですが、不十分だと思いますけれども、以上です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

2問目の温泉の問題でございますけど、今後、町として積極的に投資を続ける意思があるかということですが、基本的にはあると申し上げたいと思いますけど、ただ周囲の状況、いろいろございますので、まず1点とすれば、地元の皆さん方が組合を中心にまとまっていただいて、統一した見解を示していただくということが、まず第1点であろうと思いますし、それと今、毎分200リットルを配湯いたしておるところでございますが、実質的には400リットル湧出をするわけでございますので、あと、このことについての規制は、県の温泉審議会で決められるわけでございますけど、せっかく400リットル出ているわけでございますので、できればフルに活用をしていきたいということでございますけど、そんなふうな制約がございますので、これを今、みどり自然課を通じて交渉をいたしておるところでございますが、そんなことで湯量と、そして地元の皆さんの意思統一をしていただいて、下部の町をなんとか復活をしたいと、活性化をしたいというお気持ちが大きければ、それはそのとおり、やらせていただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

総括的ということで、ちょっと前年度、先ほど日向議員から平成17年度の決算と18年の決算ということで、収入未済額、不納欠損、これに関しての額面的、20万円、不納欠損が20万円ぐらいしか変わらないということで、監査委員の指摘等があったにもかかわらず、なんで不納欠損が、また処分をするのかということ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

滞納執行条例という条例があって、納期限が過ぎて20日以内には督促を出すということで

やっているにもかかわらず、74件、不納欠損が今年度も490万円程度出たということ、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、20日過ぎますと、督促状というふうな手続きをとっていくわけでございます。あと今回、不納欠損をした人たちにつきましては、やはり町外へ転出している方がほとんどでございます。その中で、絶えず、その督促状、次の段階では催促状というものを送り続けますけど、送達している場合、送達されない場合は役場のほうへ公示というふうな手続きをとります。つまり公示、掲示板に送達分を掲示することで、相手にもう通知されたというふうな行為がみなされまして、それらに基づいて5年間経過してしまったものが不納欠損ということで、今回、処分をさせていただいた部分が大方でございます。いくつかにつきましては、税法上に基づいた法的措置、つまり交付請求、例えばA社が倒産してしまった、それに対して、今度、精算管財人がつきまして、財産の処分をするわけですけど、そこに交付要求をしていくという。その交付要求が決裁をされますと、あと財産が残りませんから、やはり、その時点で不納欠損の処分ということで、それぞれ地方税法に基づいた措置をとってございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

ここに付属資料の中で、投資的なものは今年、いただいたわけですけど、私、別の方面からちょっとお伺いしたいんですけど、いわゆる性質別経費の状況があるわけですね。どういうものがあるかという、人件費とか物件費とか維持補修費、このようなことが10項目ばかり、性質別の経費の状況があるわけです。人件費を見ますと、昨年、17年度決算では19億257万9千円ですかね、16年度との対比だと、約、人件費は1.3%の減額になっているわけです。当然、今年も何人が退職され、いろんなことで職員の数が減っていると思うわけですから、17年度に対する、あるいは18年度の性質別の人件費がどのくらい減ったでしょうか。そのへん1点、お答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

・・・はい。

○9番議員（日向英明君）

去年の決算書を見れば分かるんですよ。去年の決算書が、16年度が19億2,818万9千円ですかね。17年度、今、私が言った数字と比べて、16年、17年度を見ると1.3%の人件費が削減されている。これは退職等、いろんなことで人が減ったということですがね。これは18年度が、どのくらい減ったかということは、当然、調べておかなければおかし話なんです。

○議長（松木慶光君）

会計管理者。

○会計管理者（市川忠利君）

お答えいたします。すみません、時間がかかりまして。

決算統計の、普通会計の資料と言われましたが、人件費につきましては9.7%の減であります。金額は17年度が19億300万円、18年度が17億1,800万円、1億4,500万円程度の減であります。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

人の数は分かりませんか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

17年の4月1日現在で255人ですか、18年の4月で247人ですか、8人の減ということで。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第82号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第83号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。
議案第84号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第85号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

85号、一般会計補正予算ですね。なんか質問の仕方がいろいろ、ちょっとこんがらがっていますけど、この1議案に対して項目が何点かある場合、最初に挙げれば、その1点1点ずつの質問でよろしいわけですね。何回も立つということは、駄目なんですね。そのところ、きちっと聞いておかないと。何回も立つではなくて、一括に質問するということですね。

○議長（松木慶光君）

その議案に対して全体で、総括的で全部挙げてください。それが1回になります。

○11番議員（穂坂英勝君）

分かりました。

それでは、2億5千万円ぐらいの補正なんですが、少々、細かいような点で大変、恐縮でございますけど、2款総務費中1項の2目企画費の13節、ページで言うと14ページです。この230万円、ちょっとごめんなさい、一括になると、あちこちに振らなければいけないので、すみません。町長のお話しにもありましたし、デマンド交通システムの導入ということで計上されているんですが、2点について質問します。

まず、コンサルタント業務の委託先の業者はどこなのかということ。それから2点目、導入事前調査業務とはどういうことか。調査設計の段階なのか、それとも基礎調査なのか、実施計画までなのか、この2点について、まずお聞きしたいと思います。

次に16ページ。3款民生費の1項社会福祉費、1目の19節補助金、本当に少額で、3万3千円という補助金なんですけども、先ほども決算認定の中で補助金という話が出ました。決算認定の中では、私どもが予算を認めたものですから、それを使われたということでお聞きしなかったんですが、この少額なだけに、補助金が3万3千円、当初予算になかったものが補正でのってくるということは何か特別な意味もあるだろうし、その3万3千円も金額の多少にかかわらず、何か特別な意味があるのではなかろうかと思って、その1点をお聞きします。

次に19ページをご覧ください。

5款1項1目労働諸費の13節委託料109万7千円でしょうか、滞納整理補助業務。これも決算認定の中で、いろいろお話しが出ていたようでございますけども、町長のお話しの中で、滞納整理のための専門的な人に、どちらかという、テクニカルスキルを持った人に法的処理のための費用を盛って滞納整理に当たるというふうなご説明が、昨日の時点であったように記憶しております。例えば、詳細説明の中では、担当課長のほうから1時間800円、1日6時間掛ける90日の金額がこの金額になると、こんなふうな説明がありました。

この金額を見たときに、総額5億円にのぼる滞納整理、滞納額を滞納整理するときに、特に長期滞納の回収整理には、法的手段を用いる必要があります。どちらの目的で、この予算を盛られているのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、次に24ページ。10款の4項1目19節、社会教育費の100万円。みのぶ第九合唱団公演補助金。これも先ほど、補助金にうんぬんという指摘がありましたので、お聞きしたいんですけど、この補助金の交付先の団体名を1点、お聞きします。

もう1点、補助金は公演費用に使うお金なのか、非常に文化振興のために、この補助金が悪いわけではありません、そういう意味で言っているわけではなくて、100万円を補助金として計上するには、これの公演に対する費用がどれだけかかって、例えば1千万円かかるから1割の100万円を補助しようとかという根拠があって、補助金を計上されたと思いますので、その2点をお聞きします。

もう1点、最後に、申し訳ありません。25ページ。10款5項2目7節でしょうか、金山博物館の運営、その他総合文化会館管理費、その他の賃金がそれぞれ予算計上されておりますけども、当初予算に盛らなかった賃金ですから、何かが不足しているかどうかで賃金を上げたのか。新たな事業をするための賃金を盛ったのか。そのへんを1点、お聞きします。

以上です。長くてすみませんでした。

○議長（松木慶光君）

まず1点。

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

それでは、お答えいたします。

企画費の14ページ。13の委託料ですが、デマンド交通システムの導入事前調査業務ということで、委託先につきましては、予算が通りましてから決定したいと思います。

それから業務の内容ですが、昨日、お配りしましたけれど、調査設計、アンケート調査、課題抽出分類、デマンド交通導入実施案の策定ということで、こんな内容になっています。案のほうですが、エリアの策定、ルートの策定、ダイヤの策定、利用想定者数の推定、コストシミュレーションの実施、既存公共交通との比較、コストとか利便評価、報告書を作成するというようなことになっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

16ページの3万3千円の、社会福祉協議会の補助金ですが、これは財政課長が詳細説明のときに申しあげましたように、門野の湯の送迎バスで、門野の湯の送迎バスは社会福祉協議会補助金という格好で出しまして、社会福祉協議会が山交タウンコーチと委託契約を結んでおります。そんな関係で補助金になっています。増加分は清住町の乗り入れに伴う増加分で、この予算を通していただいたあと、清住町へ乗り入れを追加したいと思っています。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは労働諸費、109万7千円についてお答えいたします。

今年度、平成19年度から町県民税も5%から10%に上がったということで、19年度分もまた新規滞納者が出るのが懸念されてございます。ここ17年、18年、毎年年度を追うごとに新規滞納者が増えてきているというふうなことで、今回につきましては年度途中でございますから、新規滞納者が発生させないために、今の徴収担当は2名ございます。1班では、今、まわりきれない状況下にありまして、今回は滞納整理の補助業務を担っていただくということで、109万7千円の計上をさせていただきました。

内容といたしましては、2人それぞれ、これまで銀行、あるいはNTT関係とか、そういうところに勤められた方をお願いしているような状況でございます。

それからお、電話での、やはり納期がきまして、遅くなった納税者に対しまして、電話催告、そういうこともしていこうというふうな予算措置でございます。

それから先ほど、町長が述べられた専門的な、これは平成20年度に向けて、今、内部で検討しているところでございます。

以上でございます。

先ほども申しあげましたとおり、滞納にかかる滞納処分、それについては、さらに庁内体制を整えながら、専門的なものを入れたり、またあるいは、県との連携の中で、平成20年度滞納整理についてはしていきたいと、そのように計画を立ててございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

24ページ、下のほうの4項1目の19節の負担金100万円について、団体名はみのぶ第九合唱団。根拠につきましては、昨年、2回公演、今年度予定したのは1回公演で、公演に際しましては、一応、入場料3千円、約360万円余としております。実際にかかる費用というのは、約400万円を超すところであります。

内容につきましては、ほとんどが東京等から招聘しております楽団の費用等に充てられます。それから出演者等からも、入場料のほかに入会金等、または会費等で歳入に充てているわけなんですけど、その支払いにつきまして、昨年までやまなみ文化基金というところから、県のほうから100万円きていたわけなんですけど、今年度、それがとりやめになってしまったと。補助金につきましては、先ほどから言われていますとおり、精査している時期でありますけれども、今回に限り100万円を、文化振興基金を取り崩して充てるけど、来年以降は、その団体の努力によって、なんとかしてくださいと。これは今年度に限り補助金を出さずということでございます。

それから、次の質問、26ページ。その他賃金につきまして、2目の金山博物館運営費中の賃金39万7千円。それから4目の総合文化会館管理費の7節賃金で、その他賃金で44万6千円。これにつきましては、どちらもパート的な臨時職員ということで、当初には予算化はお願いいたしました。今回、それになおかつ補正をしたということは、例えば金山につきましては、職員が1人減になって、当初、見込まれる賃金を盛ったわけなんですけど、非常に今年度も入場者数が多いということもありまして、そのパートさんに出てもらう回数が多くなってしまったと。そして、そういうことによりまして、来年3月まで見込まれる賃金が不足してしまうということで、お願いしております。

それから総合文化会館につきましては、やはり今まで、あそこには生涯学習課職員、非常勤職員を含めまして、約5名いたものが、中富のほうへ来てしまったということもありまして、一応、当初ではパート的な臨時職員ということで、予算化はしたわけなんですけど、やはりいろんな公演等で、来年3月までの、見込まれる賃金が不足してしまうことを見込みまして、今回、予算化をしました。

なお、今、生涯学習課のほうの中富の職員が火曜日、水曜日は2日間、それをカバーするために手伝いに来ているんですけど、それでも不足するということなんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

1点目のデマンド交通についてですけども、お答えの中身ですと、今のやられている交通機

関のコストと、それから、これから今、システムの導入についてという基礎調査をやっていかなければ、コストの比較はできないよと。報告されないと分からないというふうなお答えだったんですけども、最終に、なんかこれを見てみますと、コンサルト会社がつくった業務内容のような読み方がされるんですが、そうですね、これは。

ただ、それにしたがって提案したような形で、文言を見ると、こういうように報告する、一番最後に報告書作成、交通実施方法の検討内容報告書として作成する、これはコンサルト会社がつくった内容です。これが来ないと、成否もコストの比較もできないわけですね。それにもかかわらずやるということで走っているわけですね。そのお金が、ここに盛った、この金額ということになりますね。まだ分からないということですね。こういう形でやっていくかどうか。そのへんが1点。それだけ。だから業務内容の資料によると、コンサルト会社の作成の資料のようですが、交通実施方法の報告は実施計画策定後の最終段階になっているから、ずっと先の話が、今、その基礎調査の費用を盛ったと、こういうことですね。それですと、まだ、このデマンド交通システムを入れるか、入れないか分からない段階ということであれば、質問はこれで結構でございます。

それから2つ目、滞納整理なんですけども、今お答えのあったのは、滞納整理ではなくて督促の状況を言っただけですね。当たり前の督促、催促、公示期間がどうのこうのと、先ほどもありましたけども、これは単なる一般的な滞納者への督促業務ということになってくるではなからうかと思えます。法的処理とか不納欠損処理というのは、1つの要件を満たして、公示期間が過ぎたから不納欠損できるというものではないし、5年が経過したから、できるというものでもないと思えます。例えば、公示期間に申し出がなくても、その方に送達した事実は、それで実証できます。ただし、いなくなっている事実はそれでつかめません。それで滞納整理だなんて、そういう幼稚なやり方をやっている、5億円の滞納が減らないよと言いたいのが私の言い方なので、そのへんを、ここに盛ったのは単なる仕事が少し手間取ったから、パートも補助的に使うからどうのこうのという言い方だったようですが、そのへんの考えを、もう1回、お聞かせ願いたいと思えます。

それから順番がちょっと入れ違いましたけど、先ほどの民生費の1項1目、社会福祉総務費、補助金の少額の3万3千円ですね。これにご答弁いただいたんですけども、門野の湯の送り迎えが増えたからというご答弁のように聞きましたが、そうですね。そうすると、行政とすると、社会福祉協議会が創出するから、この金をくれよといったら、そのまま出すという形です。言い方、ちょっとおかしいんですけど、そのようにとられるんですけど、そういうもので出しているのかどうか、困らせて大変申し訳ないんですが、そのへんを社会福祉協議会のことにも、あとで触れたいと思っておりますので、そのへんを3万3千円、門野までまわるから、どこまでまわるから、バスで行くと余分に金がかかるから、金をよこせよ、はい、やるよと、こういうスタイルのように、行政の中で企画されたものが不足したとかということではないようなご答弁のようでしたので、それを再度お聞きしたい。

それから、そのへんで、では、それだけ聞きます。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

デマンド交通につきまして、お答えします。

まだ基礎調査ということで、先ほど言ったとおりです。まだ、この結果を見て実施するかどうかということで、基礎の調査です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

先ほど、説明がだいぶ不足しておりました。申し訳ございません。

今回の予算は、滞納整理、これへ訪問、それぞれ滞納されている方を個別訪問いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、今、徴収員が2人ございまして、2人ではとても今、まわりきれない状況がございまして、今回は各課長等にもお願いして、実績を挙げているところがございますけど、やはり日常的にそれぞれ滞納者の宅へ伺って、訪問活動をしたいということで、今、1班編成でございますから、今回、それぞれ専門的な知識を有する人たちも入っていただいて、サポートしていただいて、2班編成で滞納整理にあたりたいと、その経費で、90日間を盛っております。

なお、先ほど言ったとおり、最終的には差し押さえ、その前にはやはり、それぞれの各家庭に入りまして、資産調査とか、業務量が相当多くなってきてございます。これまで、やはり現行の滞納額をいかに圧縮するかということで奔走していたわけですけど、今後は補充員等も手当していただきましたので、次の段階、差し押さえの前の段階の資産調査、そういうものにも踏み込んでいきたいと、そんな内容でございます。

それから、先ほど申し上げました電話でのお願い、これはまた、この中での賃金を盛っております。町民税が5%から10%、本町の場合は大体7割方占めております。その人たちが、また新規の滞納に陥らないように、時期時期がきましたら電話の呼びかけ、そういうものも、この賃金の中に入っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

門野の湯の送迎バス、福祉バスの件ですが、福祉バスは旧身延町時代からやっておるわけですが、そのバス自体の購入時点におきまして、社会福祉協議会という名前で購入したということで、社会福祉協議会が山交と委託しています。そんな関係で、この3万3千円は実際、山交タウンコーチの見積もりであります。穂坂議員は旧身延町の議員ですから承知だと思いますが、そんな関係で社協へ町が補助金を出して、社協が山交タウンコーチと委託契約を結んでいる格好で、見積もりは山交タウンコーチから出た見積もりであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

質問の仕方が初めてのやり方で、混乱させて申し訳ございません。まず、お詫びします。

3回目でございますので、それぞれに質問した内容、やはり、ここに予算化されて、滞納整理ひとつとっても、すべてをとっても、人が足りなかったから補正する、当たり前のことであ

りまして、それが決していいとか悪いとかではありませんし、やはり第九の、これについても、これはいいことですし、私どもも聞かせていただいたけど素晴らしいものでしたから、そこに出す過程がいまいち、滞納整理についても、今の滞納額を減らそうとするには、町長がおっしゃられたように、専門的、本当にスキルの高い人間で整理していけば、減ることは間違いのないんだけど、今のまま、人海戦術でみんなやっていくことの中へ、その人に足りない賃金を盛ってやっていくでは、なんか少し無駄遣いの感じがするもので質問させていただきました。それぞれのご答弁ありがとうございます。

○議長（松木慶光君）

他に質疑ございませんか。

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

19ページの6款農林水産業費の中の農業振興費の補助金であります。有害鳥獣防除施設機材補助金についての600万円あります。現在、申し込みが何件ぐらいあるのか。また、新しい事業が出ているというようなことを聞いておりますが、その新しい事業とはどんな事業なのか、伺います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

この600万円でございますけども、当初でもって996万円ですか、お願いしました。8月末現在、申し込み分も含めてですけども、66件出ています。それで、今まで当初のうちで払ったものが878万7千円、41件分を払いました。あと、残り25件分について、今回お願いするわけですけども、それが544万円ほどになります。トータルで1,400万円ぐらいの支出になります。それで、今回もらいます600万円と合わせますと、1,600万円ということで、残りが200万円ほど、今、余裕があると。防護柵については、そういうことでございます。

それから新しい事業ということでございますけども、その19ページの13節、15節に古閑地内の鳥獣害対策土留工の工事の関係もございまして、これも鳥獣害の県の補助金ですけども、要綱といいますか、内部が変わったということで、要は話が長くなるわけですけども、17年度に県のほうは、その補助金ベースでもって3千万円を要求したわけですけども、身延は17年度もいろいろ鳥獣害対策、補助金をいただいたわけですけども、県下全体で見ると、少なかったということで、県のほうが昨年、18年度は1千万円を通して、補助金を2千万円にしてみましたというか、落としたわけですけども、承知のとおり、昨年は全県的、全国的に鳥獣害が多くて、すごく要望があったわけでございます。

そんな中で、去年は各町村から要望があって、足りなかったということで、今年、再度、3千万円を要求したようでございますけども、要求が通らないというか、2千万円はなんか、そのまま通ったようですけども、そのあとの1千万円を通るのに、こういう複合的といいますか、昔で言えば県単土地改良事業というようなことでもって、30%の補助があったわけですけども、そういう補助金がすべてなくなったわけですけども、そんな中で、そういうものと、土木といいますか、土留工をやりまして、その上にシカ避けとかイノシシ避けの防護柵を合わせて

設置するというような、そういう複合的な新しい要綱をつくったということで、これは当初でできなかったわけですが、というのは、今年出たばかりでもって、各町村への説明が7月ごろ、あったわけです。それで身延のほうも、峡南農部から7月になって呼び出しがありました、ぜひ身延において毎年、補助金を出しているのも多いですし、また今年も例年にもれず、要求のほうを、今回2回目になりますけども、県のほうにお願いしているわけですが、その補助金を確保するために、ぜひ身延でもって、初めてのことでございますので、そのやり方とかも含めまして、試験的なこともあろうかと思っておりますけども、ぜひ身延でということで、急ぎよ今回、工事に対する測量調査費、それから工事費を含めまして、今回お願いしたと。それがいきさつでございますけど、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

新しい事業ということありますので、ぜひ努力してうまい方向でいくように要望しておきます。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

民生費について、お伺いいたします。

昨日の本会議において、下部の支所の宿直を廃止するという報告を受けたんですが、やはり下部地区において、今まで宿直をなされてきたのを、ここで、ただ経費削減のために宿直を廃止するんだというような説明でした。

しかしながら、やはり行政というのは、町民サービスが基本であります。その点、その施設を、いわゆる10時ごろまでは会合、その他の集会等に利用されると思います。宿直を廃止しても、その施設を利用する時間、いわゆる10時なら10時ごろまで、交替勤務というような形をとって、地域住民のサービスに努めるとともに、施設の管理の点からも、そういったお考えがあるかどうか。

それから、もう1点、労働費。いわゆる19ページの労働費の、先ほども同僚議員からもお話しが出ましたが、滞納整理の補助業務についてですが、今日の新聞ですか、市川三郷町において、福祉の関係でもって70歳ぐらいの老人のお宅へ集金にうかがったと。ところが役場へ問い合わせたところ、町ではそのようなことは行っておりませんというような、新聞に掲載がありました。本町においても説明の段階ですと、現在、職員が2人で徴収しておられるのをパート、もしくは臨時雇用でもって、あと2人増員して、ここに予算化されておられるわけですが、町民に対する、いわゆる徴収職員だという証明をどのような形でされるのか。その2点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

川口議員、1点目の宿直の問題は、85号の議題とちょっと離れるような感じがするんですが。

○15番議員（川口福三君）

この140万円の減額・・・。

○議長（松木慶光君）

どこに。

○15番議員（川口福三君）

15ページ、出張所費の中で。

○議長（松木慶光君）

宿直のですか・・・宿直の問題ではないです。いいですね。では2点目を。

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

先ほど言ったとおり、2名補充して、2班編成と申し上げました。これまでもいくつか、甲府市なんかにおいても問題があったというようなことで、内部で検討いたしまして、やはり職員と2人で班編成を組みまして、2班編成ということで歩くことを基本としてございます。

なお、この証明書ですか、これは総務課長、発行できますよね。また総務課のほうから、そのような書、証明書なるものも発行していきたいと思います。滞納整理に入るときには、それを付けて持って行っていただくということで、対応したいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

議案第85号について、3点質問いたします。ページは17ページです。

1億4,274万3千円、保育所の統合でありますけども、国庫支出金が8,156万7千円、この2分の1、合わせて町長の認めた6,119万9千円が、今回の予算でありますけども、この概要ですね。場所はどこなのか、広さはどのくらいなのか。保育園運営はどうなっていくのか。1点、質問をいたします。

2点目として、今、同僚議員が、19ページ、古関三堂平鳥獣害対策、新しい事業でありますけども、鳥獣害対策政策の中に、土留工事、鳥獣害対策をする以外に土留工事が新しく加わったと理解をされているのか、2点目。

3点目として、20ページの商工費であります。温泉会館の駐車場の整備工事でありますけども、32台の駐車場を造ると。運営、これからの管理を含めて、駐車場、商工会の運営方法はどうか。以上、3点について、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

1億4,274万3千円の補助金の件につきましては、財政課長が詳細な説明の中で説明したとおりでありますけども、質問にお答えをいたしますけども、施設の名称につきましては、社会福祉法人 大島保育園という名称で建設がされます。これにつきましては、現在の大島保育園と大野山保育園、2園が合併しまして、大野山保育園の跡地に建設をするものであります。定員につきましては、120名の定員でございます。

建物の構造につきましては、RC構造で2階建て。床延べ面積につきましては、873.87平方メートルになります。運営方法につきましては、社会福祉法人ということで、平成20年4月1日から開始をする予定でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、先ほどの問題ですけれども、県が予算取りする、先ほど説明したとおりでございますけれども、その中でもって、この鳥獣害対策ということで、ただ、そういう防護柵をするだけでは芸がないではないかというようなことでもって、その土木工事といいますか、要はイノシシとかがまを削ったりとか、するようなところ、されたところが一応、対象というふうなことの中で、そういう土木工事といいますか、土留工とか水路工もいよいよでございますけれども、そういうものを絡ませてやってほしいというか、そういう形の中で県のほうも予算取りをしたというように聞いております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

温泉会館は今現在、商工会に管理運営をやってもらっておりますので、駐車場ができた時点で、商工会に運営は任せるつもりです。それと同時に有料化したいと思っております。今、有料化を検討しておりますので、あそこに温泉病院等もありまして、それらも普段も、うちの、今ある温泉の下の駐車場へも温泉の病院の人たちが置く場合もありますので、そのへんも検討を今、して、有料化にしたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

最後の、細かいですが、今の古関三堂平の鳥獣害対策工事測量業務、635万5千円。それから、その工事請負費が950万円でありますけれども、中山間整備事業、また工事の問題もあるわけですが、測量業務はいくらなんですか。ちょっと大きいものですから、少ないと思いますけれども。それから、道路工事はいくらなのか。改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

測量試験費のほうは63万円でございます。それから工事のほうは、一応、660万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（松木慶光君）

それでは、会議を再開いたします。

その前に、先ほどの質疑の中で調べておりますので、後日ということございましたので、政策室長からお願いいたします。

○政策室長（依田二郎君）

先ほどの補助金の件について、お答えいたします。

集中改革プラン、机の上においてありますけど、20ページをお開きください。主な補助金・・・すみません、昨日配っておいたんですけど、一応、その中の20ページに補助金の関係、調べたものがありますので、そこをちょっと読ませていただきます。

主な補助金、190件を調べまして、17年と18年の対比ということで、17年度比、77件がマイナスの補助になっています。減額で6,087万2千円。逆に45件はプラス、補助金が大きくなっています。これが2,397万7千円。前年と同額が68件で、合計で3,689万5千円減になっております。それから18年度の当初予算において、補助金がなくなったのが3件、なくなっております。

先ほど、要綱が出ているかということですが、補助金の支出のときには決算書と、そういう関連資料を提出してもらって補助金を出しておりますので、全部あります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

議案第86号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第87号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第88号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

議案第88号について、1点質問をさせていただきます。

先般も説明があったわけでありますけども、1,411万7千円。過年度分の償還金の内訳、ここで説明を求めます。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

18年度分の介護給付費国庫負担金返還金が1,383万3,910円。介護給付費県負担金返還金が3万1,306円。地域支援事業介護予防事業費交付金国庫返還金が2万1,591円。地域支援事業介護予防事業交付金県返還金が1万796円。地域支援事業介護予防事業支払基金返還金が21万9,180円。計1,411万6,785円です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第89号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第90号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第91号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第92号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第93号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第92号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約については、工期内完成を目指し、早期着手したいため、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第92号については委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行います。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第92号について、討論を求めます。

討論ございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案の採決を行います。

議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第92号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布した議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(深沢茂君)

ご苦労さまでした。

それでは、最後のあいさつをいたしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時50分

平成 1 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 3 日

平成19年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成19年9月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	渡 辺 文 子
14番	奥 村 征 夫	15番	川 口 福 三
16番	近 藤 康 次	17番	笠 井 万 汎
18番	石 部 典 生	19番	中 野 恒 彦
20番	松 木 慶 光		

3. 欠席議員は次のとおりである。

10番 望 月 広 喜

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育長	笠井義仁
学校教育課	長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長	深沢茂
録音係	遠藤守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

はじめのあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

事務連絡をいたします。

望月広喜議員におかれましては、調停協会関東支部総会に出席のため、欠席との届け出がありました。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

まず、通告の1番は松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

6月の第2回定例会において、町営CATVについて、一般質問をさせていただいたあと、国レベルにおきましても、総務省でデジタル化へのスムーズな移行と国内全世帯での受信可能な状態に向け、急ピッチでの体制づくりを取り組むとの方針を固めておりました。今日の新聞にも出ておりました。難視聴最大60万世帯。もし難視聴地域で、テレビが見られない事態が起こらないようにということで、最悪の場合、衛星を使った番組放送を行うという、そういう新聞記事も出ておりました。また8月1日からは、身延山からのデジタル波の送信も開始されて、国をはじめとする県、それから町も2011年の完全デジタル化に向けて、動きが活発化しているわけでございます。

本町においても、去る8月20日から22日までの3日間、下部地区の3カ所において、「デジタル放送に向けた町の取り組み」と題して、町民への説明会が開催されたわけでございます。また、民間業者に向けても、町としてインターネットを使った「身延町地域情報通信施設整備運営事業」と題して実施方針等が配信されるなど、大きな動きが進められております。この事業での大きな、新たな局面を迎えたことを踏まえて、改めて質問をさせていただきたいと考えております。

奇しくも今日は9月13日、3年前の今日、旧3町が新身延町としてスタートした日でもございます。旧下部の住民として、誇りに思っていたケーブルテレビSCTの、このシステム。新町で、新しい町民すべてが、全町民が共有できることを望んで合併に期待したわけでございますけれども、財政的等、諸事情によって叶わぬ方向のほうへ、今、進もうとしているわけで

すが、3年経った今日、私がこの問題で一般質問に立つ、なんか自分の気持ちの中では運命的な思いを感じ得ないところでございます。

それでは、町が主催の説明会について、質問させていただきます。

先ほど申し上げましたが、3日間行われました、デジタル放送に向けた説明会の概要をお答えいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは、ご答弁をいたします。

ご質問にありましたように、8月20日、21日、22日と下部地区3カ所におきまして、デジタル放送に向けての町の取り組みということで、説明会を開催いたしました。参加人員は、合計152名でございました。

内容でございますが、まず第1に現状と課題ということでございまして、2011年のデジタル放送全面移行に向け、現在の下部町営CATV等の施設では、その対応ができないこと。それから方針といたしまして、町の財政が厳しく、民間の資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法に基づく整備方針を示しました。またサービス内容等を示し、さらに今後のスケジュール予定等を示したところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

参加者が152名と、3カ所ですから大体50名。ちょっと、僕の予想としましては少ないような気がするわけですが、各会場の参加を促すことについて、周知のほうは問題がなかったかと考えていますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

周知についてはチラシの回覧、それから防災告知放送で周知をいたしました。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

基本的に、いろいろな町民の方から聞いたところ、知らなかった方もいらっしゃいました。関心があったけれども、地域的な問題があって足の確保ができないと、そういうことで出られなかったと、そういう方もいらっしゃいました。この問題、下部地区にとっては非常に大きな問題なんです。今のCATV網がないとテレビが映らないと、そういう状況があるわけですから、非常に大きな問題と考えているわけなんです。ただ、回覧を見て、今、総務課長のほうから回覧をもって通知したということだったんですが、回覧を見て、実は、なんだ、このわれわれの大きな問題に対して、これは何というふうな、軽視されたというふうな形を感じた方がいらっしゃったということをお知らせしたいと思えます。執行権が町長にあるにもかかわらず、この回覧の内容、総務課長名だった。これに対して、地域の方々が、これはどうい

うことだという疑問を持ったことも事実でございます。これはなぜ、総務課長名だったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、町長には決裁をいただいておりますが、回覧の周知文ということで、私の名前を出してしまったということでございます。町長で出すほうが適切であったかなと、今、反省しております。今後、こういう周知文については慎重に取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、説明会には副町長が3会場とも出席をしているところでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の答弁でございましたけれども、その答弁の内容によっては、なんか意図があるのかなというふうに質問させていただこうかと思っていたんですが、そういう総務課長の、今の答弁を聞いて、この問題に関しては終わりたいと思いますけれども、課長名でやるということはですね、やはり安易な感じを与える。これは町民にとって、それから町にとっても大きな関心のある事業なわけですから、それで町民の理解を得て進めなければいけない、そういう問題だと思います。判断を間違えないような形で、今後も進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3番目ですが、町民からの質問の内容をお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

町民からは、いろいろなお質問がございました。説明会場も、説明をなるべく短くして、質問の時間をとったということございまして、多くの質問が出されたところでございます。中でも視聴料金、徴収料、あるいは加入負担金、それからテレビが複数台数あった場合はどうなるかとか、そういうような意見が多かったと思います。

それから、今度、民間企業へ移るわけですが、それらについての経営についてのこと。それから、この説明会の意見をどういうふうに反映するかというようなこと。それから、身延町全体の整備はどうするかというようなこと。それから自主放送については、どうなるのかというようなことが主な意見でございました。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、料金、それから民間業者の経営基盤でしょうね、町全体の整備、自主放送、そういうふうな答弁があったわけですが、町民の目線で見ただけにかかっていることが、僕もその3カ所、すべて参加させていただきましたけれども、気にかかっていることが、やはり、どの会場でも出されたという現実があるわけです。その中で、私自身が非常に気になったことがあったんですが、回答の中で時間がない、町民からこれはどうなるんでしょう、これはどうするんでしょう

うかというふうな質問があったときに、回答の中で時間がないとの発言が非常に多く見られたような気がするわけでございます。

平成15年の合併協議会でも、SCTの情報通信基盤ということで、SCTを新町全町に拡大したいと、慎重に進めてもらいたいというような話を書いてあります。その平成15年の合併協議会の中でも、これは協議されているわけですから、それ以前、また、この問題は今から7年前にも当然、この話は出ているわけですから、合併以降も、それからそれ以前も当然、時間があったはずなのに、時間がないというような発言はいかなものかと、私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

基本的には、2011年に予定されている地上デジタル放送化対応ということでございまして、合併後、庁内にプロジェクトをつくりまして、検討をはじめたところございまして、やはり準備施工期間を考えると、少なくとも1年前、20年には施設を整備し、業務を開始したいと考えております。現在の施設、非常に限界的な状況でございますので、2010年には供用が開始できるように、現在、進めているわけございまして、これまで、これらについての、いろいろな情報化に対する検討、コンサルタントを入れての、情報化についての計画等も考える中で、非常にPFI事業というのは時間がかかると。この事業自体が非常に手間をとる事業だということでございまして、これまで、そういうことで、ようやく実施方針がここで完成をして、公表ができたということでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

確かに2011年が、すぐそこまで迫ってきているわけですから、ある意味で時間がないことも分かるわけですが、時間がない時間がないというのは、ある意味で、あんまり言わないほうが、協力をいただいて、早急に進めたいというふうな形のほうが、私はいいんではないかというふうな気がいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、4番目です。

この説明会の中で、副町長をはじめ総務課長、それから担当者が参加されたわけですが、この参加された方々の、町民がテレビに対する関心度の高さ、このことに関しては理解していただけたと思うわけですが、この町民からいろいろ出されました。先ほど言いました料金とか、民間業者の経営基盤、全体の整備、自主放送等々出ているわけですけども、この中で、町民からの質問で民意を感じたところ、また内容はどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

民意を感じたことですが、まず感じたことは、その視聴料金、料金の問題、それから今後、運営はどうなるかというような問題を非常に感じたわけでございます。視聴料金については、説明会ではお答えができなかったわけですが、やはり視聴料金等の問題、それから民間に移った場合の運営がどうなるのかというようなことが、主な民意を感じた点でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私もその場にいまして、やはり、その料金の問題、それから経営基盤等々、そういうもの、非常に心配しているなと感じました。しかし、今の総務課長の、私の質問に対して、民意を感じた内容、確かにそれも民意だと思うんですが、私はもう一步踏み込んでいただきたかった。町が町民の考えを反映してほしいという、いろんな質問の中で、町民の方々が質問しました。こういうふうにならないように、私たちのこの民意が、気持ち、この事業に必ず役立つんですねという、そういう確認もございましたよね、あの質問の中で。私たちの意見を反映させてくださいという、そういう町民の声があったと僕は記憶しています。メモもしてありますけども、そういう町民の考えを反映してほしい。料金の問題に関しても、経営基盤の問題に関しても、例えば自主放送にしましても、そういうものがすべて、やはり、私たちの町民の気持ちを、声を町が代弁して、この事業に取り組んでもらいたい。そういう部分が、私は本当の民意だと思うんです。料金の問題をどうだ、経営基盤が心配だ、それはあくまでも、そのときの言葉であって、それ以降のことを、町が考えて進めるべきではないかというふうに、私は考えますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、また、あの際に、説明会の中で、さっきも言いましたように、私たちの民意を反映させてもらいたいとの質問がございました。そのときに、副町長だったと思いますが、町がちゃんとやります、断言いたしていただきました。この意味を、私は、この場で再確認したいと思いますし、また町民が納得いくように、確実に履行していただけるかどうか、このへんも民意を踏まえた中でお答えいただきたい。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

下部の3会場で説明をさせていただいた折に、やはり地域の皆さんの一番の関心事は料金ですとか、あるいは将来の経営について、その基盤の安定、そういったこと、あるいは自主放送の扱い、これについてが中心的に皆さん方のご懸念の中身と、こんなふうに私は感じました。その折のお答えには、さまざまな角度から検討して、今のPFI方式導入がベストであると、こういう判断に至っております、その内容について詳しく説明を申し上げ、私どもが考えて決めた方針、方向、そういったものが今時点では一番よろしいと、こういうことで、きちっとやらさせていただきますと、こんなふうなお答えをいたしたところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

・・・副町長。

○副町長（野中邑浩君）

今、検討委員会等々で詳細を詰めておりますが、今の考え方、方針でいけば確実に再受信、再放送、そういったものについては、従前どおりの対応は、きちっとできます。それと自主放送については代替措置、そういったものも含めて、今後、詳細を詰めていくと、こういうことで進めております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、副町長のほうから答弁があったわけですけども、今、副町長がおっしゃいました自主放送の問題、確実に町民の声を反映してということだったんですが、実は8月になってからですが、インターネットのほうで整備運営事業の実施方針というのが出されました。これはインターネット、町のほうでも、今度の旧下部の自主放送も誰でも見られるように、世界中の誰でも見られるようにということで、インターネットを使つての配信ということでやったわけですが、今、この整備運営事業の実施方針、このこともインターネットで流れていますので、私も見させていただきました。ちょっと気になるのは、施設に関する事項の中で、今、副町長がおっしゃいました自主放送の問題等も、私ども町民の期待に応えられる、その民意に応えられるようなという答弁をなさいましたけども、施設に関する事項の中で自主放送なしとなっています。ただし、選定事業者の提案でコミュニティーチャンネル等を放送することは構わない。その内容については、町と協議するというふうになっています。ということは、今の副町長の話、ちょっと違うような気がするんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

自主放送については、今、お答えをしたのは、代替的な機能確保のために、今後詳細を詰めてまいると、こういうことをお答えしたつもりですが、その方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

3回目ですから、この問題はこれ以上、突っ込みませんが、何しろ実施方針の中になしと書いてあるのが僕は非常に気になったんですが、ある意味では受身的な、この実施方針から見ると、こういう自主放送とか、こういう問題に関しては、民意に対しての問題に関しては、受身的な気がしないでもないんですが、ぜひ、そのへんは今後、検討して、町民の側に立った、町民の目線に立ったような形の中で進めていただきたいと思ひますし、町と町民との思いに、また考えに隔たりがあるような、ちょっと気がすることもお伝えしていきたいと思ひます。

それでは次の5番ですが、町民がこの説明会を通じて、この内容を理解したと、町のほうでは考えているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

おおむね、理解したと思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私はですね、料金の問題、それから経営基盤とか、そういう、ある意味で表面上という言葉を使ったならば申し訳ないんですが、問題が前回の一般質問の中でもそうでしたけども、非常にその問題が難しすぎる、この問題。それで横文字も非常に多い、そういうことがありまして、

一般の町民の方々が、なかなか理解しづらい部分がある。その説明会の中で、担当者の方も非常に気を使っていたいて、分かりやすい言葉、それから分かりやすい説明をしていただいた、このことは非常にありがたく思っているわけですが、そうは言いましても、やはり、そのシステムなことになると、なかなか分からないという部分があったのではないかと思うんです。

それがために、やはり、町民の方、よほど詳しい方は、中には何人か、突っ込んだ質問もしていました。しかしながら、一般の方々はやはり分かりづらいということで、料金の問題とか、民間業者は大丈夫なのかとか、自主放送はどうするんだ、町全体は今後どうなるんだという、そういう質問しかなかったような気がするんですが、先ほど、おおむね理解していただいたということですが、そういう中で、おおむね理解していただいたということなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当日の説明会、パワーポイントといいますか、ビデオといいますか、画面を見ながら説明をさせていただいたものですから、ある程度、職員の方も、文書でなくて画面で説明しましたので、おおむねは理解できたのではないかなと。ただ横文字が、先ほど言いましたように出てきますので、そこらへんちょっと、理解が苦しむところがあったのかなと、このように考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そのへんも踏まえた中で、今後進めていただきたいと思いますが、質問事項の中に区長会、CATV検討委員会、それから番組審議会等で説明しているとの、町民の質問に回答されました。しかしながら、やはり回覧板がまわるまで町民が知らなかったという現実もあるわけですが、そのへん町民に、私は届かなかったと。町が、この事業に対して進めていることが届かなかったと思うわけですが、町のほうとしてはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

説明会の予定は、先ほど言いましたように、8月に行われた説明会、それから、その前に審議会、あるいは区長会等でも説明をし、集落で希望があるところは、私のほうへ言っていたければ、担当が行って説明をしますということで、今日も波高島のほうへ夜、行く予定ですが、それぞれの、上田原、それから大炊平等、2カ所はもうすでに行ってまいりましたが、これからまた、区長さんから、そういう要望があれば、また担当が出向いて、住民の前で詳しく説明をいたしますので、またご協力をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

質問の中で、確かこの問題、知らなかったと。区長さんには話をしたという回答がありました、説明会の中でですね。それに対して、答えとして情報、町民が不十分との意見に対し、今後は前向きに検討したいという、そういう回答もございました。ですから、あの質問の、説明

会での回答を踏まえて、ぜひ、今言った大炊平、上田原、今日は波高島という、大変ご苦労をかけるわけですが、今後も、もっともっと周知に、また町民が等しく、この問題を直視して、なおかつ理解して、協力できるような体制を整えていただきたいと思います。

それでは、6番目に移ります。

ちょっと1つ、訂正がありますけれども、6番目の町民の感心はというところの感心の、パソコンで打ったときに間違えましたので、関係の「関」でございます。関心はどこにあると理解するか、このことについて、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

町民の関心はどこにあるかということでございますが、やはり、先ほども言いましたように、民意を感じた点と同じですが、やはり低廉で内容のよいサービス体制提供を望んでいると思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

確かに今、総務課長がお答えになったとおりでと思うんです。安く、なおかつサービスもよくと。それが人間の常でございますから、当然、そういうことを思っていると思うんですが、しかしながら、それはあくまでも思いであって、今ある自主放送をなくして、インターネットでの配信をということで説明なされていらっしやいました。そういう形になるんでしょけれども、一番心配なのは年配者にとって、行政サービスの後退という、そういうふうに使われているわけです。

それはなぜかと言いますと、お年寄り、当然インターネットのイの字も知らない方もいらっしやいますし、インターネットを見たことがない。この間、説明会の中でも、僕はインターネットを見たことがないから、インターネットというのはどういうものかということで、急ぎよ、今、説明にあったように、パワーポイントを使って、インターネットというのはこういうものですよ、こういうふうにしてクリックすると、こういうところが出てきますよ、町のこういうものが出てきますよというふうなこともやったわけです。それだけ、やはり、そのお年寄りに関しては、インターネットというものに対して、非常に分からない、なんだ、それはという気持ちを持っていると思うんですが、これも町民のお年寄りの立場に立てば、やはり無理があるんじゃないかなというふうに私は考えるわけですが、あるところ、執行部の皆さんもご存じだと思うんですが、やはり旧下部は当然、山奥の一人暮らしの方々も非常に多いわけです。中には年金暮らし、本当に些細な年金で暮らしているお年寄りが、1人で暮らしているところもでございます。その中の何人かに、私、言われました。説明会に行けなかったけれども、今、1千円払ってテレビを見させてもらっている。しかしながら、それが今度、2千円なり3千円なり、そういうふうになくなった場合に、私らは自分の畑で自分の食べるものだけを作って、自給自足で暮らしている。しかしながら、それ以上に、また、テレビを見るためにお金を、私にとっては大きな支出になると。これは、私たちは、テレビが見られなくなるなという、これはなんとかならないのかなという話も、実はございました。

そういうこともあるわけなんです、町民にとっては、私は今後の生活の中で、その生活に

対する影響に一番の関心が集中していると思っているわけなんです、そのへんはどうでしょうかね。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

テレビの視聴料のことでございますが、これは身延地区、中富地区は別の民間会社でCATVをやっているわけでして、料金も下部より高いわけですが、そういう格差のこともあるわけございまして、やはり同じテレビを見るのに料金が別々というのも、ちょっと不公平感があるのかなと、このようにも思っております。

また、できるだけ、そういうお年寄りには、町のほうからもインターネットの活用というふうなことも、今後、お年寄りに向けての、そんな勉強会とか、そういうのも必要なのかなと、このように考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、インターネットを見ていただくような、そういう方向に進めるような形をつくっていきたいということはありません。そうすると、視聴料のほかに、またインターネット、別料金ですよね。そういう問題もまた出てくると思うんですよね。だからそういう方法も、もっと具体的に煮詰めて考えていただきたいと。やはり、町民の関心ということをもっともって、自分たちの関心のように思って、考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今後の説明会の予定と方法ということなんです、私はもっと、町民の、地区民といいますが、町民の意見にもっと耳を傾けていただきたいと思うわけです。先ほどの内容にちょっと、かぶさるわけですけれども、今、総務課長が町民等しく、同じような金額で、それは確かに分かります。説明会の中でも町民の何人かから、下部は今まで確かに、このCATV網があったと。しかしながら、それをデジタル放送になるからということで、下部だけが事業の中で整備してもらえる。これは申し訳ないことだという、そういう町民もいらっしゃいますし、私もそのへんは、非常に心苦しい部分はあるわけです。あるけれども、やはり将来的に、全町に、今の時点では断念せざるを得ないわけですけれども、今後いろんな、PFI方式等々を使いながら、新たにPFI方式、もしくは別の方法を使いながら進めていっていただきたいと思うわけなんです、それに進むにしましても、当然、下部地区をまずテレビが入らなければいけないわけですが、そういう地区を重点的にアンケート調査等も町民の意識の問題とか、そういう細かいところを、まず町が知るべきではないかと。そういうアンケート調査等を進めていただきたいというふうには私は考えているわけなんです、その予定なんかはあるわけでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

町民の意識といいますが、そういう意見とか、そういうものについてのアンケート調査ということだと思いますが、意向調査をということで計画したんですけど、意向調査については、ちょっと入札前でございまして、あんまりはっきりした金額等が出ませんので、意向調査を取

り止めにするということになりましたが、アンケート調査については、今後、そういう検討はさせていただきますかと思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

その時期がきたら、当然、加入するかどうかの意向調査をするわけですが、それ以前に、私はなんらかの方法で、町民の考え方、それからその金額にこだわらなくてもいいと思うんですよ。そういう意向、アンケートといいますか、そういうものを調査するべきだと思いますし、また周知も、私が思うには、今5チャンネルで字幕放送を全部やっているのではないですか、旧下部に関しては、なぜ、あれを使わないのか。ぜひ、そういうものも利用した中で、使った中で周知、もしくは対応をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、2番目の民営化に向けた町の考えということについて、質問させていただきます。

下部コミュニケーションテレビを導入したのは、旧下部、やはり民間会社の参入が困難、それからテレビ難視聴地域の解消、それから低料金で住民がみんな平等に、町の情報等を確保できるようにということで、旧下部で進められました。このCATVに関しては福祉施設、学校施設等は該当者のみの施設となるわけですがけれども、これは全世帯に入りましたので、当然、全町民が平等に受ける行政サービスということで進められたわけでございます。そういう中で、中山間事業の100%補助金ということでやって、字幕放送、先ほど話しましたけども、字幕放送による交通情報、それからお知らせ、回覧文書、こういうものもすべてやって、田舎でも都会と同じ暮らし、また同じ情報が得られる、過疎の町ゆえの、そういう施策でやったわけでございますけれども、そういう観点で、私はある意味で、その当時の行政サービスのあり方、これはよかったなと考えているわけですがけれども、この行政サービスのあり方、本質を身延町として、どのように考えているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

まず法的には、この行政サービスということは、地方自治法の10条第2項にありますように、住民は、その属する普通地方公共団体の役務、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うということの条文がございます。また、その行政サービスの執行にあたっては、同じく地方自治法の2条第14項にあるとおり、地方公共団体は、その事務の処理をするにあたっては、住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げなければならないということになっておりますので、やはり本質はそこにあると思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、お話しになりましたけども、地方自治法10条2項ですね、これはやはり等しく、しかし、かつ、それなりの経費を負担する、それは私も十分理解しています。しかしながら、住民サービスの中では、やはり赤字覚悟でせざるを得ない部分も当然、あるかと思えます。タダでこのテレビを、SCT、CATVも含めて見てということだったのではないわけで、それなり

のものも、町民も当然、お支払いをして、しかしながら、それでも間に合わないけれども、その部分は赤字覚悟で、行政が行政サービスの一環としてやると。そういうことだったと、私は思うわけです。

全国的にデジタル対応をしていかなければならない、今のこの情勢、先ほどの新聞報道にもありましたけれども、国も、やはり衛星放送等を使って、テレビが映らない状態をつくらないという、そういう方向で動いているわけであるわけですから、行政のほうも、ある意味で、どういう形であろうかとも、これを引き継いでいただきたい。しかしながら、今、あるものをなくすということは、ある意味でさみしい気持ちもするわけですが、先ほど地方自治法の2条14項ですか、最小の経費で最大の効果を挙げるといふうな話がありましたけれども、これはこの2条14項の中での流れからいって、町が考えた、このPFI方式、これしかないというふうに考えたわけでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、プロジェクトチーム等で検討した結果、PFI事業が適当であるということで選定したわけでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

分かりました。PFI方式も、1つのいい方法ですから、ぜひ、もっともっというんな方策を考えていただきたいと思います。

それでは、2番に移らせていただきます。

SCTの基金の残高、これと活用の計画についてですが、合併前、保守管理資金として、このSCTの基金を積み立てていたはずですが、今、残高はどのくらいあるんでしょうか。また、その基金は今回の事業にどのように生かされる予定になっているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

基金の残高は現在、2億3千万円ございます。それから現在の身延町農村情報連絡施設基金条例という条例になっておりますが、今後、整備する下部地区のCATV等を含む町全体の情報通信施設に対応できない内容になっておりますので、新たな基金条例を制定し、基金の組み替えを今後、行う予定でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の答弁で、基金のこの条例、昔の条例、今までの条例ではこれは対応できない。PFIにするためには、それなりの、また基金の条例を改正しなければいけないというふうに理解しましたけど、そういうことですよ。

そうすると、合併後、光ケーブルの設置を目的として、今まで500円で町が進めた、旧下部町が進めていたところが1千円になりました。その1千円に値上げされたことの理由が、私

は光ケーブルの設置を目的というふうに聞いているんですが、そのへんはどうなったんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

500円を1千円に上げたことが、光ケーブルの設置ということですか。

○1番議員（松浦隆君）

光ファイバーの設備をするための基金として積み立てるということで、値上げをしたと。

○総務課長（片田公夫君）

その点は私もちょっと、値上げのときの状況がちょっと把握してございませんので、誠にすみません。答弁になりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そういうふうに私は聞いていますけれども、そのへんも調べて、もしそうだとすれば、町民もそのことを光ケーブルにしなければいけない、そういう事情を知って、了解して値上げに応じたわけですから、ぜひ、そういう形の中で進めていっていただきたいと思います。

それでは、時間の関係もあります。次に進みたいと思います。

民間に移行した場合、加入戸数、これはどのぐらいを想定していますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現在では、まだ入札前でございまして、戸数についてはちょっとお答えできません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

お答えできないという気持ちも分からないわけではないんですが、しかしながら、建設設計要求水準書、これがインターネットで流れていますけども、これでは出ていますよね。それへ出ているんだけども、お答えできないということですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

水準書というか、実施方針のほうには想定はしてありますけれど、実際の加入戸数というのは入札後でなければ分かりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。しかしながら、町の方針の中で、水準書の中に数字が出されているわけですが、これもあまり、話をしますと、いろいろ入札に関わってくると思いますので、ぜひ、この加入戸数も、やはり民間が進めるわけですから、加入戸数が多ければ多いほど、当然、加入する町

民の負担は軽くなると、当然、そういう形になると、需要と供給のバランスですから。そういう形になるわけですから、ぜひ加入できるような、加入しやすいような方向で、これも進めていただきたいと思います。

それでは、次の4番の質問に移ります。

前回の第2回定例会で、一般質問で受信点変更が必要になる可能性がある。ですから、町内のデジタル波の受信状況を調査するべきではないかというふうに、私、質問させていただきました。その回答が、答弁が、これはNHKの仕事だからということだったんですが、しかしながら、私は、この町のCATVの問題が関わってくるわけですから、ぜひ調べたほうがいいなというふうな形の中でお願いしたわけですが、そのデジタル波の受信状況、これは把握しているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

この前の質問で、そういうような質問がございまして、一応、23カ所の調査をした経過がございまして。その結果ですが、精度がちょっと低いのかなということと、住民に正確な情報が伝わらず、混乱を招くおそれがありますので、現在では詳しい詳細については差し控えておりますが、誠に答えにならないと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

何しろ、今、総務課長もおっしゃったように、やはり、どこが映る、どこが映らないという、特に下部地区に関しては、そういう問題が出てくると。やっぱり、例えば電波ですから、ここでとったのと、議長席でとったのと映りが違うということも当然あるわけです。そういう問題があるわけですから、隣同士で映る、映らないということもあり得るわけですから、やはり、そのへんも今後、もうちょっと、先ほど言いましたように、加入者が多ければ多いほど、当然、安くなる、町民の負担が少なくなるということもあるわけですから、突っ込んで、進めていただきたい。

特に、この8月からデジタル放送をしているわけですが、少なくとも、身延山が見えるところは、これは受信可能だと、私は思っているわけです。しかしながら、デジタル波の特性で直進性が高い、そういう部分もありまして、意外なところで映る、また見えるところでも映らないということもあり得るわけですね。ですから、ぜひ調査も進めていただきながら、その調査をもとにして、公表しなくても調査をもとにして、町としての町民の視点に立った進め方をさせていただきたい、そのようにお願い申し上げます。

何しろ、今、インターネットで流しております実施方針は町の事業に対する方針を、これは業者に示すものだと思います。民間業者は、その実施方針をもとにして、価格、それから事業内容等を算定してやるわけですね。それは最初の、さっき言っておられましたけども、少ない経費で最大の効果を挙げるためには、これは実施方針をもとにして、行政も進めるわけですから、やはり、その実施方針への慎重な取り組み、これを進めていただきたいと思っておりますし、緻密な計算、また現実を鑑みた中での対策が求められると思っておりますので、ぜひ、そういう形の中でお願いすることを強く、町民の気持ちがあるということを強く申し上げます。

それでは続きまして、5番目に移りたいと思います。

特定事業の選定に関する事項の事業期間について、お尋ねいたしますけれども、事業期間の説明と説明会でも出た、事業の契約満了3年前ですか、これは平成29年になるわけですが、業者と事業継続について、協議を開始するとなっているわけですが、協議は、これはおそらくされると思うんです。当然、そういう方針で出ているわけですから、それに業者も従わざるを得ないと思うんですが、説明会で町民が非常に心配されていたことだと思うんですが、採算性等の問題を考えた場合、これ、業者は当然、その話、協議に出てくると思うんですが、非常に不確定な要素が多いと思うんですが、そのへんはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

もう一度、お願いします。

○1番議員（松浦隆君）

契約を進めて、この事業を進めますよね。7年後の平成29年に業者と事業の継続について、協議を開始するというふうになっていますね。事業期間の中で、その協議は、当然されると思うんですよ。実施方針に出ていますから、それが条件として業者に示すわけですから、されると思うんですが、採算性的問題等を含めて、不確定な要素が非常に多いような気がするんですが、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

先のことですので、推測というのは大変、10年先のことを推測するというのは、大変難しい状況でございます。情報環境が10年後にはどうなるかということも、5年先どうなるかということも、まだ不確定でございます。それはそのときになってみなければ分かりません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それは確かに不確定なことだと思うんですが、しかしながら、やはり行政ですから、そのへんまで、どういうふうな形になったらどうするか。また、こういう別の方向になったらどうするかということも、ある意味では、私は想定していかなければいけないことだと思います。それが、基本的に、例えば説明会の中で話が出ました。10年の契約で進むという話だったんですが、10年後、ではどうなるんだと。その回答が今言ったように、契約をはじめて7年後に、その後のことを協議しますよと。協議するという、そういうふうに町民の説明会で言っているわけですから。そうすると、やはりそれなりの、いろいろな案を想定した中で、やはり対応できるような形というものを、まだやらなくてもいいでしょうけども、想定だけはしておかなければいけない。私はそう考えますので、ぜひ、不確定な要素が非常に多いと思うんですよ。下手に、BOO方式ですから、前にも話をしましたけども、BOO方式は民間に全部やってしまうわけですから、そうすると当然、民間業者が採算合わないから撤退しますよという話も、ないとは言えないわけですね。そんなことはないと思うんですが、だけど、そういうことも含めて想定して、町民に町が全力を挙げて、こういうふうな形でしますよというふうなことを、今

は示さなくてもいいですけども、そういう形で持って行ってもらいたい。それが、やはり、先ほどの民意にもつながることだと思います。

それでは今後の予定で、平成22年3月に全国に引き込みを終了、同軸ケーブルの撤去を平成23年3月までには遅くとも加入させると、実施方針に謳ってあるんですが、これは光ケーブルでしようけれども、それで間違いはないわけですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そのとおりです。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、例えば、平成23年3月、遅くとも完了させるということは、2011年の7月、23年の7月24日からデジタル放送に変わる。それまでの間は、アナログ放送が見られることになっているんです。それが町民の権利だと思うんですが。23年の3月から皆さん、それ以前のこともあるかもしれない、ケーブルは随時張っていくわけです。それで、説明によりますと、張って行って、そこで終了した場合には、随時、そのアナログの線を撤去しながら、デジタル放送にさせていただきます。そうすると、早いところは1年ぐらい前から2011年の1年ぐらい前から、2010年の10月とか9月とかぐらいに、アナログ放送がカットされるわけです。デジタルを見る気持ちがある人はいいです。例えば、先ほど言ったように、私は料金払えないから見られないよ、またいろんな事情によって見られないよという人は、これはどうするつもりなんですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

一応、平成22年3月には、予定では全地区へ引き込みを終了するというようになっておりまして、それ以降、23年の7月までですね。1年ちょっとあるわけですが、アナログ放送はそのまま続けるということでございます。

○1番議員（松浦隆君）

ですから、23年の3月まで遅くとも撤去するということになっているんでしょう。そうすると、一番最後のところは23年の3月、23年の7月にアナログ放送が打ち切られるわけですから、そこで4カ月のブランクがあるじゃないですか。

○総務課長（片田公夫君）

それはアナログ放送の希望に応じて、アナログ放送をつないでおくということになるかと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ぜひ、それは当然、そういうふうにしていただかなければ困ると思うわけですけども、そうすると当然、今の実施方針の中に出ている、23年3月まで、遅くとも完了させるということ

は事情によって変わってくるということですね。だと思います。そのへんもやはり、実施方針を見直していただきたいと思います。

それでは、最後に特定事業の選定に関する事項の選定方法、これは実施方針の中で選定方法に関する事項、考え方ということで出ています。効率的、効果的活用が図られることが見込まれる場合において、本事業を特定事業として選定するとあるわけですが、これは見込まれない場合はどうなるのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、見込まれない場合は選定をしないということになります。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

見込まれない場合、設置しないということは、また別の実施方針の中で、本事業をPFI事業として実施することとあるわけですが、適当でないと判断された場合は選定を取り消し、速やかに公表するとあります。そういうPFI以外でやるというふうに考えるわけですか。今の実施方針、選定の中で図られることが見込まれない場合はということが出ていますが、どうなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

別の方法を考えるしかないということになるかと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。だけどPFI以外でやはり、これが一番いいと思うわけですが、実はちょっと気になることがあったんですが、インターネットの中でのやはり業者から、同じような質問がございました。PFI事業で選定、効果的な活用が図られない場合はどうするお考えなのでしょうか、その質問に対して町が答えているのが、PFI以外は想定していませんというふうになっているんですが、そうすると、今の総務課長のお答えと違ってくると思うんですが。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、PFI事業が駄目ということになれば、別の方法でやるしかない、これはテレビの視聴の問題が出てきますので、当然、町の責任として事業を進めなければならないということでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

だけど、いろんなことを財政的なものとか、そういうものを考えた場合、やはり、私も P F I、これが一番いいと思うんです。ただし、B O O方式とか細かいところ、実施方針の内容を見ますと、やはりもっともって考えなければいけない、そういう部分があると思うんです。実施方針というのは、先ほども申し上げましたように、町の方針、町はこういうふうにしたい。それに対して、業者がこの方式に対して、こういう方式はどうでしょう、こういう方式は安いですよ、こういう方式はこういう形でメリットがありますよというような、そういう形での提案をしてくると思うんですね。それに対して、やはり実施方針がこうだからという、私たちは最初にこう決めたから、これでいかなければいけないという、そういうことではなくて、やはり、もうちょっと柔らかく、民間の営業的なことも踏まえて、一番考えなければいけないことは、町がいかにいい形でいけるか。また、今の方式でやった場合に、今度は官が民の営業をしているところに関知できないという、今現在がありますが、しかしながら今度は、例えば宮木だとか田原、民から民にですから、そういう今、テレビで非常に困っているところ、そういうところにも可能性があるわけですね、民民ですから。そういうところも踏まえて、ちょっと線を延ばせばできるわけですから、そういう形の中で柔軟的な対応を、実施方針、それから設備水準含めてですね、もうちょっと柔軟的な形の中で、今後進めていただきたいと思いますし、町民の声をぜひ反映していただきたいと、このように考えますがどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、松浦議員、ご熱心にずいぶんご研究をされて、大変敬意を表する次第でありますけど、なんか松浦議員の話をお聞きしていると、悪いほうへ悪いほうへというような感じを受けるわけですけど、僕は正直なところを申し上げて、下部のC A T Vについては、全町的な、要するに情報の格差をなくそうというのが前提でもって始めたわけですけど、身延地区と中富地区は民間が入っているわけです。これは官としても、どうにも手が出せないということでございますので、S C Tの場合でも5チャンネルをほかのケーブルに入れてもらうということも、1つの方法として考えたわけですけどね、これは莫大な資金もかけなければならないし、いろいろな面で、このことは諦めよう。下部へ集中して、今回の事業を進めさせていただいているわけでございますので、大変ご心配をさせていただくのはありがたい話でありますけど、僕らも町の責任で、このことはしっかりやろう。下部のC A T Vは平成1年ですか、これは中山間総合整備事業で始めた、町が主体で始めた事業ですから、町が責任を持って皆さん方にデジタル対応をすることが、私どもの責務であろう。だから情報格差がある程度あっても、これは他地区の皆さん方にご理解をいただいて、下部の、今回のデジタルのいろいろな問題について対応したいです。ですから料金体系がどうだとかこうだとかというのは、やはり地元の皆さん方のお気持ちは分かりますけど、こういう時代の中でもって、やはり住民の皆さん方がこれだけは、テレビを見るために負担をするという、最低限のお気持ちを持っていただかないと、何を進めても挫折をするという格好になります。私どもは、今の松浦議員のご質問に対して、真摯な姿勢で今後とも対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたい。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

では最後に、今の町長の話、私は決して心配だけでやっているわけではございません。やはり、最終的には中富、身延のほうも当然、そういう、今テレビが見られない、また見るにしても、高い基本料金を払ってやっているということも理解しています。その中で理解をいただかなければいけないと、そういうことも考えています。それを進めるためにも、やはり、この下部の事業がそれなりの成功を収めた中で、やはり中富、身延方向に進めていく、そういうふうにしていただきたいと。その中で質問ですから、ご理解をいただきたいと思いますし、今後とも町のほうで最大の努力をしていただきたい、このように考え、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。ここで、暫時休憩いたします。
再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。
次は、通告2番は望月明君です。
望月明君、登壇してください。
望月明君。

○4 番議員（望月明君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
防災に関しまして、私は質問をいたします。
質問に先立ちまして、町当局の防災に対しましては、これまで防災に対する手引書、あるいは防災マップ等を作るなど、町当局の努力に対しまして、まず感謝をしたいと思います。
それでは、防災に関しましての質問に入ります。
最近、地震、風水害、あるいは土砂崩落等の災害が国内各地で頻発しております。当身延町においても、こうした災害がいつ発生するかということが予想できず、その危険性も切迫しているわけでありますが、とりわけ東海地震発生の危険性が叫ばれております。
平成17年の山梨県の調査によりますと、震度6あるいは7の地震が発生した場合、身延町内の被害につきまして、県下の被害を想定しておりますが、特に身延町内の被害状況は、死亡に関しましては午前5時発生という想定のもとで推測しますと、死者88人、家屋の倒壊は全壊1,319戸、それから半壊が2,373戸と、このように被害が及ぶという推定が出されております。
そういう状況の中で、現在、身延町、あるいは山梨県におきまして、耐震の診断が実施されてきております。この内容はすでにご存じですが、耐震の診断を町が希望者に対してやる。そしてそれに対して、診断の結果、耐震工事が必要とみなされるものに対して、県と町が合わせて60万円の工費の補助をすると、こういうような制度でありますけれども、あまり、こういう制度が徹底されていないようですけれども、今まで、耐震診断が実施されてきているわけです。

けども、その実績を今年度まで、年度ごとの数値で示していただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁申し上げます。

ただいま、議員さんのほうから周知が徹底されていないというふうなお言葉もいただいたわけですが、可能な限り、周知の徹底は今までやってきているつもりでございます。

今、お尋ねの耐震診断の結果でございますが、平成15年度から、この診断がまず中富町を皮切りにはじまりまして、今現在275戸、対象戸数が5,350戸のうち275戸が耐震診断を終わっている状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

耐震診断の対象戸数は5,350戸、275戸というようなことでありますが、これは診断を受けたという数字ですね。診断を受けたという。

次に、この耐震診断を受けた結果、危険と想定される家屋に対する耐震工事が実施された状況について、同じようにお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいま木造の対象戸数が5,350戸と申し上げましたが、5,530戸の間違いでございますから、ご訂正をお願いします。

275戸のうち安全と思われる戸数が15戸でございます。残りの260戸、94.55%は危険及び倒壊のおそれのある住宅というふうなことで、可能な限り改修を町民の皆さんにはお願いしているというふうな状況でございます。

それで、本町も耐震改修の要綱をつくりまして、なおかつ、県のほうから当然、国・県のほうの指示があったわけですが、それに町の独自の建て替えの政策、それから改修の中でも総合評点が0.7以下の場合に、国・県は対象になるわけですが、本町の場合は0.7から1.2未満も対象にするというふうな、1つの規制の緩和と申しますか、住民の皆さんの生命・財産を守るという町長の強い意欲の中で、県下にはない要綱がございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今の説明によりますと、改修が必要という戸数が260戸ということに分かっているんですが、これに対して、実際、工事を実施したという戸数はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

平成17年度に身延町で1戸でございます。改修が。旧身延町で1戸でございます。それから、平成18年度に旧下部町で1戸。合計、改修が2戸になっております。

それから建て替えにつきましては、平成17年度は制度がなかったわけですが、平成18年度から町独自の要綱をつくりましたので、旧身延町で1戸、旧下部町で1戸、合計2戸でございます。非常に、議員さんご指摘のように少ないわけでございますが、またこれを1戸でも伸ばしていきたいということで、また議員さん等のご尽力も賜りたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

大変、実際に工事を実施した戸数、少ないわけであります。せっかく、国、あるいは県、町でこうした制度が設けられているわけですので、より多くの方がもっと利用すべきだと思うわけですが、これについて、どのようにお考えですか。また山梨県は、先ほど建設課長の答えの中にあっただと思うんですが、補助対象を耐震診断の、今までの対象は倒壊、または大破の危険があるという、そういうものに対する耐震工事であったわけですが、これが7月から、やや危険というふうな、曖昧な表現ですが、そういうようなものまで補助の対象になるということになったと思います。

そんなことから、なお、工事の対象、希望する対象者が拡大する条件も整ったというように思っておりますので、これにつきまして、今までも、そういう指導、パンフレット等も見せてもらいましたが、そういうような行政の指導をより徹底、またPRのほうにも努力されるようにと思いますが、今後の対応につきまして、先ほどの点と、少ないということに対するお答えと、それからこれからの、増やすための対策について、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁を申し上げます。

平成17年ですか、5月19日の山梨県の、先ほど議員さんが申しあげました被害想定報告書の中でも身延町が一番の被害があるということで、まず対応は本庁のロビーにも耐震診断の軸組みと申しますか、骨組みと申しますか、そういうふうな広報、それから耐震に対応、どんなふうに対応したらいいか、対応の器具等々が展示してございます。また、各支所にも同じように展示してございます。

今、議員さんがおっしゃるように、山梨県も危険度の緩和を、この間、新聞等で発表されたわけでございますが、すでに本町は先取りで、先ほど申しあげたとおり、総合評点が0.7から1未満についても、町単独で補助金を出すというふうなことをやっておりますので、言えば、今まで町がやってきたことを、今度県がやるというふうなことになるかと思います。

確かに、議員さんがおっしゃるように戸数が少ないわけでございますので、ありとあらゆる場所に行って、私もPRしているつもりでございます。パンフレットも配ったりしているつもりでございます。今後も、1戸でも多く、改修・建て替えができるように、なお一層の努力を図っていきたいと、こんなふうに考えています。

以上でございます。

○4番議員（望月明君）

分かりました。では、それについては、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ちょっと望月議員、お願ひがございませう。

せつかくの通告項目が載っておりますので、通告項目どおり、ちゃんぼんしないで順次、質問をお願ひしたいと思います。

○4番議員（望月明君）

分かりました。

次は第2番目について、その1番。町内の危険箇所につきましてですが、平成16年の12月議会におきまして、先輩議員が質問しております。これに対して、建設課並びに産業課の課長が回答しておるわけですが、平成19年現在の危険箇所につきまして、旧町別の状況はどうか、聞きたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答え申し上げます。

旧町別の危険箇所がどのくらいあるかということでございませうが、防災計画等に載っております危険箇所といたしまして、地滑り危険箇所、それから急傾斜地崩壊危険箇所、それから土石流危険渓流危険箇所と、この3点についてお答え申し上げます。

全体的には地滑り危険箇所が58カ所、それから急傾斜地危険箇所が212カ所、危険渓流危険箇所が211カ所。地区別になりますと、下部地区が地滑りが31カ所、急傾斜地が101カ所、それから土石流危険渓流が101カ所。中富地区が地滑り危険箇所が15カ所、急傾斜地の危険箇所が41カ所、それから土石流危険渓流が56カ所。身延地区が地滑りが12カ所、急傾斜地危険箇所が71カ所、それから土石流危険渓流が54カ所。こんなふうになってございませう。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

産業課のほうでも、同じような・・・。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今の説明で、危険箇所等、その地滑り関係、急傾斜地関係、土石流の危険箇所等々、分けて、それぞれ答えていただいたわけですが、これらの、次、2番目に移りますが、その危険箇所につきまして、住民の安全のためはもちろんですが、これに対する対応、対処、砂防工事など等、これまでしたことにつきまして、できたら旧町別にどのくらいの、そういう危険箇所に対する対応をしたかということについて、質問をいたします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えいたします。

地滑りの危険箇所が平成17年度に、議員さんの通告の中にありましたように、要望箇所の中から拾い出しました。この中で平成17年度が1カ所、対応済みが同じく1カ所。平成18年度が、これは旧下部町でございます。失礼しました。平成18年度が1カ所、対応が1カ所。旧中富町がございません。旧身延町もございません。

次に急傾斜地危険箇所でございますが、平成17年度に下部町が要望に入っておりましてのが2カ所、対応済みが1カ所。平成18年度が要望が8カ所で、対応が5カ所。旧中富町が平成17年度が要望が2カ所で、対応がございません。それから、平成18年度が要望が4カ所、対応が1カ所。旧身延町が平成17年度が1カ所、対応がございません。平成18年度も要望が2カ所で、対応がございません。

それから土石流危険渓流でございますが、平成17年度、旧下部町が4カ所、対応が3カ所。それから18年度が要望が17カ所で、対応が7カ所。それから旧中富町が要望が2カ所、対応が1カ所。18年度が要望が9カ所で、対応が1カ所。旧身延町が要望が4カ所で、対応が2カ所。18年度が要望が9カ所で、対応が1カ所。

全体的に申し上げますと、平成17年度の要望が16カ所。それから対応済みが8カ所。18年度が50カ所、それから対応済みが16カ所と、こんなふうになってございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今のお答えは、2番と3番を一緒にしたということですか。2番だけのあれですね。2番だけの回答というようにとっていいわけですね。1番ではなくて、2番と3番。区からの要望も含めてという、それと一緒に答えてくれたということですね。はい。

いずれにしても、危険箇所が相当あるわけですが、こういう危険箇所に対する対応が非常に少ないということでもあります。区からの要望も相当、出ているわけです。特に人家に近接しているようなところの危険箇所、各地区から出ているわけですが、これがなかなか対応してもらえないということにつきまして、非常に歯がゆい思いをしているんですが、このへんの理由を、ちょっと分かったら答えてもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

議員さんの顔を見ながら答弁をするのは、非常になかなか難しいわけですが、あえて言わなければならないわけですが、いわゆる急傾斜地、地滑り、土石流、危険渓流を含めまして、ほとんど、山梨県の県の対応になろうかと思えます。そんな中で、国から県が補助金をもらって対応しているということになるわけですが、採択基準がございまして、昔は厳格にはあまりしなかったですが、このごろは厳格に、ピシッとやるわけですが、例えば急傾斜地影響範囲が50メートル以内で、斜度については変わらないわけですが、

10戸以上の住宅がないとできないとか、私はいつも言うんですが、それでは9戸と10戸ではどこが違うんだと。しかし、それは採択してくれないというのが今の現状です。そのへんをもう少し、採択基準を5戸以上とか、下げるように県のほうには常々お願いしているところでございます。これらが主な要因かと、こんなふうに考えます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

そういう採択基準の問題等々で、大変厳しい状況にあるということは承知しました。建設課長も言われたように、ぜひひとつ、基準をもう少し軽く、ハードルが軽くなるように、ひとつ努力していただきたいと、このように要望しておきます。

それでは大きな3番の防災訓練につきまして、質問いたします。

9月1日の防災の日を中心として、町内各地区で実施されているとは思いますが、町の主催の防災訓練と、またそれと別個に各区でやっている場合もあるとは思いますが、そんなことを含めまして実施時期はいつかということで、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁をいたします。

今年度は、9月2日に各自主防災組織で訓練をしていただきました。また、町といたしましても、幹部職員を中心に地震警戒本部の設置訓練、あるいは情報の収集訓練を行いました。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

その訓練に参加した地域の住民、どのくらい参加しているのか。住民全体に対して、どのくらいのパーセントで参加しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

参加人員でございますが、全体で6,567人の方が参加をいただきました。それからパーセントですが、40.65%でございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

各地区ごとに、特に単位として訓練をしている場合が多いと思うんですけども、40.65%というと、少ない参加者ではないかというように感ずるわけですけども、より多くの参加者を得るために、町の指導としてはどのような考えであるか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

防災訓練の前に、自主防災会の会長さんに3地区集まってお話しして、防災訓練の実施要綱等の説明をし、訓練について要請をしているところでございます。また、防災無線等で呼びかけをしております。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

町でも、そういう訓練に参加するというのが、非常に大事であるという観点からひとつ、より一層、指導をお願いしたいと思います。また、各住民の心構えということも感じているわけですけども。

それでは3番目、訓練内容としては、どんなものを各地域で実施しているか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

訓練内容ですが、まず避難誘導訓練を中心に避難状況の報告、それから初期消火訓練、それから出火防止訓練、応急救護訓練、それから防災マップ等の検証等を行っていただいております。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

各種、さまざまな訓練を行ってもらっていると思いますが、特に地震の体験車、こういったものは台数に限りがありますので、多くの地域で一斉にというわけにもいきませんが、こういったものが、多くの方に体験できるような対策を、当方でできないものかお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

県の防災センターのほうに、地震の体験車というものがございます。台数が限られていますので、山梨県下、全部から要望があるわけでございますので、早めに申し込みをしないと取れないということがございますので、もし体験車等、各自主防災会で体験したいという要望がございましたら、町のほうへ事前に、早めに連絡をいただければ、手配をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

では、よろしくお願ひいたします。

4番目でありますけれども、地震、災害等、一朝有事の折に最も犠牲を被るのは、災害弱者といわれる老人、身障者、あるいは子どもといったような人たちだと思うんです。これらの災害弱者といわれる人々のために、特に特別な避難訓練が必要だと思うわけですけども、この

点、お伺いしたい。また各地区への実施の指導等、すべきであると思うわけですが、これについてはいかがか考えておるか、お願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

災害弱者の避難訓練と指導ということでございますが、まず災害弱者の避難訓練につきましては、やはり自主防災会といいますが、地域ぐるみの取り組みが大切だと思います。町としましても、この現在も課題となっているわけですが、その支援体制ということの確立を進めているわけですが、やはりこれも地区防災会ごと、地域ごとの支援体制をとったほうがよろしいではないか、個別の支援体制をとったほうがよろしいではないかというようなことも、今、考えております。町が主導的に、これらの育成を進めるといふこと、今後の課題でございます。

やはり、自主防災会の会議でも、なるべく、この災害弱者といわれるお年寄りとか、障害者の方の避難誘導訓練も当日行ってほしいということと呼びかけておりますが、まだまだ取り組みが遅れているのではないかと考えておりますので、今後の自主防災会等で、その弱者の避難誘導訓練を積極的にやってもらうような指導をしていきたいと思っております。県に災害用援護者支援マニュアルという冊子がありますので、それらも参考に、今後指導を強化していきたいと、そのように思っております。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

いろいろ難しい面もあるわけですが、県内では具体的にこういう弱者に対する避難訓練をやっている地域もあるわけでありますので、本町でも積極的にこうした訓練も取り上げていてもらいたいと、このように要望いたします。

以上で3番を終わります、4番のほうへ進みたいと思っております。

先ほど、席のところへ「緊急地震速報、この秋スタート」というパンフレットを配布しておいていただいたわけですが、10月から気象庁による緊急地震速報ということが実施されるわけですが、簡単で結構ですから、この趣旨とか、概要を説明いただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それでは皆さん方に、お配りしました、これに基づいて、ちょっと説明をしたいと思います。

「緊急地震速報、この秋スタート」ということございまして、すでに9月の広報で、広報の2面に載せておきましたが、これは気象庁から出されたパンフレットでございまして、この秋スタートということで、10月、この下のほうには今年9月からとありますが、10月1日からテレビ、ラジオ等で提供が開始される予定でございます。一番最後に仕組みというものがございまして、ちょっと見ていただきたいと思っております。

緊急地震速報の仕組みということで、緊急地震速報は最大震度5弱以上と推定した地震の際に強い揺れ、震度4以上ですが、その地域の名前を強い揺れが来る前にお知らせするものということです、その下に地図がございまして、まず緊急地震速報、地震が発生しますと、そこ

にS波、主導波とP波、初期微動というのがございます。S波というのは遅いけれど、強い揺れでございます。遅くくるといっていますが、強い揺れです。P波というのは、早く伝わるけれど、弱い揺れということでございますので、この早く伝わるP波をキャッチいたしまして、その位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ、先ほど言いました強いS波ですね、主導波が始まる数秒、数十秒前に素早くお知らせするということがございまして、ただし、震源に近い地域では緊急地震速報が、強い揺れに間に合わないこともあるということもございまして、そういうことで、国民の皆さんにお知らせするという事になっております。

聞いてもらいますと、10月1日から家庭ではこのようなことをしていただきたい、例えば、落ちてくるものがありますので、頭を保護するとか、机の下に隠れるとか、慌てて外へ飛び出さないとか、テレビで緊急地震速報が流れますので、そのような行動を落ち着いてとっていただくというようなことがあります。また自動車の運転中は、ここにありますようにブレーキを慌ててかけないとか、ハザードランプを点灯して、ゆっくり停止するとか、また鉄道、バスの場合はこういうふうにしるとか、いろいろございます。これが、その心得でございますので、自分の身の安全を確保するためにも、ぜひ、この緊急地震速報に気を付けていただきたいと、このように思います。

そんなことで、これにつきましては、自主防災会長さんの会議でも説明をいたしましたし、また広報へも出してありますので、またテレビ等でお知らせすると思っておりますが、10月1日から始まるということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

そんなことで、概況は、報道機関等である程度、住民の皆さんも理解しているものもあるわけですが、広報にも載せていただいたというようなことで、住民に対する2番目の周知については、町のほうでもやっていたというふうなことで、なお、今後ともそういった考え方で、住民に対する防災の指導、周知徹底等はよろしくお願ひしたいと思ひます。

身延町のまちづくりの中では、やはり安心・安全な町というようなことが叫ばれているわけですから、いつ襲ってくるかも分からない、こうした災害に対しまして、最小限度の被害で済むような対応を、これは住民一人ひとりの心構えはもとよりですが、町当局のこうした指導等、ぜひお願ひを申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、望月明君の一般質問を終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。

次は、通告3番は伊藤文雄君です。

伊藤文雄君、登壇してください。

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

先に通告したとおり、地域活性化インターチェンジについてお伺いをいたします。

去る8月29日発表の国土交通省の来年度予算の概算請求に、中部横断自動車道に新直轄方式区間の工事費が要望事項にはじめて掲げられましたことは、われわれ町民にとってうれしいこととあります。このことは、私ども町民の最大の関心ごとであることは言うまでもなく、早

期全線開通に向けて大きなステップでもあります。町民はじめ、関係の皆さんのご協力に対し、敬意を表しながら、1、2質問させていただきます。

まず平成18年3月17日、当議会で中部横断自動車道促進に向けての5項目の付帯決議がなされました。その中で六郷インターから南部インター間にランプ及びサービスエリア、道の駅等を設置し、利便性向上を図ること。さらに、18年第3回定例会のときに産業建設常任委員会行政視察研修報告書の中で、長野県佐久市から佐久穂町の間2.2キロメートルは、わが町と同じ新直轄方式で建設されることとなり、その上、4カ所の地域活性化インターチェンジが建設可能になり、地域の利便性につながると報告を受けたところでもあります。

この4カ所の地域活性化インターチェンジは、18年9月21日の国幹会議で決定を見たことはご案内のとおりであります。この報告の中で、8項目の検討課題の報告を受けたところでもあります。この中で使えるハイウエーの実現を目指す、東海地震等に対応のできる高速道路の建設、さらには地震等、被害時の南部・中央部・北部等、町内の移動が可能なインターチェンジの設置、緊急搬送の所要時間の短縮、三次医療病院への搬送等の報告も受けたところでもあります。

そこで現実を見ますと、町内のインターチェンジの設置が決定されているのは、中央部の(仮称)身延インターチェンジ、1カ所のみであります。先に申し上げたとおり、2008年予算要求の中で工事費が計上される、このことを考えますと、町民等しく大きな期待を寄せております。町南部、和田峠付近へ設置希望の地域活性化インターチェンジにつきましては、次期国幹会議で決定をいただくことが、身延町の将来を思うとき、絶対条件であると考えます。

そこで南部の地域活性化インターチェンジ設置に向けての現状や国、県の考えをお伺いいたします。まず、現状について、建設課長よりお願いをいたします。

○議長(松木慶光君)

建設課長。

○建設課長(伊藤守君)

ただいまのご質問ですが、現在の現状ということでございますが、平成18年の2月14日、下田原地区の説明会がございました。それ以降、平成18年度に入りまして、上部の人事異動等もございまして、なかなか進んでいかないような状況がありましたが、今現在は幅杭の設置が終わり、工事用道路、もしくは本線の用地の民地の境界、それからいわゆる鳥とか、そういう獣とか、そういうふうなものの生息の調査等々が行われておる状況でございます。それらが終わった段階で、当然、詳細設計も並行してなされていると思いますが、それらが終わった段階で、実施に入っていくというふうなことになるかと思っております。

新聞等では、平成19年度の末には工事に入っていくというふうな話もされておりますが、今、町、それから県、国、道路公団、日本高速株式会社ですか、等々を含めまして、みんなで力を合わせて鋭意努力しているという現状でございます。

以上です。

○議長(松木慶光君)

伊藤君。

○12番議員(伊藤文雄君)

それでは、現状、県・国の考え方等を含めまして、町長さん、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ちょっとご質問の内容を確かめさせていただきますけど、身延南インターチェンジの現況ということでよろしいですね。課長、なんか、総体的なようなお話をされたので。

課長が今、説明をしたとおりで、幅杭を設置して、一応、設計業務に入るわけですけど、あと、それが終わりましたら、土地の買収というような格好に入るわけですけど、まだ、はっきりした状況については私どもも聞いておりませんで、ここで明確なご答弁をできませんことを、お許しをいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

南部の地域活性化インターチェンジは当然、身延山、久遠寺を視野に入れたインターチェンジでありますので、南部活性化を考えると、一日も早い設置を要望しておきます。

次であります。町の北部インターチェンジについてであります。

幸いにして、台風9号の災害も、本町においては最小限に免れたところでありますが、先の3月定例会で同僚議員からも設置について、要望が出されたところでもあります。これに加えて、7月14日、15日の台風4号のときには町内の県道、国道が、さらにはJRに至るまで雨量規制により、交通止めになったことはご案内のとおりであります。

あのくらいの台風での地域の現状を考えると、それにも増して将来発生が予想される東海地震を考えると、地域医療や防災、支援等が速やかに行われることのできる高速道路の早期開通は身延町の均衡ある発展を考える上で、絶対条件であります。しかし、高速道路が開通しても町民が使えないし、あるいは使い勝手の悪い道路であってはなりません。

国土交通省の用語の説明では、地域活性化インターとは地方公共団体が主体となって発意し、整備する追加インターですと明記されております。これに加えて、国の大きな政治判断をいただき、本年7月には県負担が150億円の減額をみたところでもあります。同僚議員も要望した3月定例会のときは、大きな変化が生じたところでもあります。

そこで、あえて申し上げます。

町の均衡ある発展や将来を見据えたとき、北部インターチェンジを下田原に設置することが町民のためと考えます。今後は、南部活性化インターチェンジとセットで、次期国幹会議に向けて強力に運動を展開していただけるか、お考えを伺います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

確かに議員さんおっしゃるとおり、地域活性化インターチェンジ制度は、地方公共団体の発意に基づいて造られるものでございます。それには当然、地域づくりの計画、一体的な整備等を鑑み、地域の活性化、インターチェンジの整備、これらが総合的に地域の経済の創出等々を考えた上で設置が可能になるというふうに、私は考えているところではございますが、これは可能な限り、3月の定例会で申し上げたとおり、可能な限り、地元の協力・熱意の中で、許認可

権を持つ国・県に要望してまいる所存であります。

また、議会からも東海地震時等の非常時の使い勝手のよい高速道路の建設等が、先ほどの質問の中でも求められておりますので、可能な限り、2千億円かける立派な道路でございますので、住民の目線に立った高速道路を造っていかなければならないと、こんなふうに考えているわけでございますが、いずれにしても、ご承知のように地形等、かなり厳しいわけでございます。この厳しい中で、可能な限り、東海地震等に使える、非常時に使える緊急用道路を含めたものを要望してまいりたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

町長もよろしく。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

今、課長が答弁をいたしました。内容については、そのとおりでございますけども、3月議会等で同様なご質問がございました。状況が変わっているということをおっしゃいましたが、横内知事のご努力で150億円ほど減額されたわけでございますので、大変、それは私どもにとっても、いい話であるわけでございますが、これは新直轄でございますので、国土交通省が主体で造るわけでありまして。地域活性化インターチェンジというのは、要するに、ここへインターチェンジができ上がったときに、地域がより活性になるということでございますので、どうぞ下田原の皆さん、伊藤議員をはじめ、要するに活性化の元になる、いろいろなお考えを私どもにお与えいただきたい。そういうことによって、町としても整備計画等々を策定するわけでございますが、地元の皆さん方がどんな格好で、どんなふうにこの地域活性化インターを活用するか。ここをひとつ、お考えをいただきたい。町がやれといっても、地元の皆さんが掛け声だけでは、ものは進まないわけでございますので、ぜひともひとつ、このことは、今日のご質問を機に頑張っていたいただきたいなと、私からもお願いを申し上げたい。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

町の将来を思うとき、今を逸することはできないと考えております。国土交通省の言っているとおり、地方公共団体が主体となって発意し整備する、このことを踏まえ、先ほど町長からの答弁もございましたが、県や国に対して、これからもご尽力をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、伊藤文雄君の一般質問が終わりましたので、伊藤文雄君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

次は、通告4番は望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

通告の趣旨に従って、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、定住促進策の推進についてでございます。

定住促進という施策につきましては、町の発展上、不可欠の事柄であり、各自治体とも主要施策として推進している現状でございます。この春には、甲西バイパスの鯉沢から青柳に至る路線が開通し、当町を通過する横断道の工事も着々と進行して、順調でございます。

そういう状況の中で、この道路が完成いたしますと、当町の立地条件もかなり改善されると、そういう観点に立って、この定住促進策の推進ということは、非常に大事なことではないかということで、2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

第1点。このことにつきましては、私も過去二度ほど一般質問をさせていただきました。それなりの回答をいただいておりますけれども、現時点で下部の柿島団地の工事も終わり、いよいよ私がお願いした梅平2区公民館付近の開発計画が着手されると思っておるわけでございますけれども、現時点での同地区の宅造計画について、進捗状況、ならびに今後の見通しについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

優良な住宅地の開発分譲は、定住促進のためにも進めていくことが必要だと考えております。その点、梅平団地は身延小学校、身延中学校、身延高校に近く、日当たりもよく、来年度には下水道も整備される予定で、優良な住宅地といえます。現在、用地の所有関係の調査を実施しました。それから県の土地開発公社にどのような手順で仕事を進めたらよいか、相談に行ってきたところでございます。造成分譲に向かって、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

分かりました。

今、政策室長も言われたとおり、非常に意義のある事業でございますので、一日も早い完成と、この計画の実施が行われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、2つ目でございます。

この2つ目は、町道の拡幅整備による周辺地域の開発を促し、定住促進に結び付けられる事

業についてでございます。

県道身延本栖線の清住町経泉坊から塩沢、山之神へのルート。さらには西平を経て波木井方面に至るルートの町道がございます。この路線中、経泉坊から西平までは高低差が比較的少なく、傾斜も緩やかな尾根が広がっておりました。ひところ、夏の暑い時期を除き、健康づくりのためのウォーキング、あるいは散策コースとして、大変人気のあった路線でございます。しかし数年前の台風による倒木等により、荒れ果ててしまい、現在は、あまり利用されていない状況でございます。

この路線の町道の拡幅整備については、旧町時代から門外区長会等から陳情や要望が今日まで継続されております。当時の町議会においても一般質問がなされ、その回答の中で、該当地域に森林公園を造成するような構想もあったと聞かされております。しかし、現時点では、なんらの動きもございません。

幸い、身延本栖線県道には、現在は町の水道管が敷設されており、その面でも当時より相当、条件がよくなっております。身延山久遠寺から、ほど近い好条件の場所ですので、その関係者の利用も見込まれ、将来、地域住民の要望に沿いながら、多面的用途の開発事業として、有望視される地域でございます。ぜひとも、早期実現が望まれるところであります。旧町時代からの経過及び今後の構想について、建設課長、また政策室長、さらには町長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

町道の整備についてのご質問でございます。

ただいま、旧町時代からというお話もございました。過去の旧町時代の議会に対する陳情、それから一般質問等のご答弁等を記録の中で、私も読ませていただきました。そんな中で、昨年、航空写真を撮った経緯がございましたので、航空写真を見ながら、私も現地を歩こうかなと思ったんですが、航空写真の上で判断させていただいたわけでございます。

町道波木井三区清住町線、それから町道波木井二区塩沢線、この2つの路線の整備のことだと理解しているところでございます。旧身延町のときに、議会に陳情及び要望がなされ、町も平成13年度に調査費を計上し、調査した経緯がございます。結果といたしましてはAルート、清住塩沢間、Bルート、清住波木井三区間とも延長が1,800メートルから約2,500メートルと長く、また新設部も1,000メートルから1,100メートルとありまして、カーブの切り替えし等、また曲線半径及び縦断勾配が非常に厳しく、予算付けが困難だと、こんなふうに調査結果から伺っております。

しかしながら、新町になりましたので、議員さんのご意見等をお伺いしながら、新しいまちづくりのために、総合的に検討する必要があるんじゃないかと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

森林公園等の計画ですが、一応、調査して検討してみたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま建設課長から答弁がございましたが、とりあえず全長2,500メートルぐらいでございませうか、1,800メートルから2,250メートルというのは、要するに起点から起点まででございますけど、とりあえず、定住促進のために、あれを全通させるのは、大変、今、建設課長からも答弁がありましたように難しいことだなと思っておりますけど、このAルートとBルートが交わるところから、要するに経泉坊へ行くルートは、比較的平坦な、尾根を歩いていくわけで、昔は結構、身延山からのお客さんとか、僧侶の皆さん方が結構、通ったところでもありますので、前に、旧町時代にここへ霊園構想がありました。その霊園構想がある程度、進んだわけでございますけど、身延山からの反対がございまして、町も断念したという経緯があります。千須和武一町長のころでございませうので、昭和63年ごろから平成2、3年にかけてだと思われございませうけど、その霊園構想がそんなふうにはじまりにのったくらいですから、比較的開発はしやすいところであったわけでございますけど、やはりAルート、Bルートとも、起点から起点へというのは、なかなか難しいということもございませうし、また、当時は水道がほとんど雨水で、周辺に住んでいた方たちはなんとかしのいでいたわけでございますので、先ほどご質問の中にもございましたように、身延本栖線に、県道に新しく本管が敷設されたわけでございますから、そこから水道を引くということであれば、比較的容易であろうかなと思うところでございませうので、全線を改修整備するというのは、なかなか難しいなと思うところでございませう。

先ほど、課長の答弁で、新設というようなあれがございませうけど、もともと、これは町道で、ちょうど改修という格好になりますけど、要するに、このAルート、Bルートが交差する点から、県道へ接するルートを開発・整備をすることは、定住促進の考え方になんとか対応できるのかなという感じはいたします。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。

今、町長の答弁にありましたように、確かに、あるいは両課長の答弁にもありましたけれども、その全線の開発というようなことになると、非常に至難な工事であることは、私も承知をいたしております。

そこで、町長も今、言われましたとおり、町長は霊園なんていうことも出てきましたけども、いわゆる宅造の計画のほかには、さらにはその他の利用方法というのは、そういう意味合いでございまして、森林公園、あるいは遊園地、霊園等、いろいろの用途を含んだ地域でございませう。ぜひひとつ、両課長はじめ関係の皆さんに現地を粒さに視察していただいて、町長もそういうつもりであることとございませうから、今後ともひとつ、積極的に取り組んでいただいて、可及的速やかに、この企画の立案着手に取り掛かっていただければ、お願いをいたしてございませう。これは答弁、結構です。

次に地域防災活動関連事項について、お伺いをいたします。

この項目につきましては、午前中の部で望月明議員が同じような質問をしておりますので、

重複する部分については、なるべく避けたいと思いますけども、一応、プリントしてあるから、つい読んでしまうようなことがあったら、答弁のほうで、そこらへんを加減してください。

まずお聞きしたいのは、町内の自主防災の組織の結成状況の実態について、お聞きしたいと思います。

9月2日に防災無線の放送によりますと、一部地域を除き、町内が一斉に防災訓練を実施いたしました。自主防災会が結成されている総数と、今回、訓練を実施した集落の数、それから訓練内容について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

答弁をいたします。

総数は全体で145の防災会でございます。それから訓練実施団体数の防災会、135の防災会です。訓練内容でございますが、それぞれの自主防災組織、地域の実情に応じて訓練を計画しておりまして、避難誘導訓練を中心に避難状況の報告、初期消火訓練、出火防止訓練、応急救護訓練、防災マップの検証等を行っております。また、町でも幹部職員による地震警戒本部の設置訓練、それから避難状況等の自主防災組織よりの情報収集訓練を実施しております。また消防団、あるいは消防署等の協力を得て訓練を実施している防災会もございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

訓練内容についてですけども、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

今、総務課長の答弁の中にありましたことは、町で先般、配布した防災のしおりの中に記載されておるところでございますが、大方の周知は済んでおるとは思いますけども、自主防災会の、いわゆる防災訓練の中身ですね。今も言われましたように、避難訓練とか、初期消火訓練とか、通り一遍のことはみんなやっているけれども、なかなか実質的な、効果的なことが行われているとは思われないんです。私も自分の集落で参加をいたしましたけれども、集まって2班に分かれて、大体1班が50人か60人なんですけども、ドラム缶に灯油を入れて火を付けて、4、5人の人が消火器を使って消火訓練をする。それが終わったら、今度は消火栓のあるところへ行行って、それをまた、3、4人の人が代表で、消火栓の扱い方を消防団員の説明を聞きながらやっている。それで終わりなんです。実際に、その災害が発生したときのことを考えると、非常におさむい。例えば避難訓練は、各組ごとに場所を指定しまして、そこに集まって、避難訓練というんですけども、実際にはただ、ただらだと公民館へ集合しただけと。どうも非常におさむい状況で、このことから、やっぱり基本的な事項については、町が主導して、消防、警察、医療機関等、関係機関の応援も要請しながら、自主防災会の指導者講習会等を開催して、その受講者が中心となって集落の防災訓練を伝達というんですか、指導を行う等、訓練内容の充実を図るべきだと考えます。

さらには学校、あるいは各公民館等、避難所がございまして、そことの連携も含める中で、防災会の中身、あるいは組織の中身ですね、さらには訓練内容の徹底について、指導者講習会を開催するような計画がないかどうか、当局のお考えを聞かせてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

防災会の会長を中心に集落の役員の方が協力をして、防災訓練を実施していただいておりますが、防災訓練の前には自主防災会長さんに出席をいただいて、防災訓練の説明会を毎年やっているわけですが、その時期にも説明会のあと、救急救命法の訓練とか、あるいはN T T の災害伝言ダイヤルの使い方とか、あるいは今年は市川大門の防災の高田地区の防災会の会長を呼んで、市川大門の先進的な防災会の様子を聞いたりして、自主防災会長さんには、そんな訓練も、研修も実施しているわけでございます。自主防災会のリーダー講習会というのが、実は県の防災課によりまして、毎年、自主防災会、リーダー研修会というのがございまして、これにも町内で、中富地区が多いんですけど、これまで11名の参加をいただいて、中富地区においては、リーダーの方が地域で活動していただいております。

今年は、今からですかね、また計画があろうと思います、毎年ありますが、その機会には、ぜひまた、その防災会の会長さんあたりに地域防災リーダー養成講習会への参加を呼びかけていきたいと思っておりますし、また昨日、おとといの新聞ですか、荊崎で「防災士養成」という記事が載っていたと思っておりますが、荊崎では防災士を増員するということで、ここは先進的なところでございまして、防災士というのは、このN P O法人 日本防災士機構というのがありまして、そこでこの養成をしているわけでございます。これは比較ですが、荊崎では、この養成に補助金を出している。講習会の費用、補助金を出しているというようなことも聞いておりますので、これもちょっと聞いてみたいなと思っておりますが、防災士、県内で148人ですか、全国で1万8千人いるということで、この記事、ちょっとインターネットで調べたら、今後、各自治体に、平均100人を目標に養成をしていきたいというような、防災士会の育成の話を、インターネットで見ましたら、100人を目標に、今後10年間で30万人の育成をしたいというようなこともいっております。やはり、地域を守るために、こういう防災士の方に活躍をしていただくというようなことも、これから必要ではないかなということも考えておりますし、町で防災会長を中心に講習会を開くというようなことも、また検討していきたいと思っております。消防署の職員、あるいは消防団のOBの方、こういうような方も呼んで、防災士の養成をできるだけしていきたいなと、このようなことも考えております。今のところ、そのようなことを検討しているということでございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今、総務課長の答弁の中で、県のリーダーの研修会ですか、それに中富で11名参加されたという話がありましたけど、その中富の参加された11名の方のその後の活動状況等をちょっと教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

それぞれ地区の防災組織の中へ入っていただいて、会長さん、副会長さん等もおります。また公民館長の方、元消防団の方もおりまして、地区の防災会のリーダー的な存在として活躍を

していただいております。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

中富では、そこだけやっているということで、非常にうらやましいことだと思いますけども、先ほどの課長の答弁で、防災会の会長を集めて説明をしたと。そのほか、県のリーダー研修に参加されるように呼びかけると。あるいは防災士会うんぬんということがありましたけども、具体的に町として、今後、もう少し、要するに充実した研修等をやる必要があると思いますけど、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

防災リーダーということで、今も言いましたように、あらゆる研修等へ呼びかけるということも必要ですし、また、ただいま、実は自主防災会の会長さんにアンケート調査を実施しております。これも集計が、そろそろできることとなりますので、その中にも防災会議の会長さん、区長さん、1年で終わってしまうというところが多いわけですが、そこらへの希望、意見等もアンケートの中に入れてございまして、ある程度、3年なり5年なりで会長さんが活躍していただければいいんですけど、1年で終わってしまうということで、そんなこともアンケートの中に入れております。それらを集計して、今後、そうした防災会の活性化に役立てていきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

3回目です。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今、総務課長が言われたとおりでございまして、何をやるかとしているかというのは、私のほうの考え方ですけども、要するにせっきくそれだけ、研修とか説明会とかやっているけども、それが現地で生かされていないということです。それを徹底するような、そういう施策を講じてもらいたい。例えば、いわゆる防災訓練をやる場合に、今、課長が言われましたように、大体、防災会の役員は区の役員が兼任しているところが多いと思うんですけども、そうすると、自分が役員になったときだけ、どうにかとにかく格好がつけばそれでいいと、言葉が悪くて申し訳ないですけども、そういう風潮が見られます。

したがって、去年も今年もおととしも、毎年毎年同じようなことをやって、それで防災訓練終わりというような、漫然とした状態というのが、今の各地区の状況ではないかと思えます。

そこで、今、課長が言われましたように、町で取り組むときには、要するに防災会の組織をある程度、3年、あるいは4年という長い期間担当できるような、そういう組織をつくるのが1つと、もう1つは、防災訓練そのもののマニュアルを作っていただきたい。防災訓練をやる場合には各集落で、これとこれをこういうふうにやってくださいと、このことについてはこういうふうにやってくださいという、マニュアルを作って配布するような、そこまで踏み込んだ施策をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

3回ですよ、もう。

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご質問のとおり、これから積極的に取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。どうぞ、非常に大事な問題でありますから、真摯に取り組まれて、一日も早い実行ができますよう、お願いをいたしておきます。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、望月秀哉君の一般質問が終わりましたので、望月秀哉君の一般質問は終結いたします。

次は、通告5番は芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告の趣旨に従って、質問させていただきます。

本日、冒頭にSCTの問題については質問が行われたわけですが、少々、異なる観点からSCTのPFIによるデジタル化と、同時に行われる予定の自主放送の廃止ということで、質問させていただきます。

最初に、本年度当初予算の2款1項2目文書広報費のPFI事業アドバイザー業務への委託料の内容について、確認したいと思います。

私たち議員は、正式には身延町地域情報通信設備整備運営事業と呼ばれる、この事業がPFI方式で実施されることを了承し、3月議会においてPFI事業アドバイザー業務への委託料1,800万円の支出を採決しております。つまり、この事業がPFIによってテレビの難視聴地域である下部地区における、地上デジタル放送への移行を実現するための政策であるということに改めて町民の皆さんに知っていただきたい、そういう思いでの質問というふうにご理解いただいています。

まず、このPFI事業アドバイザー業務の内容について、改めて説明していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

PFIアドバイザー事業でございますが、まず、今のCATVの現状を把握した中で、このCATVを今後どのような方向に進めたいかということ、まず基本的にこれを調査検討して方針を出していくということでございまして、CATVの施設設備運営方針の調査検討業務も含めまして、調査報告書、それから実施方針の検討等を委託で行っておるということでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

つまり、このアドバイザーの意見によってPFI事業の概要とか、事業の受注先とかが決定されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

確か、説明会の中でもあったように思いますけども、このアドバイザーというのは、大学教授とか弁護士、それから企業コンサルタントなどから選ばれることになるということでしたけれども、当然、個人名の公表等を差し控えられると思いますけども、すでにもう決定されているのかどうか。もし、決定されているとすれば、どのような専門家で、何名で構成されているのか、教えていただければと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

アドバイザーの委員ではなくて、審査・・・アドバイザーというのは会社のほうへ委託しているものでございます。財団法人 日本経済研究所のほうへ委託しておりますので、その職員が所長以下、担当職員がやっているということでございます。特に、経済研究所の中で契約している弁護士さんとか、そういう人は入っていると思いますが、それはもう会社の責任でやっていただいくということになっておりますから。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、コンサルタント会社というふうな、そういうことですね。分かりました。

次の質問に移ります。

去る8月20日から22日までの3日間、下部開発センター、久那土働く婦人の家、それから古関公民館、この3カ所で説明会が行われました。私も同僚議員らとともに、このすべてに出席させていただきましたけれども、映像を利用した説明で、非常に住民の皆さんはご覧になった方々は、納得されたように感じております。それから、非常に専門的な質問から一般的な質問まで、すべてに担当者が答えて、非常に質疑応答も順調に進んで円滑に終了したというふうに考えております。

そこでPFIについて、私なりのいくつかの事項を確認していきたいと思うんですけれども、はじめに、これをもし町でやるとすれば、初期投資額が9億円というふうなことをちょっと聞いたような覚えがあるんですが、それと毎年、これの返済というか、もし町でやるとすればですけれども、何千万円かかるといふような話を聞いたと思うんですが、そういう理解による

しいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、これがPFIでやる場合には10年間ということで、町の負担は平準化されるということで、これよりももっと、負担が軽くなるという意味だと思いますけども、その場合、PFIでやる場合の負担について、もし、その金額等がお分かりになれば、毎年の負担額です、そういうものがお分かりになれば、公表できる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

入札が今からございまして、誠に申し訳ないですけど、現在の状況では申し上げられません。すみません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その入札の時期は、具体的に、何月ごろになる予定でございますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

20年の、来年の1月から3月にかけてを予定しております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど、同僚議員の質問の中でも、時間の問題がかなり出てたようですけれども、これで十分間に合うわけですね。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

1年前には業務を運営したいと思っております、平成22年の3月には、引き込みを終わりたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、その次にPFIのリスクということで、説明会の中でも何人かから、その質問が出されていたと思うんですけども、もちろん、これ倒産、PFI事業を行う会社が倒産する

とか、そういうふうなことがあってはいけないわけですが、このPFI事業会社というものの、確か図で説明をしていただいたように思うんですけれども、PFI事業会社のほかに建設会社、運営会社、管理会社、その他の投資家などによるコンソーシアムという合併企業が、これを支えるような形で描かれていたと思うんですけれども、この図のとおり、コンソーシアムがPFI事業会社を支えるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

答えを、私が用意しているような、そんな感じですが、現在のSCTというのは、15年を経過しておりまして、設備や部品が老朽化して、機械の部品交換もままならないというようなことも聞いております。このままでは、とてもデジタル化対応は難しいというふうに説明されていたと思いますけれども、PFI事業は、一応、10年間を事業期間ということで設定して、期間終了の3年前に協議を行って、その後の経過というか、その後の設備とか事業の運営等について、話し合うということになっているようでございますけれども、そのへんは、先ほどの同僚議員の質問にも出ておりましたけれども、当然、もし、このまま継続できるものであれば、継続するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そのとおりでございますね。はい。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

というか、要するに10年間経てば、当然また、今から設備する光ファイバーですとか、そういうものが老朽化するということも考えられますよね。そのときに改めて、PFIでやることにするのか、それとも、あるいは今の事業会社に継続して、当然、その事業としてやるわけですから、その会社がいろんな設備の交換ですとか、そういうことはやることになるということで、そういう考え方でよろしいでしょうかね。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

PFI事業は公共的的事业でありますので、地方自治法に基づく公の施設の位置づけを行いますので、事業期間後も継続して使用できますよう、契約終了前、先ほど言いました3年前から選定業者と協議を行っていく事項を、選定業者との契約の中に盛り込んでいくというようにいたしまして、賃貸借予約権といいますか、そういうものを取り決めしていきたいと。それで公の施設としての位置づけができるようにしていきたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はじめに、ちょっと私も確認すればよかったんですが、要するにPFIという事業そのものが、民間の資金を利用して公共で事業を行うというふうな考え方でいいと思うんですけども、それは例えば、今の設備の問題ですとか、10年間経過したときに、その設備の所有権はどっちにあるかというふうな問題、前に同僚議員からも説明があったような気がしますけれども、そのへんの設備の所有権等はどういうことになるのか、考えたらよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

設備の所有権は、賃貸借予約権といいますが、民間業者にあります。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

同じ質問を、もうすでに3回したような気がしますので、次に移ります。

現在のPFI事業になってからの利用料について、これも説明会で何回も質問が出たんですけども、民間CATVの利用料を参考に設定されると、私ちょっと質問の要旨の中で、「最高に」と書いてありますけど、これは「参考に」ということの間違いです。参考に設定されるというふうに聞きました。これは当然、現在、身延、中富地区では民間CATVを利用して、SC Tよりずっと高い利用料を支払っているわけですから、私たちもそれに見合うような利用料を払わなければいけないんじゃないかということは承知しておりますし、それはもう織り込み済みというふうに考えてもいいと思うんですけども、もちろん、できるだけ安くというふうなことは考えていただかなければいけないと思いますけども、そういうふうに私どもは理解しています。

光ファイバーを利用して、30メガバイトという大容量のインターネットの利用ができるということで聞いておりますけれども、この利用料についての目安というふうなものはあるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

インターネットの利用料については、やはり現在の民間会社がやっている利用料金が基準になると思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それは大体、どのくらいなのかはご存じですか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

容量にもよりますけれど、大体2千円から3千円、4千円ぐらいになる場合もあるかと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そのほかに、説明会の中で住民からの意見や質問の中で、有益なものについては可能な限り、PFIの入札説明書に盛り込むということで、要するにできるだけ住民からの要望等を生かしていくというふうに理解しておりますけれども、この点について、当然、たぶん、かなり仕事が早い人たちがそろっているようですので、内容についてはまとまっていると思うんですけれども、もし、これがまとまっていないとすれば、いつごろまとめるのか。あるいはもう、すでにまとまっているのか。その点について、教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

説明会の質問事項については、まとめてございます。この説明も、PFIの入札説明書に盛り込むということで、現在、入札説明書の準備をしておるということでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その入札説明書に盛り込むということで、それはその内容については、インターネット等で、私たちも拝見できるということによろしいですか。

○総務課長（片田公夫君）

入札説明書は、公表いたします。インターネットのところに。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それから、自主放送についてお伺いします。

現在、SCTで放映されております議会中継とかお祭りなどの年中行事、いわゆる自主放送については、新たに身延町全体に敷設することは無理なので、一応、ここでいったん終了し、議会中継などは、インターネットで配信するというところで説明を受けました。そのほかにCATV会社の自主放送を利用して、ある程度、地域的な情報を流すというふうなことで説明されていたと思いますけれども、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そうですね、自主放送についてはデジタル化と同時に終了しまして、議会中継等はインターネットで対応し、その他はCATV会社の自主放送を利用していきたいと。また、ビデオテープ等も用意しておくということでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

インターネットで配信するのは、議会中継のほかにも何かございますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

本栖湖の富士山のあれ等も考えております。インターネットは、町のホームページで流しておりますので、現在もホームページを見ていただければ、町の情報が結構流れておりますので、その中へ議会の中継を流していくと。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、改めて載せるのはというか、インターネットで配信するものは、議会中継だけというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

イベントとか、そういうのは今、現状出ておりますので、それらの内容をまた、見直していくということは考えられますけれど、現状では議会中継を流していきたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最後に、これは非常に私も、初めて聞いたときには驚いたんですけども、ある地区で自主放送の存続署名運動というものが行われたという話を聞いておりますけども、町当局としては、そのことをご存じかどうか。また、実際に反対というか、自主存続の署名等は提出されたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

そういう活動等のことは承知しておりません。また、提出も今のところございません。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それではSCTについては、以上で質問を終わります。

続きまして、下部高温源泉の有効利用について、質問したいと思います。

昨年6月議会以来、何回か質問させていただいておりますけれども、今議会に下部旅館振興協同組合から陳情書が出されております。皆さまのお手元にも配布されているものですが、分湯槽から遠距離にある旅館、ホテルへの給湯管の敷設ということ、町の事業として行ってほしいと、そういう内容の陳情書であります。

先ほど質問いたしましたSCTのデジタル化事業とか下部高温源泉、これらはいずれにしても、下部地区に対する地域限定的な行政サービスであるという、そういう批判が一部であることは十分承知しています。

新源泉が一昨年9月21日の安全祈願祭以来、約半年で掘削され、昨年6月議会で、私が質問したのに対して、企画財政課長はこの高温源泉活用の基本理念、条例の基本理念は下部温泉郷の活性化であると。それから、この給湯対象は旅館業法の営業許可を受けたもの、入湯税を納めているものであると、こういうふうにはっきり答えております。このたびの決算書の中で、入湯税の収入未済額が1,300万円ほど計上されております。給湯配管設備の敷設について陳情する以上、陳情者の中には入湯税未納税者というか、そういう滞納している方はいないものと確信いたしましたして、この点について質問させていただきます。

はじめに、送湯管敷設方法等については、中央温泉研究所の提案によるものだと思いますけれども、現在、実施されている分湯槽方式以外の方式、あらかじめ、給湯管を埋設して、それに対して応分の負担金を支払って利用する、そういう分湯方式については検討されなかったのかどうか、その点について伺います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

給湯につきましては、中央温泉研究所に温泉利用計画策定業務を委託する中で、新源泉の揚湯量、泉温及び下部温泉郷の地理的条件を加味する中で、給湯方法を検討してきました。提示されました案としましては、現在、分湯している方法で、分湯槽1基で分湯する。2案としては、現在の分湯槽ともう1基、貯湯槽を設置し、配湯配管を4.5キロメートル、道路等に埋設して各施設に分湯するという、2通りの方法の提案がありました。1案では1億3千万円、2案では1案に4億2千万円増額ということで、5億5千万円かかるという概算金額の提示がありました。

温泉表示問題の早期解決を行うためには、一日も早い掘削及び給湯が必要ということで、配湯配管を埋設しての2案については、他の工事の計画がある中で、工期的及び工事費の投資額が厳しいということで、1案の分湯式を選択した経緯です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の早口で、ちょっと分からなかったんですけど、分湯槽方式でいくら、貯湯槽で埋設するのがいくらというのを、もう一度お願いします。

○政策室長（依田二郎君）

現状の案でいきますと1億3千万円です。先ほどの2案というのが、5億5千万円かかるという提示でした。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、費用の面、それから時間的な面を考慮して、この分湯槽方式になったというふうに理解いたしますけれども、この点について、当然、説明会等を行われたと思うんですが、地元の旅館組合等、旅館、ホテルを営んでいる方々は当然、これはどちらがいいかという話は聞いているのでしょうか。それともはじめから、町に分湯槽方式でやるよということで納得されたのかどうか、そのへんのいきさつについて、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほど説明しましたように、金額等、期間等の問題がありまして、温泉利用計画策定業務の報告を受けまして、温泉表示問題の早期解決を行うためとの理由で、分湯方式を選択しました。加入者関係等の方針案を定める中、平成18年7月20日に温泉郷の各組合や観光協会等の代表者に集まっていただき、新源泉の分湯及び管理方法についての町の考えを説明し、了承していただいております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、一度の説明会で決定したというか、皆さん納得されたということによろしいですか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

その前にも一応、簡単な説明等は行っておりますので、これで了承してもらったというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然、地元の人たちが納得しなければというところも考えられるんですが、今になって、こういう陳情が出されるということが、私、ちょっと理解できなかったものですから、はじめから、そういうふうなことで了承しているのであれば、私たち、下部地区の議員6名いるわけですが、町からの説明がありました、そういう給湯管工事を町の事業として行いたいということで説明がありました。それから、その後、今回、陳情を出された下部旅館振興協同組合から招請がありまして、行政懇談会ということで、同じ旨の説明と、それから要望がございました。

そういうことで、はじめから地元が理解しているのであれば、当然、分湯槽から遠距離にあるところは、金がかかるのはあらかじめ分かっているはずなんですが、今回、出されたということに関しましては、陳情された方々の内容を見ると、非常に近いところは安上がりだと。遠いところは、ちょっと金がかかると。そういう意味で公平性を欠くので、町で負担をお願いしたいというふうなことだそうです。

私たちは、逆に上のほうが短くて、下のほうが長くて金がかかるというのは、そのこと自体

を皆さんが了承しているのであれば、これはもう、われわれが何を言うあれもないんで、特に反対も賛成もないんですけれども、これは非常に、町の負担も大きく、そういう中で掘削をしていただき、それから分湯槽までの工事をしていただくということで、ちょっと旅館の皆さん、少し自助努力が足りないんじゃないかということ、その懇談会の中でも指摘させていただいたわけですけども、そのへんについて、町当局ではどのように認識されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほど、町で実施する事業について、各地区の議員の皆さんに相談する、2月に行われた会議ですが、それには意見を聞くということは、今までもやっていることであります。5月の会議については、町としては、あとで知ったような状況です。

もう1回、質問を言ってください。すみません、ちょっと。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いや、それは、今のお答えで結構です。

われわれは、確かに、前回選挙が小選挙区制で行われたということで、下部地区から6名が選ばれたと。だから下部地区の議員であるという認識が、町当局、一般の方々からもまだ、いまだに強いようですけども、私たちはあくまでも身延町全体の利益のために働くことが使命であると、そういう認識で活動しております。したがって、下部の欲だけをかくというふうに思われるのは非常に心外でありますので、その点については確認をさせていただきたいと思いません。

下部奥の湯高温源泉につきましては、温度51度、ペーハー9.3という、非常に良好な源泉が掘削されまして、新しい観光の目玉として町を挙げて売り出していこうと、そういうことでやっていただいているという認識でございます。すでに給湯管を敷設している旅館、ホテル、それから遠距離の旅館、ホテルとの間で、費用負担に公平性を欠くというふうな、私たちは考えていたわけですけども、先ほど申し上げましたように、どうもそうではないと。地元の人たちは、むしろ遠い人が金をたくさん出すのは不公平だというふうな考えていらっしゃるようですので、われわれがそれに異を唱えるということは、差し控えるべきであろうというふうな考えております。

ということで、今後、町でこの事業の最後の仕上げとでも言うべき、配管設備をしていただくということに関しましては、この議会に諮っていただきまして、進めていただければというふうな考えております。

その点につきまして、昨日も同僚議員からの質問に町長から、今後も積極的にそういうことは考えているけれども、地元の意見を統一したほうがいいではないかというふうな、そういう意味のお話があったように記憶しています。今後、非常に古い温泉郷ですので、古い意識でいらっしゃる方も多いんですけれども、実は下部温泉郷が下部地区では、最も小中学生の多い地域でございます。若い世代も多く、特に旅館、ホテル以外の飲食店とか土産物店とか、お寿司屋さん、おそば屋さんなどが非常に努力しておられるということは承知しておりますので、

この高温の良好な温泉によって、町が、温泉街が活性化すれば、当然、その方たちも活性化されるということで、まさに下部温泉郷の復活が目前にあるというふうに考えておりますので、当局としても、ぜひ、そのへんのご理解をお願いしたいと思います。

最後に、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをさせていただきます。

昨日、ちょっとお話しをさせていただいた経緯がありますけど、地元の皆さん方が統一した見解で、いろいろなことを進めていただきたいというのは、今年の2月13日でございますか、下部奥の湯温泉事業送湯設備等についてということで、議長、副議長、総務常任委員長、総務常任副委員長、下部地区議員の皆さんにお集まりをいただいて、これは便法として、要するに、大変距離の遠くなる皆さん方は、1千万円以上の負担をしなければならないということで、町の温泉会館と、そしてでき得れば、駅前へ足湯を設置して、なんとか町と共同で送湯管を敷設するような格好で、ご相談をした経緯があります。そのときに、いや、それでは同意はできないというようなお返事で、これは議長、副議長も同席をされておりますので、そのとき、おいでになった皆さん方は、ご承知のとおりであります。それで、これはもし、ご同意をいただければ、2,500万円ぐらいの予算になるわけですけど、3月の当初へ盛り込もうというようなことで、当時の企画財政の課長たちが頭をひねって、なんとか、その負担を軽くしてやるためには、こういう方法はどうかというところで、やった経緯があるんですよ。そのときに、地元の議員の皆さん方は、統一見解をお示しになれなかったということなんで、僕らも予算を一応、計上することを断念したと、そういう経緯があります。

ですから、今おっしゃっていることと、そのときのあれは、状況が変わっているのかなという感じはいたしますけど、振興協会の皆さん方も正直なところを申し上げて、この分湯方式でやるということは、ある程度、皆さん方はご理解をいただいて、今日まできたわけなんです。ここへきて、金がかかるからどうだこうだという話になりますと、僕らも正直なところを言って、あのときはなんだったのかなという感じはいたします。

それと同時に、振興組合ですか、ここの組合長さん等も通じて、要するに高度化資金みたいなものも、県や中小企業団体、中央会とか、そういうようなところから、5千万円とか1億円とか、そういう制度資金を組合でお借りになって、そして全部で皆さん方が、配湯を事業としていただいて、そしてそれを10年でも分割してお支払いになることが可能ではないですかと。そういう面で、町も高度化資金とか、いろいろ制度資金を借りる手立てとしては、お手伝いはさせていただきますと。だけど、要するにまとまらなかったということでしょうと思います。駅前のしょうにん通りがあれだけ、きちっとした事業ができたのは、地元の皆さん方が心をひとつにして、高度化資金を借りたり、個人で借りたり、組合で借りたりして、そしてあれだけの大きな事業をなさったわけなんです。

ですから、やっぱり、地元の皆さんがそういうような格好で、組合として、きちっとした統一見解をお示しになって、それで資金を借りられて、そして配湯をするということも方法とすればできたわけでございますので、僕らのほうも、1億2千万円で、なんとか早めに、16年の、あの夏のああいうような感じのものを、できるだけ早く払拭したいというのが心にもあっ

たわけでございますので、もう1つ貯湯槽をして、配管をするというのは、正直なところをいって、まだ下水道も水道も工事がございますんですね。そういうようなこともありますので、できるだけ早く配湯をするということが前提で、分湯槽方式になったわけで、このことは今、聞かなかったとか、どうだとかというお話しをされる旅館の皆さんもおいででございますけど、一番、下部の旅館街にとって大事なことですから、それを僕ら聞かなかったとか、どうだこうだというのは、僕は今になって、わがままなお話しではないかなと、率直に言わせていただければ、そういうことです。ですけど、町としては、それなりの配慮をしなければならぬだろうと思うわけでございますけど、まず、昨日も申し上げましたように、旅館街の皆さん、地元の皆さん方が統一した見解で、こういうような格好でいこうというのであれば、それはそれなりに、私どもも考えていかなければならないと思います。

芦澤議員が前にバイパスのお話しをされましたが、あのときもやはり同じようなことなんですよね。ですから、いつまでもそういうようなことで、要するに地域の皆さん方がお互いにきちっとした格好でもって、将来を考えていただかないことには、私どももなす術がないというような格好になり兼ねないこともあるわけですので、ぜひひとつ、その点は、議員の皆さん方もお力添えをいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町長のおっしゃるとおりでございます。地元が統一見解を出せないということで、ずっともう何十年もきているわけでございますけども、今後、ひとつ、そのパイプができましたので、地元の人たちと地元の議員、6名の議員がいろいろ懇談する中で、新たな道が開ければということで、つい先日、行われた懇談会の席上でも振興協同組合のほかに、もう1つある組合の人も呼んで、その中でちゃんとした結論を出しましょうということを、話しておりますので、今後はそのような形で進んでいきたいと思っております。長々とありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。

以上で本日、通告されました一般質問の議事日程はすべて終了いたしましたので、これもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

それでは、ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

平成 1 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 4 日

平成19年第3回身延町議会定例会(4日目)

平成19年9月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汎	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育長	笠井義仁
学校教育課	長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
社会福祉協議会	局長	佐野文一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

開会前に一言、おめでたいことでございますが、皆さま、もうすでに今朝の新聞でご承知だと思いますが、松浦隆議員が県の体育功労表彰を受けることになりました。誠にめでたうございます。今後のさらなる、ご活躍を期待申し上げたいと思います。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

まず、通告の1番は渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、国民健康保険財政調整交付金の過大交付分の返還問題について、お尋ねをいたします。

8月3日付けの新聞報道によると、2002年、2003年分の国民健康保険財政調整交付金の過大交付があったということが伝えられました。本町の概算額は1億2,765万円。県全体では24億7,788万円でした。会計検査院の検査で判明をし、厚生労働省は各市町村に来年3月末までに返還を求めてきているというものでした。日本共産党山梨県地方議員団は8月7日、横内知事に対し、次の3項目の申し入れを行いました。

1. 県は、市町村の返還金総額24億7,788万円の半額を市町村に支援すること。
 2. 市町村に融資する貸付制度について、県への返還は一律に期限を定めず、国保会計の財政状況を考慮し、市町村の要望に応じて対応すること。
 3. 県の責任で、過大交付金の返還を理由とした国保税の値上げを行わないようにすること。
- 以上の3点です。

そもそも財政調整交付金の過大交付をつくり出した原因は、県が市町村に提示した交付金の基礎数値が間違っていたことによるもので、県の責任は明らかです。県は市町村が精査しなかったと指摘していますが、市町村は従来どおり、県の指導に従って交付金申請をしたものです。県は財政調整基金を取り崩し、市町村に融資する貸付制度を創設し、市町村の返還に対応することを明らかにしましたが、最初、計画した1年据え置き、3年返還という短期返還では、とても無理という市町村が多かったと聞いています。どこの市町村も厳しい国保運営をしている

のが現状で、県の姿勢を批判しています。特に本町は、町村の中で最も多い返還額であり、小さな町村にとっては、返還は死活問題と新聞紙上に名前を載せ、県も一部負担するなどの救済策を検討すべきとした野中副町長の訴えは、当然です。

最終的な県の方針は、2006年度末の各市町村の国民健康保険財政調整基金の残高に対する返済額の割合が50%を超える自治体は返済期間を10年以内、25%から50%は7年以内、25%未満は5年以内とするもので、本町は25.49%で7年になりましたが、この過大交付分の返還について、どう対処するおつもりなのか、町の方針をお聞きします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

これまで全員協議会等で、説明をさせてきていただいておりますが、今回、延長7年間というふうなことで、これを活用していきたいということを、今、考えているところでございます。

なお、町といたしましても、すでにご案内のとおり、県下市町村とともに、特に本町は多いわけですが、10年延長とか、またさらに財政負担軽減策をそれぞれ求めてきたところでございますけど、今回の7年というふうな枠の中で対応していきたいと、今は考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

3年が7年になったということで、1年据え置き、6年で支払うということで、基金5億円あるわけですが、それを、1億2千万円を払うとすると、2千万円ずつ6年間で払うということになりますけれども、今まで私が国保税を安くということで一般質問したときには、なかなか国保財政厳しくて、そのうち値上げも、住民の皆さんにお願いをせざるを得ないのではないかとというようなこともおっしゃっていたんですけど、それに加えて、こういう問題が起きてきたということで、これが値上げにつながってしまうのではないかと、すごく危惧するわけですが、5億円ある基金、1億2千万円ですけども、減ってしまっ、今後の運営が大変厳しいものになるというような予測がありますので、そこで県のミスが住民の皆さんの負担につながるということは、避けなければならないと思います。

そこで町では延長とか、いろんな要望をしたということですけども、結局、1年据え置き、6年、7年間の返済ということに落ち着いたそうですけれども、私は、これでは住民に負担がいくんではないかなというふうに思うんですね。引き続き、もうちょっと県の負担分を求めるとか、それから期間を一律に、こういうふうにするのではなくて、もうちょっと延長を求めるとか、そういう努力をしていただいて、町民に負担がいかないようにしていただきたいというふうに思うんですけど、その点については、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

財政調整基金につきましては、性格的に、前からも述べさせていただいておりますけど、医療費が高騰した場合、単年度で国民健康保険税を一気に上げる、そういう場合を回避するためのものでありまして、今回のケース、7年かけてというふうなことで1億2千万円、そうすると3億8千万円。これに対しては、この基金は先ほど言ったとおり、非常に本町の国保財政が悪化したときに活用するためのものございまして、今の医療費の、本町の国保財政の状況でございますけど、これまで繰越金を、毎年ご案内のとおり5千万円から6千万円、実質、単年度でいきますと、赤字の状況でございます。

ですから基金は、先ほど言ったとおり、あくまでも単年度で1億円とか2億円出た場合の対応の基金でございます。実質的に国保の運営、単年度収支を見て赤字が出た場合、やはり値上げをしていかなければならないというふうな性格のものでございます。というふうなことで、今回、この返還に伴って、それが住民の負担になる、そういうことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それを聞いて安心したんですけども、今後も国保財政、本町にとっても、大変厳しいものがありますので、ぜひそういうものが、住民への保険料の負担増というふうにならないような努力をしていただきたいと思います。

それと今回の、この件に関しては町長、副町長、担当課の皆さんのご努力で、県はこういう最終的な措置をとったというふうに思うんですけど、このことに関して、町長、最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

県のひとつのミスで、こういうような格好になったというのは、大変残念でございますけど、ただ、調整交付金、間違わなければ、払わなければならなかったのは事実でありますので、これだけは頭の中へ、僕らも入れてあるわけでございますので、どうぞ、その点は渡辺議員もご理解をいただきたいと思います。

余分に払わされたとか、そういうことではございませんので、ただ計算ミス、要するにそういう指導のあり方がうまくなかったということなんで、きちっとした指導をされていれば、1億2千万円は、これは払わなければならなかったわけでありまして、その点は県のほうも過失を認めて、福祉保健部の次長が町へわざわざ、謝罪と申しますか、説明にまいりました。大変申し訳なかったということでございますので、私どももできれば、こういうことがなければ、こんなふうな格好に、いろいろと世間を騒がせるようなことはなかったし、また保険へ加入をされている被保険者の皆さん方に、今、渡辺議員がご指摘のように、後年次の保険税に反映するんじゃないかと、保険税が上がるんじゃないかというような心配をおかけしたということは事実であろうかと思っておりますけど、今、課長のほうからも説明がございましたように、このことで保険税に影響を及ぼすようなことはない、私どもは現時点では確信をいたしておるところ

でございますので、その点をご理解を頂戴いたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

次に後期高齢者医療制度について、お尋ねをいたします。

来年4月から始まる後期高齢者医療制度は、高齢者が増えても大企業の保険料負担が増えないように、高齢者の医療費は高齢者に支払わせようという、財界の要求に応える医療制度です。この制度では、75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければなりません。これまで扶養家族として、保険料を負担してこなかった人も、激変緩和措置があるにしても、保険料の負担が増えることとなります。

厚生労働省は、保険料を平均で月6,200円と試算をしています。今朝の新聞報道によると、東京都の保険料の平均の高いほうの数値が15万5千円という数値が出ていました。都道府県ごとにつくられた広域連合が運営を行うため、都道府県によって保険料は異なります。それぞれの都道府県における75歳以上の高齢者の医療給付費や所得水準などによって、保険料は算定をされます。保険料は介護保険と同じように年金から引かれ、年金が月1万5千円に満たない人は、保険料を自分で納めにいかなければなりません。

保険料額は、収入に関係なくかかる定額の均等割と収入に比例してかかる所得割を組み合わせで決まります。保険料は2年ごとに改定され、高齢者の医療費が増えれば保険料も値上がりする仕組みです。さらに高齢者人口が増えるのに応じて、75歳以上の保険料負担率を自動的に引き上げる仕組みになっています。保険料が払えなければ保険証を取り上げられ、代わりに資格証明書を発行されることとなります。資格証明書では、病院の窓口でかかった医療費を全額支払わなければなりません。保険料が払えない人に医療費を全額支払えというのは、病院に来るなどといったのも同じです。

今は国民健康保険料を滞納しても、75歳以上の人からは保険証を取り上げていません。国保法で被爆者などと並んで、保険証を取り上げてはいけないと定められているからです。ところが、この制度では保険証の取り上げが可能となりました。すでに国民健康保険では、生活苦で国民健康保険料が払えず資格証明書となった人が病院に行けず重症化したり、手遅れになって亡くなったりする悲しい事態が続発しています。国民健康保険証の取り上げの対象を75歳以上まで広げることは、貧困で苦しむお年寄りから医療までも奪い取るものです。この制度が明らかになるにつれ、不安の声が広がっています。日本共産党は、この制度について、凍結をすべきと主張をしています。

日本共産党山梨県地方議員団は広域連合に対し、後期高齢者医療制度実施にあたっての要望書を提出しました。

- 1．保険料は医療給付費の実績を反映して設定するとされているが、高齢者の生活実態を十分考慮して設定すること。
- 2．保険料の減免制度を独自につくること。
- 3．資格証明書、短期保険証は発行しないこと。
- 4．高齢者や県民の声が反映される機関を設置すること。

以上の4項目です。

そこで、お尋ねをいたします。

来年4月から始まる後期高齢者医療制度に加入する対象者数は、どのくらいですか。現在、扶養家族になっている高齢者で、来年4月から保険料を負担しなければならない人数はどのくらいいますか。

お年寄りが安心して医療を受けられるために、資格証明書、短期保険証は発行しないこと。保険料の減免制度をつくることを広域連合に要望をしていただきたいと思いますが、これについての見解。

それから収入の額の算出方法というところで、7項目あるんですけども、都道府県に関わることで市町村の負担金がありまして、もう1つ、国庫補助金、都道府県の補助金、市町村の補助金、広域連合の補助、その他の収入ということで、これは補助金を投入できるということ、こういう制度になっています。この補助金を投入すればするほど、高齢者の負担が少なくなるという制度になっていますので、ぜひ町としても市町村に働きかけて、この市町村の補助金の投入を増やしていただきたい。そのお考えがあるかどうか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

まず1点目でございますけど、8月末現在、国保に今、加入されている方で2,933人、それから社会保険に加入されている方が999人ということで、被扶養者ですよ、合わせまして、8月末現在で3,882人が移行の予定でございます。

それから、先ほど被扶養者が何人というふうなことで、社会保険の関係でございます。999人の、おそらく9割方というふうに、今現在、把握しているところでございます。

それから2点目でございますけど、基本的なことでございますけど、先ほど、無収入の方も当然、納めていかなければならないというふうな話がされて、非常に苦しいというふうな状況でございますけど、基本的には年金、数字でいきますと、年金受給者、これ議員さんも把握されていると思いますが、168万円以下の方は所得割は非課税になっておりまして、均等割、7割軽減、ご存じですよ、というふうな軽減措置が、対応策がとられてございます。つまり所得に応じた制度というふうなことをご理解いただきたいと思います。

それからたぶん、議員さんの聞かれている範囲、所得、年金も無年金者、たぶん息子さんに生活を支えられている、それはもう、当然、息子さんというか、家族が支える、親権法というんですか、そういう当然の義務を果たしていただかなければならない、そういうこともまた、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

そして完全に、1人で、本当に収入のない方は、今度、これからの国保税もそうですけど、全然収入ない人は、今度、生活保護というふうな手立てもございますから、町としては、今のところ、そういう方もありまして、家族と相談したり、本当に1人ですかというふうなことも確認したりして、また福祉保健課、あるいは県とも連絡をとりながら、苦境に陥らない、そんな手立ても、今、取っているところでございます。まず、それを1点確認していただきたいと思います。

それから資格証及び短期証の関係で、先ほど申し上げましたとおり、168万円以下の方は7割軽減ということで均等割、東京都のそれに当てはめると、3千円でありまして900円

ですよね、月、いただく。それは先ほど申し上げたとおり、家族の方、これまでも、扶養義務がある方に納めていただく形になると思います。

それから、あと国、県の、また町の補助金のさらなる投入ができないかと。今回、この制度が出されたのは少子高齢化、これが一番大きな原因だと思います。今、これから税金を納める方がだんだん少なくなって、逆に医療費がかかってくる。では、だれが、どう負担をするのかというふうなことで、高齢者の方にも1割負担をしていただくというふうな制度でございまして、国、県、町の補助金を投入するということは、さらに税金を投入しなければならない。そのへんもご理解いただいて、これは国の、あるいは地方自治体の財政を考えた上で捉えた制度だということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

こういう山間地で高齢化が著しい町では、そして特に身延町では、低所得者層が多い町です。こういう町で、本当にお年寄りの生活をどう守っていけるのか。先ほどおっしゃったように、若い人がみればいいではないかとおっしゃるんですけど、若い人たちも今、大変な生活をしていて、みられる人がみていると思うんですね、一生懸命。その中で、新たに負担が増えるということで、なんとかできないかということで質問をしています。

ここにきて、いろんな問題で、保険料のことにしても、あまりにも支払いが大変ということで、厚生労働省で減額免除の制度を新しくつくったりという対応はしています。しかし、わずかな収入の高齢者にも保険料を負担させるという仕組みが、根本が変わらないわけですから、ここのところをもうちょっと、こういう地域のお年寄りの生活を守らなければいけない、行政としてきちんと考えていかなければならないというふうに思います。

さっき、生活保護を受ければいいではないかと言いましたけど、今、生活保護は本当に大変な状況で、水際作戦で生活保護は簡単には受けられません。北九州で何人もの方が餓死しているという現状が今、ありますよね。そういう中で、本当に簡単に、生活保護を受けられるなんていう状況ではないと思います。何しろ、こういう負担をかけるということをやめるというか、避ければ、こういう方たちも安心して住めるわけですから、ぜひ、この町に生きていてよかったと、お年寄りが思っただけのようなまちづくりをしていくためにも、こういういろんな制度をつくって、お年寄りを守っていただきたいというふうに思っていますけれども、今の課長の答弁だと、お年寄りに負担をしていただく、それができなければ、今まで扶養していた人たちにさせていただくということで、広域連合のほうにそういうことを要望するというお考えはないというふうに理解をしたんですけども、それでよろしいでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

よろしいかと言われても、これは今、ここで回答をとというのは大変難しい話です。今、広域連合、準備を進めておりまして、広域連合議会にうちの日向議員さんが参画をしておいででございますので、広域連合の議会でもいろいろな各地域の問題が討議をされておるのではないかと

なと思うわけでございますので、ただ制度として、こういう制度が決定されて、20年度から施行されるわけでございますけど、町としてまだ、具体的に運用等についてつかみきれていない面もありますので、これはケース・バイ・ケースということもございますので、短絡的に、もう払えなかったら生活保護というようなことは考えておりませんけどね。

ただ、今の医療の現状というのは、大変厳しいものがあるわけでございまして、医療費、毎年、年々歳々、上がっているわけで、その中でやっぱり高齢者の皆さん方の医療費というのは、ずいぶんと大変な負担になるわけで、介護保険が12年から導入されて、国保関係、社保関係の、要するに高齢者の医療費というのは下がっていくのではないかなという予測で、介護保険が始まったと思うんですけど、逆に今は増えているんですよ。ですから、その対策として、この後期高齢者が、制度として生まれたわけでございますので、最終的にはこの運用を実際にやってみた段階でどんなふうになるのかと、僕らもまだ、そこらへんはつかみきれておりませんので、ご指摘をいただいておりますことについては、今後とも検討をさせていただいたり、可能なものは、また可能にするような形にしてみたいと思いますので、今のところ、どうだと言われても、「はい」というようなご返事はできないということでございますので、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

3回ですから、次にいかせていただきます。

3点目。投票区、投票所の再編についてということで、再編後の投票結果と今後の方針についてということでお尋ねをいたします。この問題については、同僚議員、それから私も何回か質問をしています。

住民の皆さんが本当に困っているんだ、なんとかしてほしい、そして最初の質問にもありましたけれども、いろんな要望書、各地域から要望書が出ています。やっぱり、基本的な参政権を奪うことになっているということで、具体的に投票率を、私、調べてみたんですけども、1月の知事選、それから4月の県議選で、この間に再編があったわけですけど、前の答弁もありましたけど、マイナス6.09%ということで下がっています。それで、今回の参議院選ですね。参議院選、比例代表もあり、一概に比較はできないですけども、私は投票率が上がるのかなというふうに思っていたんですけども、やっぱりマイナス0.4%という数字が出ました。

ちなみに各町の前回の参議院選挙、それから前々回の参議院選挙を比較してみましたけれども、やるごとに投票率というのは下がっているんですね。こういう高齢化が著しい町では、ある程度、仕方がない部分があると思うんですね。だからこそ、年をとっても投票ができるような、投票したいと思う方が投票できるようなための努力は、行政はしなければいけないのではないかなというふうに思って、これは住民の皆さんの要望もありますし、私も、これは納得がいけないということで、何回も質問をさせていただいています。

なんか、住民の皆さんはもう、町当局はこの問題は終わったことだと思っているのではないかな。全然、私たちの不満や、それから投票できないという不安は全然変わらないのに、どうしてなんだろうという声が、たくさん聞かれました。前回、6月議会に町長の最後の答弁で、そういう意見もあるということ踏まえて、選管に話をしておきますという答弁だったんですけど

ども、お話しをされて協議をされたのかどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

選管の委員長さん、また選管の委員さん方にも、このお話しはしてございます。これは、行政の裁量ではいかないわけでございますので、選管の委員長をはじめ委員の皆さん方によりよいご審議をいただく中で決定をすることでございますので、まだ、それはいろいろ、投票上のケース・バイ・ケースあるわけでございますけど、今のところは、まだ選管の委員さん、そういうような結論は出されておられませんし、なかなか難しい、いったん選管できちっとした形で決定をしたことですから、それを翻してということは、こっちをおやりになれば、向こうがどうだというようなことで、なかなか調整、厳しい状況があるかと思っておりますので、ここのところは、はっきり申し上げて、要するに微調整を繰り返しながらやっていくという格好になるんではないかなと、予測と申しますか、推測はさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この問題については、多くの住民の方のご意見やら、一般質問やらがある中でも、1回決めたことだから、そう大きく変わらないよという答弁だったんですけども、やっぱり住民の方が本当に投票する権利を奪われてしまって困っているんだと。そういう声を、町はそのままにしているのかなと、私、一般質問していて、なんか全然していても、している甲斐がないというか、住民の声を私は持っているというふうに思うんですけども、それをやっぱり真摯に受け止めて、選管の皆さんなり、住民の方たちが困っているんだということを論議していただきたいというふうに思っているんですけど、今の答弁だと微調整ということで大きくは変わらない、変わる予定はないのかなというふうに判断はしたんですけども、これは住民サービスの後退とかという問題ではなくて、本当に参政権を奪っているんだということの認識が、私、欠けているのではないかなというふうに思うんですけども、それでも、なおかつ、今のままで、微調整で、そんなに住民が困っているということに、1回もう決めたことだからということであって変更はされないということであれば、そういう町なのかなというふうに考えてしまうしかないんですね。

やっぱり、これからのまちづくりを考えた場合、財政状況が厳しい本町において、住民の皆さんと一緒に汗をかきながら知恵を出し合って、協働してまちづくりを進めていかなければいけない、今後、そういうまちづくりを進めていかなければいけないと思うんですけども、一方的にその住民の皆さんが困っているということに対して、耳を傾けないで、1回決めたことだからということで進んでしまうやり方で、本当にいいのかということをつくづく感じました。そういう答弁なので、そういうふうに理解をするしかないのかなというふうに思っていますけども、基本的な投票する権利までも奪ってしまうような町ということに対して、それでいいのかということをお願いいたします。もう1回、最後に。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

奪ってというような文言がなかなか、私どもに引っかかるわけでございますけど、正直なところ申し上げて、最初のスタートは選管の委員さんが鋭意、検討をされてお決めたことですね。ですから、ここは選管の委員さん方のお考えというのをご理解いただけるかどうかは別ですけど、そこはお考えをいただきたいなと思うところです。

このことによって、町が要するに、町民の皆さんと協働ができない。町が独断して、物事をどんどんやっていくということで決め付けられては大変、遺憾でありますけど、お年寄りの、高齢者の皆さん方が投票へおいでになる1つの便法として、いろいろなもの、交通機関の手当とか、そういうようなものは順次、させていただくような格好で、できるだけ便宜を図りたいなということで、今議会でも予算へ提案をさせていただいております。デマンド交通システムをなんとか実現をする中で、このシステムを利用していただいて、遠くからでも車を使っておいでをいただくと。そのほかにも、いろいろな手立てがあるわけでございますので、今、ここで、こういうような格好でやりたいとか、そういうようなことはなかなか難しいことですし、また公職選挙法の問題もあるわけでございますので、全然、頭の中から消え去っているわけではございませんので、大変重くのしかかっているわけでございますので、要するに手立てとして何かあるかということ、今後とも検討をさせていただいて、それをできるだけ実現をしていきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

3回なので、以上をもって質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前10時00分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。

次は、通告2番は笠井万沱君です。

笠井万沱君、登壇してください。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

先に通告した3点について、質問をいたします。

まず1点目として、税・使用料・負担金における滞納徴収対策であります。それでは、質問に入ります。

前年度の決算でも明らかなように、税の滞納は深刻な問題であります。また、使用料負担金についても滞納は微増の状況にあり、18年度決算滞納総額は5億6千万円超となり、例年、

監査委員からも指摘されながらも有効な打開策がないまま、今日に至っているのが現状であります。原因はなんであるのか、どうすればいいのかを考えていかなければなりません。町民の経済状況、住民生活の格差の問題等々、問題はあるにしてみても、税が原因で、また使用料等の滞納が原因で、公平なサービスができず、不公平感を町民に与えることになれば、見過ごすことができない、ご存じのとおりであります。

憲法第25条にある生存権、すべての国民は健康で文化的な最低限の権利を有する面、国、地方自治体は生活基盤を整備する義務を負うとされており、税金は、地域づくりのための国民の権利の行使の対価として、憲法において課せられた義務であると、私は考えるところであります。

使用料負担金については、地方自治による公共事業は利益を追求、そして求めるものではなく、これらの滞納は、前段でも述べたように、滞納が出れば出るほど不公平感が出、行政執行への不信感が募ることは、明らかであります。緊急にすべての滞納徴収対策、その取り組みが必要であると、私は考えます。当局のすべてに対する対策行動を、まず1点目として何う次第であります。答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

まず合併後の徴収体制について、説明させていただきます。

17年度は徴収担当が1名、18年度は2名、配置をしていただきまして、日常的な電話による納付要請及び家庭への日夜における訪問件数を増やすことができまして、また税務担当といたしましては、それぞれ職員が5月、8月、12月のそれぞれ月末に徴収強化月間としての訪問徴収を実施してきた結果、17年度と比較して18年度の徴収額は1,300万円余増額、また本年度8月末の徴収状況におきましても、前年度比500万円の増となっている現状でございます。

しかし、年々、増加している滞納額の圧縮につきましては、開会日、町長あいさつの中で述べられてきておりますが、まず、今年の7月に税、使用料等、すべての滞納額を減額すべきための収納対策会議を開催いたしました。まず、できることからというふうなことで、8月28日、30日、税務担当職員と各課長の組み合わせにより、各戸訪問をいたしたところでもございます。今後、波及的にこの方法による滞納整理も鋭意努力していきたいところであります。

さらに徴収対策強化のための体制づくりとして、今回、補正予算へ滞納整理補助業務員にかかる経費、109万7千円をお願いしてございます。定期的な電話による自主納付の呼びかけ、また現在、1班編成による徴収を、今度2班編成によって、きめ細かい訪問徴収を予定しております。

本予算につきましては、町税、国保税のみでなく、各担当課とそれぞれ日程調整をする中で、使用料等にかかる滞納整理も活用していくところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、課長のほうから答弁をいただきました。1,360万円の増額だと喜ばしいことだなど。それから収納対策会議を設けて、これに対応するんだというような話がありましたけれども、昨年、平成18年度末の滞納額、介護保険料、保育料、給食費、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、SCT、それぞれ滞納状況等、徴収対策、どう取り組んできたのか、各課長に伺う次第であります。

2点目として、滞納の中で大きなウエイトを占めている身延ゴルフの問題であります。経過と現況について、伺う次第であります。

3点目として、改善策であります。県税職員の派遣要請、職員の徴収技能の向上研修、町として断固とした決意の表し方、滞納者の財産調査、差し押さえ等求められるわけでありませけれども、不動産にかかわらず、押さえるべきは押さえる、これが必要と考えます。そこで3点目として、改善策をどう考えているのか。併せて、18年度財産調査、差し押さえ件数、これは何件になったのか。以上3点、改めて答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

福祉保健課では、介護保険料が関係しておりますので答弁いたします。

介護保険料は、先ほどの渡辺文子議員の質問と同じですが、年金が月額1万5千円以下の方が普通徴収で、1万5千円以上の方は特別徴収ですから、年金が年額18万円以上の方は滞納ありません。そして平成12年度から介護保険がはじまりまして、今、7年目です。18年度末の滞納額は150人で、649万780円になります。

それで滞納対策としましては、電話によるお願いとか、各戸を訪問しまして徴収をお願いしております。

現在の、5月末の決算の金額が649万780円で、8月末までに149万6,080円入りまして、現在の滞納額は499万4,700円です。一番は、やっぱり訪問して、理解していただいて納めていただくのが一番いい方法で、今、それを中心的に、2名の体制で訪問しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、保育料につきましては、ご答弁を申し上げます。

保育料につきましては、現年度分につきましては、毎月、口座から引き落としということになっておりまして、毎月、金融機関から引き落としの金額が入金されるわけですが、残高不足というふうなことで、引き落としができませんというふうな通知が金融機関からありまして、その資料に基づきまして、未納者につきましては、文書でお宅の口座残高不足ということと、引き落としができませんということで文書でお願いし、納付書を作成しながら同封をしてお願ひし、納付の案内をしているところでありまして、その納付ができない場合は滞納になってしまうというふうなことで、電話連絡でお願いし、さらに納付がない場合は訪問してお願いしているところであります。

滞納の過年度分につきましては、やはり一括納付、多額になってしまうと、一括納付が大変厳しいというようなことで、分割納付の案内をし、あるいは誓約書を交わす中で、分割の約束をしたり、あとそれに対応しない人につきましては、納付の相談日を決めまして、5時以降、役場のほうへ来ていただいて、その話し合いをしたり、あるいは年に3、4回は督促状の交付をし、月ごとの未納につきまして案内をしたり、電話をし、あるいは訪問をし、それぞれ努力をしながら、納付をしてもらっているところでありますけれども、園児が卒園してしまったというふうな方につきましては、大変、厳しいものがありますけれども、粘り強く、われわれは納付の努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ご答弁させていただきます。

まず、住宅使用料の収入未済額でございますが、過年、現年、合わせまして1,034万2,790円でございます。現年分が85万6,500円。過年度分が948万6,290円でございます。

対策ということになるかと思いますが、私どもは担当が月、しょっちゅう電話をかけて、今月分はいただきたいというふうなお願いをしております。併せて私も一緒になって、お願いに行くわけですが、なかなか月3千円、4千円の人もいるわけでございますが、過年度分については平成3年度からあるわけでございますが、それも担当の、私どもの、課長以下の努力によりまして、3年、4年度分はゼロになりました。そんなことで鋭意、努力しているところでございます。

それから平成17年度に訴えの提起ということで、議案第100号で不納欠損させていただいたということも含めて、裁判にもある程度、訴えていかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次、学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは給食費負担金について、お答えいたします。

給食費負担金にかかる過年度分の収入未済額につきましては、児童生徒数が61人、129月、56万1,500円であります。それから現年度分の収入未済額につきましては47人、201月、87万6千円あります。

対策であります。いずれの課とも同じような足並みでしておりますが、最終的には訪問をすることが、一番効果が上がるというようなことで、それに重点を置いて対策を講じております。

出納閉鎖から、これまでのうち、過年度分56万1,500円のうち10万6千円を納めていただきました。それから現年度分87万6千円の、収入未済額のうち27万700円を現在までに納めていただいております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

次、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

水道使用料につきまして、お答え申し上げます。

18年度末の滞納金額でございますが、816万9,578円でございます。その内訳としまして、現年度分が46万9,980円でございます。過年度分が769万9,598円でございます。水道使用料につきましては、毎月の検針が行われていますが、その業務に基づきまして、毎月調整を行いまして、滞納者には早期に納めていただけるよう、督促状の発送、あるいは電話連絡、訪問などを行っております。それでも、納付が見られない場合は身延町の簡易水道給水条例に基づきまして、給水停止の通知等により納付をしていただくよう努めているところであります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次に、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

それでは下水道使用料と、それから受益者負担金の滞納対策でございますが、18年度末で使用料につきましては61万920円、10人でございます。それから受益者負担金20万円、1人でございます。合わせて81万920円の滞納でございますが、私ども環境下水道課といたしましても、下水道使用料との滞納については、その不公平感というふうなことで、ご質問にもございました、その払拭と下水道経営の安定化というふうなことも含めて、絶対許してはいけないという強い意志を持って、これまで課員ともども対応をしまいいりました。毎日行っています課の朝礼でも、職務ともども極めて重要な課題であるとの共通認識を持って、粘り強く対応することにより、理解をいただくことに専念し、徴収を向上していこうと確認しております。

先ほども申し上げましたが、合わせて81万920円の滞納ございましたが、出納整理期間以降、全部で11人の滞納ございましたが、昨日、現在で残額が52万2,600円、6人まで減らすことができました。都合、収納いたしました金額が28万8,320円というふうなことでございまして、額といたしましては35.6%の減少というふうなところまで、今、至っております。今後とも課員ともども訪問を重ねる中で、徴収になお一層、努力をしまいたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

SCTの使用料について、答弁をいたします。

18年度の決算で67万5,630円、34件の滞納繰越分があったわけでございますが、現在20件の、54万540円となっております。SCTにつきましては、今年度へ入りまして停波、通信を止めるという行為をしております。今、8件ほど双方受信、送信を止めております。これは長期の滞納の方について、送信を停止しております。

なお、今後も長期滞納者で該当する人については、停波を予定している予定でございます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、これからの対策ということで、まず1点でございます。

まず滞納、それから財産の差し押さえ、また財産の調査等々には、やはり、それなりの技術が必要になるというようなことで、現在、経験を積み上げました、通称、徴収のプロという職員が全国におりまして、その職員を招いての県の市町村職員研修所での研修、あるいは県主催の研修会に積極的に参加して、今、技術を磨いているところでございます。これらが備わり、現在、3調査、数件入っておりますけど、平成20年度におきましては、体制をさらに整えつつ差し押さえに入っていく、そんな準備を今、整えているところでございます。

次に県からの派遣というようなことで、現在、山梨県地方税徴収対策研究会が設立されまして、その機構、あるいは一部事務組合方式等々の組合がございまして、メリット、デメリット等を研究する中で、どういう組織がいいのかというふうなことで、現在、取り組みをされております。身延町と、私はそちらのほうへ出席しておりまして、平成20年4月1日に向けて、この組合というか、整理機構等と申します、成立されるよう、今、鋭意努力しておりまして、20年度に成立しましたら、今度は県の職員、あるいは県下の市町村と、それぞれ連携をとる中で滞納整理に力を注いでいきたい、そんなふうな、今、思いがございまして、

それでは、次に身延ゴルフ場の関係です。

身延ゴルフクラブにおきましては、平成7年にオープンされまして、平成10年まで、それぞれ順調なる営業がされてきておりましたけど、平成10年に至りまして、その当時は、どうも豪雪があったというようなことを聞いております。それによって休日も多かった、あるいはバブルの経済崩壊により、来場者の減少というようなことで、平成9年度の3期固定資産税の遅延が始まってきました。会社には当初から、町の姿勢としては差し押さえも示唆する中で、強い姿勢の中で南巨摩郡振興事務所、あるいは県の市町村課の指導等を受けながら、また総合県税事務所と連携を図り、月別対策対照表とか、損益計算書の調査を行う中で、常に経営状況を図り、分納計画に基づきまして、会社とは常に連絡をとり、収納に鋭意、努めてきておりましたが、計画どおり納入がされなくなりまして、残念でございますけど、平成15年6月には財産の差し押さえに踏み切ったところでございます。

会社としては、再建に向けて努力をしていたところでありますが、残念なことに平成17年2月9日、甲府地方裁判所により身延ゴルフクラブ破産宣告を受けたところでございます。以降、財産管理人の手に委ねられたところでございますけど、平成19年8月17日、各債権者の了解のもと、決裁がされたところでございます。

以上でございます。

○17番議員（笠井万沱君）

18年度財産調査の差し押さえ件数を。

○町民課長（渡辺力君）

18年度におきましては、税担当におきましては差し押さえをしてございません。交付要求等は参加差し押さえにつきましてはしてきておりますけど、実質的に町が財産の差し押さえ、これらにつきましては、冒頭申し上げましたけど、これまでは現年の徴収、あるいは滞納の額の徴収に鋭意努力してきたところでございまして、平成20年度に向けて、今、その体制づく

りをしているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

徴収努力は各課の課長に伺ったわけでありましてけれども、もちろん、それなりの成果も出ているわけでありましてけれども、1年経ったら滞納数がまた増えたということではなくて、滞納額が減ってきたよと、減る努力が求められているという感じがいたします。

そこで今、課長のほうから話がありましたように、19億円というような身延ゴルフの債権の中で、最終的な決断の中で、うちの町に返ってくる金はいくらなのか。これ1点。

それから他町村では徴収課新設等々の中で、対策を講じている市町村もあるわけでありましてけれども、一步進めて、出と入を明確にするために税、使用料、負担金含めて、すべてを徴収する収納課の新設が滞納に対する解決策の1つではなかろうかと、私は考えるわけでありましてけれども、これが1点。

また、税につきましては、普通徴収の場合には、条例の中で4回なっている。保険の場合には10回になっている。保険、例えば調定額が40万円だとする。40万円、1回に10万円だと。それを保険と同じように10回にして、4万円ずつにすると。そして、町民が納めやすくするという方法も、これも1つの方法ではなかろうかという感じがするわけでありましてけれども、課の新設、収納課、これが必要ではなかろうかと、前段で申し上げましたけれども、必要ではなかろうかというような感じもするわけでありまして、この問題につきましては、この新設の考えがあるかどうか、町長に、併せて滞納に関する町長の考えを伺います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、分配金の関係でございますけど、91万2,123円になってございます。それから2点目の町民税の4期が変更できないかということで、地方自治法第320条の中で、ただし書きに特別の事情がある場合においては、これを異なる納期を定めることができるというふうな規定がされてございます。議員さんがおっしゃられたとおり。特別の事情がある場合においてはというふうなことで、事務提要を見ますと、農業取得が主たる町村、つまりは農業収入が得たあと、納期を定めるとかというふうな説明がございまして。

あるいは地方税法上、4期に町民税を定めたのは、先ほど議員さんがおっしゃられた固定資産税、あるいは軽自動車税、国保税等の納期を考慮して決定されていることから、改正にあたっては慎重にする必要があるというふうなことがございまして。

本町におきましては、なお計算センターにおいて共同処理をしている関係もございまして、この件につきましては、先ほど言った地方自治法の解釈の問題もありますから、国、県と合議、あるいは構成町村、担当課長等の中で研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

税の収納について、収納課を置くことはどうかということでございますけど、今のところは、そのことは考えておりません。

実は、この滞納額の5億6千万円、合併をいたしましてからの数字はそれほどでもないわけですが、過年度分の旧町のころから持ち越している税が多いわけでございますが、このことは各旧町時代から鋭意取り組んでいたところでございますが、先ほど、俎上にあがっております身延ゴルフクラブにつきましては、これは正直なところ、パブルの弾ける前のオープンでございますが、あそこは、フェアウェイはベント系の芝を使っていたものですから、その芝を使うというのは河口湖ゴルフクラブの冬場にクローズをするのを、南のほうの身延ゴルフでクリアをしようというのが、会社の目的であったかなと思うわけでございますけど、そのことがあだになって、夏場に売り上げがおかしくなったということが、1つ、この倒産をする原因の大きなことであったかなと思うわけでございますけど。

これは、要するに、この年を得れば得るに従って増えていくわけでございますので、ご指摘をいただいております、年を得るにしたがって、滞納額が増えていくということは、これが1つの要因であるわけでございますが、心構え、要するにご理解をいただきたいなと思うところでございます。決して名倒れにして、増えていっているわけではございませんので、そのところはぜひ、こういうような状況でございます。

それと、今回の予算で臨時職員を1人お願いいたしましたわけでございますが、私どもの計画といたしましては、この滞納整理をぜひとも早く進めていきたいということで、来年度4月から2人を、これは団塊の世代の皆さん方が、来年度お辞めになる方が多いわけでございますので、今、その筋へ交渉をしております。2人をお願いして、ただ漫然と集めるというわけではなくて、そういうような、技術的な収納技術をお持ちの方をお二人、一応、サポートをしていた中で、2人ずつ3班で、この滞納整理をしていきたいというようなことを考えておるところでございますので、皆さん方のご指摘をされることはごもっともでございますが、正直なところを申し上げて、これは言い訳にはなりますけど、合併直後、いろいろな面で職員も、なんとなくまとまっておらなかった面もあるわけですが、ようやく腰を据えて、いろいろなことができるような格好になってまいりましたので、一応、このことにつきましては、鋭意、努力をしてまいりたいと思います。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

毎年毎年、滞納が減少していくような努力が必要であると思います。行政の信頼に関わる徴収でありますので、改めて努力を求めて、1点目の質問を終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

新町総合計画を基本に、町長が目指す身延町の将来像であります。

平成16年9月13日に3町が合併して、3カ年が経過いたしました。地方分権が進む中で、合併特例債という餌と交付税減額というムチから、合併は避けて通れない道であったような感じが、私はいたします。今後、合併効果の実感が町民に伝わる町政運営が求められるところでもあります。

18年度までは、新町建設計画をもとに進んできました。そして新たに、この先10年を見

据えて、新町基本構想が3月の議会で議決、総合計画と併せて前期の基本計画が伝わってきたところであります。

依田町長がスタートして3年、観光行政にあっては下部温泉の掘削、新源泉の湧出。教育行政にあっては、将来を踏まえて、学校適正化審議会の立ち上げ。財政健全化に向けては、集中プランの作成立案。道路行政にあっては照坂トンネルの着工、中部横断道新直轄方式による、その実現への努力等々、その一つひとつが実現しつつあることを高く評価するところであります。

さて、21世紀を切り開く町の指針として、基本構想、基本計画が策定されました。その計画を基本に町長が目指す身延町の将来像であります。合併して3年、この間は合併協議会での町政方針実践のときでもありました。この先10年、新基本構想が議決された今、将来に向けて大きな御旗が必要であると、私は考えます。すなわち町長が考える将来像であります。10年後先の身延町を考えなければなりません。10年後には、中部横断道が完成します。2009年には静岡空港も開港となり、リニア中央新幹線も真に現実味を帯びる中で、物流や人の流れも大きく変わることが予想されます。身延町も新たに变革、躍進のときの時代の到来であると、私は考えます。

そこで、町長が目指す将来像について、伺います。併せて総合計画の中で、町長が考える最重点課題はなんであるのか、併せて答弁を求めるものであります。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、難しい問題でございまして、総合計画、皆さん方もご覧をいただいているわけですが、この総合計画は行政が独り相撲でつくったものではございませんので、町民の皆さん方のアンケートをいただき、また各種団体、各機関等の皆さん方のいろいろなご指摘やら、ご提言等をいただく中で、まとめさせていただいたわけでございます。

合併当時、建設計画が策定をされ、それと各旧町時代に、それぞれの町へ第4次の総合計画が策定をされておったところでございます。そういうようなものの整合性を持たせながら集約をされて、建設計画等々併せて策定がされたのは、この第1次の身延町総合計画、この中に入っておりますので、要するに将来像をとということでございますけど、これはこの中の、要するにまちづくりの理念と申しますか、「やすらぎと活力ある ひらかれたまち」、これは抽象的でございますけど、これが理想像、将来像だと思っておりますけど、これでは答えにならないだろうということでもありますので、産業経済、文化、それに医療、防災、環境、観光等々、各分野において身延ブランドを確立していきたいということでございますので、抽象的な答弁になりますが、具体的に申し上げますと、一つひとつの分野をこういう格好にしていまいたいというのが問題でございませうか。ぜひ、こちらへはお汲み取りをいただきまして、産業経済、文化、医療、防災、観光、環境、福祉、これらの分野への身延ブランドを確立していきたい。これはやはり、行政だけではできないわけでございますので、あらゆる諸団体の皆さん、また町民の皆さんと協働をお願いをするわけでございますが、孫子の兵法の中に「天の時は地の利にしかず、地の利は人の利にしかず」、武田信玄も「人は石垣、人は城、情けは味方、仇は敵」という言葉がございまして、まさにこういうものを集大成するためには、町民の皆さんが心をつにして頑張っていかなければならないのかなと。ですから、コーディネーターみたい

な役目は、町としてやらなければということでございます。

将来像と、あと最重要の課題と申しますが、これは、私がやすらぎと活力ある ひらかれたまちづくりをしていくために、こういう身延町総合計画があるわけでございます。この計画を粛々として進めていくこと、そしてまた、この行財政を運営してまいりますには、やはり今、第2次の集中改革プランが策定をされつつあるわけでございますけど、やはり、これが1つは基本になろうかと思うわけございまして、町のいろいろな将来を考えると、いかに素晴らしい計画をつくっても、また行財政改革等々のプランをつくりましても、それを運用していくのは人でありますので、やはり一番、最重点の課題と申しますのは、役場の職員の資質の向上であろうかと思っておりますので、とりあえず人材育成基本計画というのを今、策定中でございまして、それによって行政に携わる職員の皆さんの資質を大幅にアップしていきたいと、これが大きな課題であろうかと思っておりますし、このことによって、いろいろな各分野の事業を推進していく1つの原動力になるのではなからうかと思っておりますので、中部横断を早くしたほうがいいとかというのも1つの重点課題であります。あえて一番基本的な、要するに人材育成につきまして、この重点課題とさせていただいたわけでございますので、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

将来像の中で、すべての分野、身延町ブランドの確立を図るんだ、そしてすべては人なんだ、役場の職員、資質の向上が大きな眼目だというふうな答弁をいただきました。私もそのとおりだという感じがするわけでございます。

政策の中で、今すぐ取り掛かるべきことと中期展望の中で取り掛かるべきことと、そして将来、10年にわたって取り組まなければならないのに分かれるわけでありまして、今、町長の答弁の中で、なるほどなと共鳴をしたところでございます。

1点だけ、質問させていただきます。

合併して64市町村が、28市町村になりました。将来の人口を踏まえて、さらに合併を進めるべく県行政も審議会をつくって、審議がなされているところであります。当町は、早川町との合併が俎上にあがっていることは、ご存じのとおりであります。また峡南北部では、峡南市構想が話題に挙がっている中、次の10年の将来、身延町、峡南の中心であります。当町の町長として、どう捉えているのか。前の議会でも答弁を聞いているわけでありまして、改めて1点、伺う次第であります。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これも大変、難しい問題でございますけど、今、県のほうでは先月からですか、合併推進協議会がスタートをいたしました。うちの松木議長も、その委員の一員でありますので、県とすれば、できるだけ早く合併を進めて、道州制に備えたいというようなことをおっしゃっているわけでございますけど、合併というのは、私どももそういう道を通ってきたわけでございますが、やるのも地獄、また合併しても地獄というような状況が今、正直なところ、続いているわけでございますので、今やっぱり、身延町の現在の足腰をきちっと強くしてから、ほかの町と

の合併を考えるべきだなと思うわけでございますし、また早川町さんは、辻町長とも個人的には話をさせていただいておりますが、「俺は合併しないよ」と、単独でいくんだということをおっしゃっているので、向こうさんがその気がないのに、私たちのほうから、そういう話はできないなということをおっしゃっておりますけども、ただ、やはり、今の国のいろいろな施策の進行状況を見ますと、やはり道州制移行に進んでいるような感じがいたすわけでございますので、将来はやはり峡南市ということで、増穂、市川三郷町、鯉沢町が合併をされるような話が進んでおりますが、とりあえず、それらは第1次といたしまして、最終的には峡南地域が1市ということで、合併をするような状況になり兼ねないなと、なるんではないかなという予測はさせていただいておりますが、いずれにいたしましても、自分たちの町がきちとした形で、人様とお付き合いができるようにならないと、どうにもならないわけでございますので、これはまず、体力をなんとか付けさせていただいて、合併をするにいたしましても、こちらの条件を向こうにのんでもらうというような合併をしていきたいなという感じはいたします。いずれにしましても、大変、難しい話でございますが、鋭意、今後とも努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

町長の将来像を聞かせていただきました。次の時代、将来を見据えて行政執行、そのリーダーシップをとっていただきますようお願いをしまして、2点目の質問を終わります。

それでは、3点目の質問に入ります。

集中プランの進捗状況と、今後の課題であります。本題につきましては、時間がありませんので、再質問をできるだけ避けますので、明快な答弁をお願いする次第であります。

平成16年12月に身延町行政改革推進本部を立ち上げて、2006年に行政改革室を新設。主な改革として、職員数を5年で29人減、金額で5億円の人件費削減等々を盛り、集中プランが実践に付された今日、今、進んでいるところであります。

小さくて効率的な役場経営を目標をスローガンに、1年半が経過しました。この間、1年で行政改革室は解散、政策室に変更、大きく変わりました。重点項目として、大きく報道された集中プラン、5年間で確実に実現の実を結ぶのか、本当に結ぶのだろうか、疑問を持つ一人でもあります。1年で大きく変えなければならなかった理由はなんであるのか。目的はなんであるのか、同僚議員が議会の中で問うておりますけれども、改めて1点目として伺う次第であります。

2点目として、この計画の中身は、1点目として職員の意識改革。2点目として、行財政の健全化。3つ目として、町民自治の充実の3点を柱に別紙として、民間委託の推進を挙げ、それぞれ項目ごとに現状、検討、施行、実施の4段階に分けて、年度別に仕分けて推進がなされているところであります。それで2点目として、項目ごとに、その進捗状況と今後の課題、2点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご答弁させていただきます。

集中改革プランのことでございますけど、行政改革大綱に基づきまして、集中改革プランを

策定させていただいたわけでございますけど、大変、大きい課題でございますし、多目と申しますか、ずいぶんと項目的に大変多いプランでありますけど、一つひとつ解決をしていかなければならないということでもありますので、これは鋭意、行政改革推進委員会の皆さん方のお力をお借りする中で進めてまいってきたわけでございます。行政改革推進委員会の皆さん方は大変、厳しいご叱正やら、また提言をいただいておりますのでございまして、それを集中改革プランに反映をさせていただいて、進めておるところであります。

そんなことで、集中改革プランについては、のちほど細かい点につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますけども、この行政改革推進室が、これが1年で改編をさせたのはなぜかということもございますけど、当時、企画財政が1課でございましたから、それで行政改革推進室、これは1つの行政改革を推進するための大きな推進力といえますが、それになるということで、行政改革室をとりあえず、設置をさせていただいたわけでございますけど、行政改革推進本部の中に組織機構部会がございますけど、ここで1年間の行政改革室、または企画財政課のいろいろな作業、仕事等の精査をして、どうしてもこの企画財政で、この1課でもって仕事を進めていくのは、大変難しい。現実の問題として、当初はよかれということで、そういう格好で進めてきたわけでございますが、現実にはやはり、この国の施策とか、県のいろいろな政策的なもの、大変、時代の流れの中で急速に変わっていくということがございます。地方交付税の問題、三位一体改革、いろいろな問題等々で、大変財政の、要するに作業が厳しくなりました。それと同時に企画のほうも観光に関わる問題、さらにまた温泉問題、あと総合計画の策定、いろいろな作業が集中いたしてまいりまして、1人の課長で、この両方の分野の仕事をこなすことについては、大変、無理があるんじゃないかというようなことで、組織機構部会で、いろいろな職員の意見等も聞く中で、やはりこれは、企画と財政は離れたほうがいいだろうということでもあります。

それで企画と財政が離れますと、とりあえず、それでは政策的なものを企画でやろうということでもありますけど、行政改革は、政策のいろいろな面で行政を運営していく上での大きな柱になるわけでございますので、ここへ政策室として改めて再編をさせていただきました。なんか朝令暮改みたいな感じを受けるわけもございますけど、実質的に行政を運営していく上でどうすればベターなのか、ベストなのかということを考えてときに、便法というようなことではございませんけど、実質的にはそのほうがいいんじゃないかと。これは組織部会もだいぶ検討してもらって、結論が出てきたわけでございますので、私も正直なところを申し上げて、やはり、そうなのかなと。できれば、行政改革推進室が矢面に立って、皆さん方の矢を受けてもらうほうが町としてはやりやすいのかもしれないんですけど、実質的な、実をとることのほうがむしろあれかなということで、なんか、1年経って何をしているんだというようなお感じもするようなこともございますけども、そんなことでぜひ、ご理解を頂戴いたしたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

それでは、集中改革プランの進捗状況について、お答えさせていただきます。

行政改革の推進については、平成17年12月に策定しました行政改革大綱の理念に基づいて、平成17年度から21年度の5カ年計画の集中改革プランを策定してきたところです。これに基づき、各課、各職員、一丸となって取り組みを進めていました。集中改革プランの内容

については、行政改革大綱の理念に基づき、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実を大項目に据え、さらに項目分けして131の具体的取り組み項目を定めているところです。

そして当初のプランにおいては、この具体的項目をとという実施予定を現状、検討、施行、実施の4段階に区分し、これを記号化し、各年度にそれぞれ記載し、年度計画を定めて各課、各職員が取り組みを進めてきました。

プランは次年度において、前年度取り組み実績等を踏まえ、計画内容の見直しを行うなど、毎年度改定を行っており、現在、第2次改訂版の策定を終えたところで、今回、お配りさせていただきました。

第2次改訂版の策定にあたっては、今までのプランの表現形式を大幅に変更しております。これは今までのプランの表現形式として、4段階の記号で表している部分が分かりにくい、数字的なところの数が入っていないという意見が委員の方から出され、これらを踏まえて検討した結果です。この形式に変更することにより、前年度までの取り組み実績や今年度以降の計画を具体的な数値として表すことにより、内容が分かりやすくなっているものと考えています。

進捗状況につきましては、個々の取り組み項目において、実績や計画などが示してあります。取り組みを終えたもの、今後取り組むもの、現在、取り組み中のものだと、それぞれの違いがありますので、一度、このプランをお読みくださるようお願いいたします。

大きな項目における主な取り組みですが、まず職員の意識改革の項目について、取り組みの1つとして、人事評価制度の実施を進めています。昨年度、制度導入のため、全職員の研修を実施して、今年度は人事評価の結果を人事給与等へ反映することとしています。

行財政の健全化の項目では人件費の削減の観点から、早期退職の推進を図っております。17年、18年度の2カ年において13名の退職者がありましたが、そのうち7名に早期退職の協力をいただいています。

なお、時間外手当の削減についても時差出勤制度の導入、毎週水曜日をノー残業デーとするなど、削減の取り組みを強化しています。

また、内部管理経費の削減について、公用車台数の削減、宿日直の見直しによる一元化などを進めており、町長の行政報告にもありましたように、22台の公用車を近々、削減することになっております。

町民自治の充実の項目においては、積極的な情報公開を進めるとともに、町民の行政も参画を一層推進する取り組みに努めています。

いずれにしても行政改革は、最小の経費で最大の効果を発揮するために、職員が日々の取り組みとして実践していくべきものであると考えております。取り組みの遅れている項目もありますが、大きな課題である職員の意識改革をさらに進める中で、行政改革のさらなる推進に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

集中プランの中身につきましては、今、課長のほうから話がありましたように、職員の意識改革、行財政の健全化、町民の自治の充実、3点あるわけではありますが、先般、今、前段で町長が将来像を語ったときに、職員の資質の向上というものが挙げられていました。特に、

今、課長からの答弁の中でも意識改革が必要ではなかろうかと、これが大きな改革につながりますよという答弁をいただいたところであります。私の私見として、今、3町が一緒になって、新旧、旧町意識が強いと。なんかいろいろ計画をしても、1つにまとまっていけないのではなかろうかというようなものが目に見えてくる。

そして2点目として、緊迫した財政状況と厳しい現状を把握していないために、職員に危機感がないのではなかろうかというような感じもいたします。

3点目として、管理職員が率先して意識改革に取り組むんだ、職員の意識改革ではなくて、管理職の人たちが率先して意識改革に取り組むことが、この集中プランを成功に導くんだと、私は思います。

そこで課長、集中プランを進める中で、課長が考える管理職の意識改革とはなんですか。1点だけ、答弁を求めたい。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

管理職の意識改革という大きなテーマがございましたが、管理職が一番大切なのは、町の職員一人ひとり、仕事に従事しているわけですが、その部下たちをうまく使って、町のためになる仕事をしていくということだと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

例えば答弁の中で、よくこういう質問をしたときに、公正、公平、平等だとかというようなものがあるわけでありまして、理論的に、私が考える意識改革というのは、管理者の意識改革は5合目の意識だと、私は考えています。片手でですよ、頂上から片手で町民の声を聞こうとしても5合目しか手は届かない。5合目の意識を持っていれば、両手を広げたときに、上も分かりますよ、下も分かりますよ、その意識がなくて、今回の集中プラン成功はあり得ないという感じが、私はいたします。

時間がありませんので、集中プラン、5年であります。この集中プランの成功、完遂、将来にわたって身延町の財政健全化につながると、私は考えています。理論と実践であります。まさに行動であります。実現のための行動を求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、笠井万沱君の一般質問は終わりましたので、笠井万沱君の一般質問は終結いたします。

次は、通告3番は穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

今回、私の質問は新しいまちづくりの諸施策の中で、具現化したい3つの点について、お伺

いさせていただきます。

まず、身延総合福祉センターの運営についてでございます。

来春3月、身延総合福祉センターが完成いたします。平成10年の介護保険制度のスタートにより、介護予防事業としての生きがいデイサービス施設は、下部地区では保健センターの改修で、中富地区においてはすこやかセンターが新設され、整備されました。身延地区においては、県の施設で元高校生の寄宿舎を暫定的に借用し、デイサービスを実施してきました。身延町社協は、合併前に福祉センター完成後は社会福祉協議会の事務所も入居を踏まえ、社協基金2,800万円弱をセンター整備基金に寄附した経過がございます。その中で、来春の竣工を見ることになっております。

そこで2点、お伺いさせていただきます。

同センターへの入居団体は社会福祉協議会事務所を含め、その他の諸団体の入居を決めてあるのかどうか。

2点目、センターの管理運営の主体。直営か、どこかの団体に委ねるのか。

この2点についてお伺いをまず、させていただきますと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

この名称につきましては、今のところ、3月議会でお願ひする予定ですが、身延福祉センターという名称を考えております。総合という字が付かないです。それで、この建物の中では高齢者の福祉の介護予防事業としての、現在、先ほど議員さんが言いました、大野で行っています身延地区の生きがいデイサービス事業と、子育て支援のための児童館及び学童保育事業を実施する予定です。生きがいデイサービス事業は、現在も社会福祉協議会に委託して実施していますので、引き続き、社会福祉協議会にお願ひする予定です。また、子育て支援部門におきましては、子育て支援課の直営で行い、ご質問の入居団体につきましては、身延町社会福祉協議会1団体を考えております。

以上です。

それから管理運営につきましても、入居が社会福祉協議会にしておりますので、通常管理運営につきましては、社会福祉協議会へお願ひする予定です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

社会福祉協議会に管理運営をお任せするという考えですか。よろしいですか。町長、それでよろしいんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

課長の管理というのは、要するに入って、建物内部等々を一応、管理をするという意味だと思います。財産的な管理とか、いろいろそういうようなものは、これはまだ、私どもも合議を

しておりませんし、要するに入っていただくということであろうかと。入っていただければそれは管理ということが、おのずと生じてくるわけでございますので、要するにそこらへんのニュアンスというのが違うと思いますけど、町が全面的に管理をお願いするというのと、ちょっとニュアンスが違うのかもしれませんが、ここらはまだ、今から入居をされるわけでございますので、社会福祉協議会の皆さん方と合議をしなければならないし、また社会福祉協議会でも、このことについて、きちとしたことで、私どもにお話し合いをしていただくというのは、まだございませんので、のちほど、またそれはやらせていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

管理運営は分かりました。町が直営管理をすると。そこを出先の身延の社協の、それぞれの福祉サービス推進機関団体が入ってくると、こういう整理の仕方によろしいですね。はい、いいです。

なんで、そんなことをこだわっているかということ、社会福祉協議会の入居が、私、本部であるのか、出先の単なるデイサービスセンターであるのか、私にも分からなかったらお聞きしたわけございまして、5年後、10年後を見据えての身延町社会福祉協議会の事務所体制を考える上で、ここに本部事務所の配置は最重要かなという思いでお尋ねしました。これが同センターの活用の鍵を握ってくるのではないかと。身延町社会福祉協議会の事務所体系をどう考えているか、社協事務局長にお聞きいたします。

○議長（松木慶光君）

社会福祉協議会局長。

○社会福祉協議会局長（佐野文一君）

社会福祉協議会では、本部といいますか、総務部門、それから地域福祉推進部門ですね、これらのものを身延へ移すと。あと、身延に現在あります生きがいデイでございますね、こういったものをあの中へ取り入れていくということでございます。

○11番議員（穂坂英勝君）

本部は今あるところにあって、出先が移る、本部が移る、もう1回、ちょっとそのへんよく分からなかったんですが。

○社会福祉協議会局長（佐野文一君）

今、下部にあります本部を身延へ移すということでございます。

○11番議員（穂坂英勝君）

よく分かりました。現在に至るまで、この福祉センター建設に批判的な住民の方が多く存在します。無駄ではないかと。箱物行政ではないかと。こういう中で、社会福祉協議会がこのセンターを使いながら、効率的な質の高い福祉行政を推進していかないと、この批判がますます高くなる。その意味で、ぜひとも本部体制を含めた、出先を含めた一元的な福祉サービスの推進をされていってほしいと。今の社協の中では、老人福祉の推進はやられていますけども、児童福祉の推進、例えば学童保育とか、そういうものには手を差し伸べておられないですけども、あのセンターを使うと一元的に学童保育もお願いできるでしょうし、福祉全般にわたる福祉業務推進をぜひともお願いしたく、今の質問をさせていただきました。

そこで大変、失礼なんですけど、事務局長にお尋ねいたします。

社会福祉協議会、今までは老人福祉で手がまわらなかったのかもしれませんが、これからは、そういったものに手を出していただけるような考えがあるかどうか。要するに私が聞きたいのは、社協への事務局長の出向は、なんで町が、職員が出向しているのか。そのへんの意味が分からないものですから、それは町の福祉事業推進のために、社協に赴いて、いろいろなコーディネーティングの中で、社協の力を借りたいという意味で出向されているんだろうなと思うので、そのへんのお考えもご答弁できるのではないかなということで、ご質問させていただきました。

○議長（松木慶光君）

社会福祉協議会局長。

○社会福祉協議会局長（佐野文一君）

社会福祉協議会には、定款というものが設けられてございます。社会福祉協議会は、この定款に基づいて、事業を進めていくわけですけども、穂坂議員さん言われました子育て支援ですか、この関係。これもまた、各理事会、あるいは町との協議の中で、どのように展開するかということでございますけども、将来どうなるか、また協議の中で進めていきたいと思いません。

それから定款に基づく事業、社協は中心に行っているわけですけども、地域の中で起こるさまざまな福祉問題を地域の皆さんと一緒に考えながら、福祉、それから医療、保険などの関係者と、また行政機関の協力を得ながら、社会福祉法に位置づけられた地域福祉を推進する団体としての使命をまっとうしたく、社会福祉関係団体、並びにボランティア等との連携、それから協働を図りながら、継続的、安定的な各種地域福祉活動を展開していきたいというように考えております。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

社会福祉法が出てきましたので、ちょっと資料を読ませていただきます。

社会福祉協議会というのが、社会福祉協議会は民間の社会福祉活動を推進するためのことを目的とした、営利を目的にしない民間組織でありますと、冒頭に書かれております。うんぬんありますけど、その中の活動は今おっしゃられたように、今から協議していくと言っておりますけども、本当に身延の社協が身延町の住民のためになろうとするのであれば、定款だろうがなんだろうが、その前に、そういうものが謳われておるわけですから、最初から法の中に。そういうものは当然あって、そして社協が事業受託する中で展開して、そして各地区に事業所を分散しても効率的な運営ができる、そうなれば納得いくんですが、そういう説明をしないと。あの建物が箱物行政だとか、いろいろな批判になってしまうおそれがあります。ぜひとも、あのセンターが高齢者の福祉センターのみならず、児童福祉面で子育て支援センターの役割を負うこと。

そして新身延町の子育て支援事業は、少子化や財政事情を考えたときに、児童館の複数配置は困難であります。そこで、同センターの学童保育の利用対象範囲をどのように設定しながら、行政との中で同センターを拠点にサービス、3施設の事業内容を統一化し、さらに、いろいろなほうに話が飛んで申し訳ないんですけども、例えば今、3施設でやられている配食サービス、これも身延、下部、中富、それぞれのやり方が違い、本部があるだけであって、それぞれがまったく違うやり方で、均一的なサービスはされていない形になってしまう。予算面では

同じように出してあってもということになり兼ねます。効率的な事業展開とサービスの平準化を意識した、この3点、今後、まず1点、3施設のやり方を統一化すること。もう1つ、配食サービスも均一化すること。そして学童保育、例えば、あのセンターでやる場合は範囲を決める、それらの作業について、これから先の考え方を伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

穂坂議員、ちょっとすみませんが、通告された項目ごとにひとつ、ちゃんぽんなくしてお願いしたいと思います。

○11番議員（穂坂英勝君）

これで終わりになりますから、3回目なので。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

配食サービスについて、ちょっとお答えいたします。

配食サービスは、今3地区で、議員さんがおっしゃるように地区ごとに、違う方法で行っていますが、社協がすべて受託しているのは下部地区だけです。身延地域におきましては、配食サービスは、調理部門はみのぶ荘にお願いしております。中富地区は飯富病院と。あと配るのも身延地区はシルバーと、プラスボランティアと。中富地区はパートの職員と、日曜日はシルバーというような格好で、社協がすべてを行っているのは下部地区だけです。そんな方法で今、3地区違いますけど、社協が行っているのは下部地区だけで、1日の日々の数とか、いわゆる病院とか、連絡は社協へすべてお願いしておりますが、調理部門からすべて行っているのは、下部地区だけです。

なぜ下部地区かという、生きがいデイサービスがありまして、同じ場所で、生きがいデイサービスの食事と配食の食事は同じメニューで作っておりまして、同じ調理分を作っておりまして。そんなことで、すぐ社協が、いわゆる本部が、例え身延福祉センターへ行きまして、すぐ統一というのは非常に難しいことがありまして、歴史的なこととか、調理部門をどうするかとか、1カ所で作ったらどうかとか、いろいろ、遠い距離もありまして、統一はちょっと、いつも検討しておるわけですが、すぐには難しい状況であります。また、今後につきましても、一応、検討していきますけど、そんな状況であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

学童保育につきまして、ではご答弁申し上げます。

現在、町の臨時職員で指導員、それぞれ2名ずつ4カ所で実施をしております。新しく福祉センターが建設されますと、そこで5カ所目の学童保育の事業になります。対象につきましては、今、豊岡公民館がだいがおおぜいの利用者がありまして、その豊岡の利用者を分けまして、身延小と大河内小学校ですか、2校の学生を対象に、福祉センターで学童保育をする予定でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

以上で、この項に関しては質問を終わりますけども、中身は担当課長と直接お話しします。

身延は、調理するのはみのぶ荘ですよ。私どもボランティアで行っていますから、よく分かっています。しかし、社協がコーディネーターとして、社協のところですべて配食の中身がやられています。社協が携わっております。それは事務局長が百も承知して、職員を配置し、使っているはずですよ。そういうものが町からの受託事業でありながら、町もきちっと捉えていない部分と、社協そのものもどこまで自分たちなのか分からない部分、これが今、私の頭の中もそうなんですけど、あるということを考えながら、細かい話は議会内のところでやらせていただきますけども、同センターが本町の福祉事業の発展に寄与できるものと確信し、1点だけ関連で、議長、短い質問をさせてください。

関連で、現在のデイサービスセンターが、そういうことで来春の3月以降、4月から同センターに行くことになるので、今、県からお借りしている元高校生寄宿舍は空いてくることになるんですが、それは継続してお借りする予定でいるのか、お返ししてしまうのか、この点1点だけ関連としてお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

現在の、県からお借りしている施設は平成20年3月31日ということで、それ以降は身延福祉センターが完成しますので、借りる予定はありません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、上下水道事業についてでございます。

1点目、身延公共下水道身延処理区身延処理場周辺の整備についてでございます。

公共下水道身延処理区処理施設の建設が着工になりました。処理場建設は、どんなに美化されても、どんなに環境が整備されても、周辺住民にとっては、迷惑施設であることには依然として変わりありません。当施設も地域住民のご理解をいただくまで、長い時間をかけてきました。町当局、非常に10何年かにわたる長い期間をかけて当地域に処理場が建設され、実現をみることになったのであります。

そして、そのときの建設条件に、この地域の処理場、処理施設の周辺の整備を条件といいますが、付けて、この地域の処理場はOKだよということになったはずでございます。そこで、整備計画は具体的にどうなっているのか、併せて国交省の築堤工事との整合性、協議してきているだろうと思われまますので、そのへん併せて。そして蛇石沢の建設に伴う樋門の箇所、おおよそ地元の間人として見当はついておりますけども、このへんのことを地域住民に、地域住民は、もう土地は町にお譲りしてしまったものではございますけども、隣接するところに住む住民にとっては、今また、このへんで説明をしておいていただけないかというのを併せて、ご質

問します。

もう1点。周辺の大野区の下水道事業供用開始は、予定としていつになるか。その3点について、ご質問させてください。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

身延処理区の周辺整備計画につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

公共下水道事業身延処理区の建設にあたりましては、多くの関係皆さま方のご理解とご協力により、現在、鋭意、進捗しておりますことに対し、厚く感謝を申し上げます。ただいまのご質問の中にもありました、大野の処理場のほうもいよいよ着手というふうなことになりました。本当に厚く感謝を申し上げます。

特に処理場を建設するに当たりまして、地元大野区の皆さんをはじめ、下水道対策委員会、さらには地権者の皆さま方には、深いご理解と絶大なご協力をいただきました。おかげをもちまして、先ほど申し上げましたとおり、8月23日に処理場の建設工事安全祈願祭も無事執り行われ、建設工事が著についたところでございます。重ねて関係皆さま方に、深く感謝申し上げます。

それでは、ご質問の処理場周辺整備につきまして、処理場の建設を予定いたしました大野区における下水道対策委員会との協議の中で、要望事項として出されてまいりました。町といたしましては、慎重に検討いたしました結果、要望に沿うべく周辺整備を行うことになりました。整備計画といたしまして、すでに平面図のほうも内々、作らせていただきまして、その中ではこれまでの協議というような中で、ゲートボールコート、それから駐車場及び東屋、並びに休憩用ベンチを含めた、ミニ公園風に整備をしたいというふうな考えを持っております。用地につきましては、4,723.54平方メートルを予定し、地権者のご理解をいただきまして、すでに買収が済んでおります。

今後の予定といたしましては、処理場建設工事、並びに予定地の中心付近において蛇石沢川の改修工事が行われておりますので、それぞれの工事の進捗を勘案しながら、取り掛かることができるというふうにご考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、築堤につきましては、国交省と何回か協議を重ねてまいりましたが、国交省のほうの計画が私どもの処理場の計画に、まだ合わないというふうなことでございますから、現場をご存じの方は、すでにお分かりかと思いますが、素堀側溝をして、それでもって当面对応しろというふうなことで、まだ今後の協議に進めていくというふうな段階になります。

それから樋門のほうにつきましては、国交省と何回か協議をしてきたんですが、それにつきましても、やはり、大野の皆さん方の要望と、それから国交相との協議の中では、若干の乖離がございまして、1カ所というふうなことで、今、進んでいるようでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから処理場が仕上がりますれば、供用開始というふうなことで、今、質問がありました。その供用開始につきましては、やはり処理場に近いところ、いわゆる本管渠、管路が進みますれば、あと面的整備というふうなことで、大野のほうも進みますので、大野区から供用開始というふうなことになります。今、予定されているのは、21年度の前半、上半期というふうなことで、今、進めておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以降につきましては、工事の進捗によって処理区域内のほかの地域について、随時供用開始というふうなことで、告示をしてみたいと思います。

いずれにいたしましても、下水道法、あるいは下水道条例の規定に基づきまして、供用開始の告示後3年以内に排水設備を設置し、接続をお願いするというふうなことになりますので、ただいま申し上げました、重複になると思いますが、21年度の上半期というふうなことで、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

この施設が、身延駅に降りてみると、富士川を見ると、まさきに飛び込んでくる広い地域でございます。観光客を含めまして、身延駅を降りて富士川を見ると、この施設だけが目立って建っていたでは具合が悪い。そのすぐ横には、今、13億円の予算で改修中の国の重要文化財の大野山本遠寺が今、同時に工事されています。すぐ隣でございます。そういうことから、この大野山も竣工を来年に控えております。鐘楼堂も重要文化財が見えている場所に、処理場も併設した形というのは、少しオーバーですか、その近くに建てられるわけです。それで、その周辺の整備をきちっとやっていただきたいということと、やはり地域の、そこにお住まいの方々にも途中経過で、難しいことは言いませんけど、こんな計画でやっているよ、もし、今の段階であれば、ご要望があれば、こういうふうに変えられるかもしれない、整備計画のミニ公園とか、いろいろございましたけども、最後に、そういった点を、住民の声を聞きながら整備を進めてほしいということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

あと、小規模水道の簡易水道の合併計画についてでございます。

総務省の自治財政局の策定した、平成19年度地方公営企業関係主要施策というのがございます。その中では簡易水道事業は、上水道事業と同様に住民生活に密着し、関連したサービスを提供するものであり、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大であることに加え、国・地方を通じる行財政改革が最重要課題とされている中で、簡易水道事業の経理の明確化、透明性の向上、経営の効率を図る観点から簡易水道事業の統合、上水道化を積極的に推進するというふうな謳われておりました。

そこで本町の小規模水道、簡易水道の統合整備計画が総工費60億円で、事業年度24年までと、前の議会でお聞きしてはありますけども、現在、簡易水道への統合を切望している地域からの陳情等、どのくらいあるのか、1点、先にお伺いさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

現在、各集落からの町営化へ向けての要望につきましては、7件ほど寄せられているところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

7件の集落が飲み水に不便していると、極端な形で理解します。

私の住んでいる近隣の集落、身延町清子という集落でございますが、ここも陳情を挙げられておると思います。戸数、約60戸。数年前からいろいろことがございましたけど、15の小規模水道が存在する集落で、なかなか思うように、水のある方もあるし、まったくない方もあって、まとまりがつかず、なかなか簡易水道へということのできなかった事情はございますが、数年前から、これではどうしようもないということで、町になんとかというお願いをしている集落がございます。事情が事情ですので、町のほうも「はい、分かりました」なんてことは、とても、今の計画の中でできるわけではございませんけども、ただ1点、いつも、その集落の周辺の方から聞かれるのは、どんなふうに、私たちの願いはなっているんだろうというので、聞くほうも勝手ではありますけど、お願いしている側とすると、そのへんを、サービス提供している行政の側からは、すぐにはできないけど、来年はこうなっている、設計調査の段階になってみた、やってみたら、調査したら水が出るところがなかったとか、いろいろな内容がございますですけど、そのへんの説明責任が必要だろうと。たぶん、私とその集落の方、数人から言われるのは、そんな説明はされたことがないよと。俗人的で恐縮な発言になりますけど、私のところからも、役場の職員もいっているのだから、そこへ行って聞いてこいよなんていう話もあります。そんなような状況の中では、ほかの集落も同様だろうと考えまして、そのへんの説明をされているか、いないのかを1点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

本町の水道の施設でございますが、大きく分けて簡易水道と小規模水道、この2つに区分けすることができるかと思っております。その数とか規模なんですけど、まず簡易水道につきましては、29の水道施設がございます。そのうち10の水道施設は、町営でございます。残りの19施設が組合簡易水道で、地元の管理運営がされてございます。次が小規模水道でございますが、43の施設がございます。そのうちの4施設につきましては、町営化がされております。残りの39施設につきましては、まだ地元、集落といいますが、そちらのほうの維持管理運営がされているところでございます。

この組合簡易水道、あるいは小規模水道の管理者の方々から、区長会等を通じて、先ほど言われておりましたとおり、水道施設の一日も早い町営化を望む声が町へも寄せられているということで、先ほど7件ということで回答させていただきました。またさらには、先ほど議員さんからもありましたが、国からは行財政改革の一環として簡易水道の統合化、あるいは上水道化への推進をするようにということで、簡易水道事業統合計画の提出が今、義務付けられているところもあります。ということで、町におきましては、今年の当初予算のほうへ計上させていただきましたが、現在、簡易水道事業等統合基本計画策定業務に着手をさせていただいております。この策定業務の中におきまして、先ほど言われたことにつきましても、小規模水道の合併も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

そうした集落へのできる、できないの見通し、先々、これがあろうかと思えます。それから

建設計画の見直しもあろうかと思えます。それを含めて、ご説明をしていただくよう、お願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

次に、町財政の監査体制についてであります。

政府は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）改正法を、平成18年6月7日に公布し、10項目からなる改正を行うよう各県知事宛てに周知し、市町村長に通知があったところであります。その中の1項目である監査委員制度の見直しに関する事項について、識見を有する者から選任する監査委員について、条例で、その数を増加することができるものとされたことについて、平成18年6月7日から条例を変えてもよいと、法解釈を私なりにいたしました。そこで私の法解釈が平成18年6月以降は、いつでも条例改正をし、監査委員の増員をいつでもできるという解釈で正しいかどうかを、まず1点、先にお伺いさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

会計管理者。

○会計管理者（市川忠利君）

ご質問のとおり、監査機能の充実ということで、地方自治法が改正をされました。ご質問のとおり、18年6月7日に公布されまして、それ以降は条例を改正して、増員が可能ということとあります。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

それでは、身延町では監査委員の増員についてどう考えているか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

現状では、今までどおりということで、増員は考えてはおりません。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

これら種々の法改正の中で、助役さんが副町長になられ、それから出納責任者が会計管理者になられ、1点だけ、監査の点については前項どおりということにご答弁をいただきましたが、もともと監査委員の増員は、許可制であった起債申請が協議制に変わったため、公共事業のチェック及び健全財政を維持するためのものと考えます。いまさら協議制のことを説明するまでもありませんけども、万が一、身延町が破綻に陥った、誠に例え話としても縁起のよくない話で申し訳ございませんけど、破綻をした場合、町長も、私ども各議員も責任を負うという形になっていると、私は解釈しました。そこで監査委員を増員しないということであれば、どのように財政も健全化を図るための財政運営のチェックをしていくのか、お伺いしたいと思います。

す。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ご指摘の質問の公共事業の1千万円以上というものは、今では政策室で、やっぱり当初予算の前にチェックを行いまして、その後、事務事業評価委員会にかけまして、財政課の査定を受けるようになっていきます。また健全財政については、身延町財務規則第11章の会計検査、第223条、各課等の検査にあるよう、年1回会計管理者が会計検査を行うことができることとなっています。現在、会計課と財政課が会計検査の日程を、今、協議をしているところでございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

今のご答弁でまったく、これからの町が考えている監査体制については、よく分かりました。そこで議長、1点お願いがあります。質問の要旨がこれだけでございましたので、少し関連を、時間そんなにかかりませんから、関連で質問させていただくことをお許し願いたいんですが。

○議長（松木慶光君）

関連なんですか。

○11番議員（穂坂英勝君）

関連です。まったく、この中身なんですけど、3回という制限がありますので。

○議長（松木慶光君）

簡明で簡潔に、ひとつお願いします。

○11番議員（穂坂英勝君）

3回ということなので、法の解釈と、それだけで終わってしまうということになりますので、議長にお許しを願いました。

関連で、総務省は2008年に、すべての地方自治体に4種類の財政指数の公表を求め、そのうちの1つの指標でも、1つだけでも基準を超えて悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士などにより、外部監査を義務付けていると発表をされております。私、これは日本経済新聞でございますので、この中に4項目書かれていたり、うんぬん、かなり厳しいことが書かれていますが、これが発表されました。

そこで、こういうことに触れないようになるための、財政基盤強化のためのロングプランは、前の議会でもお聞きしてあるつもりですけど、今、策定が進んでいるのかどうなのか。そして、その策定をいつ、皆さんにこういう形だという説明をしていただけるのか。これについて、お聞きします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ご質問にお答えいたします。

今言われたのは、今年の6月15日に参議院で可決され、22日に公布された財政の健全化に関する法律でございまして、その中に実質赤字収支比率、それから連結実質赤字比率、実質

公債費比率、一番最後にこれが問題なんですけども、将来負担比率という項目、4項目ございます。これを公表しろということになっています。その公表の時期はというのは、年度末までには実施しなさいという表に変わっております。ですから今現在、うちのほうもその作業に入っています。開会日ですか、私がちょっと説明いたしました起債の償還にも、これは関係ありますので、今、それをやっているところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

分かりました。先日の議会開会のときの町長のあいさつにも、実質公債比率のことが話されました。この新聞に書かれていた中身だろうと思います。それで、これを含めて、町長の施政報告の中では、3年間の平均の数値が示されました。それが上がっているのか、下がっているのかということになると、最終の、6年の単年度のものが、その3年間より上がっているか、下がっているかということで、僕たちは判断いたします。端的に上がっているかどうかということと、もう1点、これで終わります、すみません、もう一度。

○議長（松木慶光君）

ちょっとすみませんが、4回ですので、それ以上は、ちょっと今日はできませんので。

○11番議員（穂坂英勝君）

では、それだけ言って終わりということですね。

これが、この監査の内容でございましたですけど、それでは、質問を打ち切らせていただきまして、市川三郷町とか、いろいろのことが新聞に出ていました。その中身と、身延も同じ公金を、質問ではありませんから、身延町でも各種団体の事務局を役場職員が担当されている例がいっぱいあります。会計を担当している例があります。体協とか、いろいろなところもあるうではないかと思います。市川三郷町で、この新聞に出た花火のお金、それらについても、単なる預かっただけで悪いことをしているわけではありませんけども、それをチェックする体制が、個人で預かっていると、ないよということで新聞に指摘されたと思います。これらのお金をチェックする体制も、きちっと部内会計チェック、会計監査の中でやられるような体制をおつくりになることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長、大変申し訳ありませんでした。

○議長（松木慶光君）

以上で、穂坂英勝君の一般質問は終わりましたので、穂坂英勝君の一般質問は終結いたします。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

平成 1 9 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 1 日

平成19年第3回身延町議会定例会（5日目）

平成19年9月21日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案の採決
- 追加日程第6 常任委員会委員の選任
- 追加日程第7 運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 広報編集委員会委員の選任
- 追加日程第9 峡南衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 峡南広域行政組合議会議員の選挙
- 追加日程第11 議長の常任委員会委員の辞任
- 追加日程第12 議員派遣の件
- 追加日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 汜	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	一宮嘉孝
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	深沢	茂
録音係	遠藤	守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

はじめのあいさつをしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

先に報告をさせていただきます。

峡南衛生組合議会議員の議員が定数減及び一身上の都合のため、望月秀哉議員、日向英明議員、石部典生議員、中野恒彦議員が12日、峡南衛生組合議会議長に辞職願を提出し、許可されましたので、報告いたします。

次に峡南広域行政組合議会議員の議員、私、松木慶光が一身上の都合により、峡南広域行政組合議会議長に辞職願を提出し、許可されましたので、これまた、併せて報告いたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第5号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、川口福三君。

○総務常任委員長（川口福三君）

総務常任委員会の審査報告をいたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、奥村征夫君。

○教育厚生常任委員長（奥村征夫君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、穂坂英勝君。

○産業建設常任委員長（穂坂英勝君）

産業建設常任委員会の審査結果報告を、朗読をもって報告させていただきます。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

監査委員の決算審査意見書に歳入面においては、町税をはじめ各種公共料金が毎年累積し、多額な収入未済額が見受けられる。納税意欲の啓発はもちろん、納税者の実情を把握し、税負担の公平性の観点からも関係各課が相互連絡、連携を密にして、職員総力を挙げて積極的に取り組まれないとあります。

一般会計の中の歳入、町税をはじめとする不納欠損660万9,641円及び収入未済額4億3,783万7,393円の合計額は4億4,444万7,034円にもなります。中には、生活が困難なためにやむを得ず滞納をしている人もおられるでしょう。その方には、減額免除の制度を活用するなど、支援の方法を考えることが必要でしょう。支払い能力があるのに納税義務を果たしていない人に対し、未納の要因の究明と対策など、全職員一丸となった取り組みが必要です。

身延給食センターの給食費の滞納については、18年度に収入未済額が生じることが分かり、調査をしたところ、平成17年度にも収入未済額がありました。本来、給食費は児童生徒、教職員の食数に単価を掛けて算出した額が調定額になり、課税をし、入った額が収入済額、入らなかったものが収入未済額、そのまま入ってこなければ滞納額ということになります。しかし、経理事務が不透明な担当者が、収入済額がそのまま調定額であるという捉え方をしてきたので、調定額=収入済額で収入未済額はないということになっていました。

16年度、44万5,100円。17年度、11万6,400円。18年度、74万5,700円。合計130万7,200円が、18年度の収入未済額として出てきました。職員の適材適所の

配置の問題、1人の職員に任せ、チェック体制がなかった問題など、管理責任は重いものがあり、この決算は認めることができません。

○議長（松木慶光君）

ただいま、反対の討論がありました。

賛成の討論はありますか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

賛成討論をいたします。

滞納問題につきましては、総務常任委員会において各委員より意見が出され、住宅費をはじめ保育料、下部温泉の入湯税、それから先ほど、ご指摘もありました身延地区の学校給食費等、いろいろな論議がなされました。中でも身延地区の給食費におきましては、教育長をはじめ学校担当課長、それからその職に携わった職員も出席していただき、経緯についての説明を受け、委員それぞれが了承した次第であります。

こうした不納問題におきましては、各担当課よりの説明の中で、今後の収納体制においては、現在、職員2名で徴収にあたっておられますが、今回の予算にも計上されておりますように、今後の収納経験者のあるパート職員2名を採用し、町職員とパート職員の2班により、徴収率を高める滞納率の減少に努めるとの報告があり、賛成討論といたします。

○議長（松木慶光君）

他に討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

歳出面において、民生費についてです。

障害者自立支援法の実施で、障害者の負担は増えました。自分の力だけで生きることが困難な重度心身障害者の負担をさらに増やしました。1人で必死に子育てをしているひとり親家庭の負担を増やし、乳幼児を持つ所得の少ない若い親の負担を増やす予算でした。

法の改正の中で、町は町民の暮らしを守るいろいろな施策の展開が、これまで以上に必要です。弱い立場の人たちが安心して暮らしていけるための決算にはなっていない、認めるわけにはいきません。

介護保険特別会計について

介護保険の条例改正で、介護保険料12.9%の値上げをした予算でした。17年度と比べ、収入未済額が5万3,450円増えています。介護保険の認定率は、17年度に比べ0.4%増えているにもかかわらず、全認定者に対するサービス、受給率は2.8%減っています。介護保険料は年金から天引きされ、本人の生活状況は問題にされず、支払われています。サービスを利用するには、ケアマネージャーをとおして、はじめてサービスが受けられるのです。

介護サービスのメニューはあっても、利用料が払えないために、受けたいサービスが受けられないのが実態です。介護保険料、利用料の減額免除の制度をつくり、必要に応じてサービスが受けられるなど、お年寄りが安心して住めるよう努力すべきで、本決算に賛成することはできません。

○議長（松木慶光君）

ただいま、反対討論がございました。

賛成討論はありますか。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

認定第1号 平成18年度身延町一般会計歳入歳出決算認定及び平成18年度身延町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論をいたします。

一般会計については、民生費の中で重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費、乳幼児医療費の助成であります。それぞれ山梨県の補助要綱が改正されまして、入院時食事療養費を助成されないということになりました。

これらに伴いまして、本町の条例も18年3月議会で改正され、7月から施行されております。国の制度であります介護保険、障害者の自立支援医療でも入院時食事療養医療費は助成されないことになりました。県、町でもこれらに併せ、改正したものでありますので、今回の決算認定については、賛成いたします。

また、介護保険会計につきましては、保険料が今までの5段階から低所得者の部分を1段階増やし、6段階になりました。また、利用料につきましても、低所得者対策として社会福祉法人等、利用者負担減免措置事業があります。これ以上に町独自の減免制度は、ほかへの影響が懸念されます。理解が得られないと考えます。

よって、現状制度での決算認定に賛成であります。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

他に討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論ございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

認定第1号について委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号 平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決認定いたしました。

議案第82号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第83号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号 身延町証人等の実費弁償に関する条例及び身延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第84号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第85号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第86号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第87号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第87号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第88号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第88号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第89号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第90号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第90号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第91号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第91号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第93号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第93号 財産の処分については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に請願について、採決いたします。

この採決は、起立により行います。

請願第1号について委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、請願第1号 「日豪EPA交渉」に関する請願については、採択することに決定いたしました。

請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について、総務常任委員長から目下、委員会において審査中の請願について、会議規則74条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出を求める請願について、総務常任委員長から目下、委員会において審査中の請願

について、会議規則74条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長及び議員より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について

同意第12号 身延町監査委員の選任について

同意第13号 身延町公平委員会委員の選任について

同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第16号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第17号 人権擁護委員候補者の推薦について

発議第1号 道路特定財源確保に関する意見書提出について

以上8件を一括上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは追加提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町道1145番地

氏 名 山田省吾

生年月日 昭和15年2月27日生まれ

提案理由でございますが、平成19年11月18日に玉島勝雄委員の任期が満了いたしますので、その後任委員を任命いたしたい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

山田氏は旧県立若葉養護学校、現在の県立若葉支援学校の校長を平成12年3月退任され、平成13年旧下部町議会議員として、また合併後は身延町議会議員として平成17年10月まで4年1カ月、議会活動に真摯にお取り組みをいただき、町政進展のためにご尽力を頂戴いたしました。

現在は文化財審議委員、町立図書館運営委員、小中学校適正配置審議会委員としてご活躍をいただいております。人格・識見とも高く、温厚篤実、地域の皆さんの信望も厚い方でございますので、任命について、ご同意をお願いいたすものであります。

よろしく願いをいたします。

次に同意第12号です。身延町監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋85の1番地

氏 名 笠井万記

生年月日 昭和19年2月16日生まれ

提案理由

平成19年9月11日に石部典生委員が辞職をいたしましたので、その後任を選任したい。これが、この議案を提出する理由でございます。

笠井氏につきましては、議員の皆さん方、よくご存じの方でございますので、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

同意第13号 身延町公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町道836番地

氏 名 佐野正彦

生年月日 昭和15年3月17日生まれ

提案理由でございますけど、平成19年11月18日に、佐野正彦委員の任期が満了いたしますので、その後任を選任いたしたい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

再任ということで、お願いをいたすものでございます。よろしく願いをいたします。

次に同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古長谷1313番地

氏 名 佐野七郎

生年月日 昭和11年7月23生まれ

提案理由

平成19年11月18日に、佐野七郎委員の任期が満了いたすので、その後任委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

再任ということをお願いをいたすわけですが、よろしくをお願いをいたしたいと思えます。

次に同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求め。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関20番地

氏 名 内藤富夫

生年月日 昭和24年9月26生まれ

提案理由

平成19年11月18日に、内藤富夫委員の任期が満了するので、その後任を選任いたしたい。

これが、この議案を提出する理由であります。

同じく再任ということがございますので、よろしくをお願いをいたしたいと思えます。

同意第16号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求め。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町波木井1906番地

氏 名 小笠原武士

生年月日 昭和15年1月18生まれ

提案理由でございますが、平成19年11月18日に小笠原武士委員の任期が満了するので、その後任委員を選任いたしたい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

同じく再任ということで、お願いをいたしたいと思えます。

同意第17号 人権擁護委員候補者の選任について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成19年9月21日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町寺沢1139番地

氏 名 幡野幸子

生年月日 昭和19年2月4日生まれ

提案理由

平成19年12月31日に幡野幸子委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。これが、この議案を提出する理由でございます。

再任ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に発議第1号について、提出者であります穂坂英勝議員より説明をお願いいたします。穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

発議第1号、朗読をもって提案にさせていただきます。

平成19年9月21日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者

身延町議会議員 穂坂英勝

賛成者

〃 望月広喜

〃 上田孝二

〃 望月 寛

〃 近藤康次

〃 石部典生

道路特定財源確保に関する意見書提出について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び身延町議会会議規則第14条の規定により、提出します。

提案理由

道路は、人々の日常生活を支える最も基本的な社会基盤です。本町における道路整備は立ち遅れており、道路特定財源の確保は、本町にとって地域活性化に欠かせない財源である道路特定財源確保のため、提出いたします。

意見書の内容は記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

意見書の内容をご覧いただいた上で、以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月21日

身延町議会議長 松木慶光

提出先
内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長
以上です。

○議長（松木慶光君）

以上で、説明は終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

お諮りいたします。

同意第11号から同意第17号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第11号から同意第17号は質疑を省略いたします。

発議第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑ないので、質疑を終結いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

お諮りいたします。

同意第11号から同意第17号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第11号から同意第17号は、討論を省略いたします。

発議第1号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

同意第11号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第11号 身延町教育委員会委員の任命については、山梨県南巨摩郡身延町道

1145番地、山田省吾氏、昭和15年2月27日生まれに同意することに決定いたしました。
ここで、笠井万汎議員には退席をお願いしたいと思います。

(退 席)

同意第12号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第12号 身延町監査委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町西嶋85の1番地、笠井万汎氏、昭和19年2月16日生まれに同意することに決定いたしました。
それでは、笠井万汎議員には入場をお願いしたいと思います。

(着 席)

同意第13号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第13号 身延町公平委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町道836番地、佐野正彦氏、昭和15年3月17日生まれに同意することに決定いたしました。
同意第14号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第14号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町古長谷1313番地、佐野七郎氏、昭和11年7月23日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第15号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第15号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町古関20番地、内藤富夫氏、昭和24年9月26日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第16号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第16号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町波木井1906番地、小笠原武士氏、昭和15年1月18日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第17号について、原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第17号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町寺沢1139番地、幡野幸子氏、昭和19年2月4日生まれに推薦することに決定いたしました。
発議第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号 道路特定財源確保に関する意見書の提出については、採択することに決定いたしました。

ここで、教育委員に選任されました山田省吾さんが見えておりますので、あいさつをいただきたいと思います。

○教育委員（山田省吾君）

大変、貴重な時間を頂戴いたしまして、一言あいさつをさせていただきます。

ただいま、本町の教育委員に選任をいただきまして、深く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

教育委員の重責に対しまして、大変、非才な身ではございますが、30有余年の教職歴と、それからわずかな期間ではありましたけれども、町政に関わりを持ったということを糧にしながら、教育については常に先見性を持って、誠心誠意努力する覚悟であります。

何とぞ、皆さん方におかれましては、今後ともご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡略ではございますけれども、お礼のあいさつとさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

ここで、執行部の皆さまには退席を願います。暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

9月14日、選考委員会で選考していただき、議長に報告がありました。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長指名としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長指名と決定いたしました。

委員の選任を行います。

総務常任委員会委員に望月明君、芦澤健拓君、福与三郎君、望月広喜君、穂坂英勝君、石部典生君、松木慶光。

教育厚生常任委員会委員に望月秀哉君、上田孝二君、日向英明君、渡辺文子君、川口福三君、近藤康次君、笠井万沱君。

産業建設常任委員会委員に松浦隆君、河井淳君、望月寛君、伊藤文雄君、奥村征夫君、中野恒彦君。

以上、報告のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。
常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。
互選されましたら、議長まで報告をお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。
各常任委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。
総務常任委員会委員長、望月広喜君。副委員長、福与三郎君。
教育厚生常任委員会委員長、近藤康次君。副委員長、日向英明君。
産業建設常任委員会委員長、伊藤文雄君。副委員長、望月寛君。
以上のとおり、決定いたしました。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会広報編集委員会委員の選任について

議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任については、全員協議会で協議された選考委員会委員に選考を一任し、選任をお願いいたします。

選任される間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。
選考委員長より、報告をお願いいたします。

○選考委員長（笠井万沱君）

それでは、選考委員会のほうから報告をいたします。
議会運営委員会委員に望月広喜議員、穂坂英勝議員、近藤康次議員、川口福三議員、伊藤文雄議員、望月寛議員。
以上が、議会運営委員に選任をしたところであります。
広報編集委員会委員に福与三郎議員、芦澤健拓議員、河井淳議員、松浦隆議員、渡辺文子議員、望月秀哉議員。
以上6名であります。
報告を終わります。

○議長（松木慶光君）

それでは、お諮りいたします。
ただいま、選考委員長より報告のありました委員を議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）
異議なしと認めます。

よって、報告のとおり決定いたしました。

ここで、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の正副委員長を選任願います。

議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

正副委員長が決定いたしましたら、議長に報告をお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、穂坂英勝君。副委員長、川口福三君。

議会広報編集委員会委員長、福与三郎君。副委員長、芦澤健拓君。

以上のとおり、報告いたします。

日程第9 峡南衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

峡南衛生組合議会議員に上田孝二君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した上田孝二君を峡南衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上田孝二君が峡南衛生組合議会議員に当選いたしました。

日程第10 峡南広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

峡南広域行政組合議会議員に河井淳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した河井淳君を峡南広域行政組合議会議員の当選人を定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました河井淳君が峡南広域行政組合議会議員に当選いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○副議長(中野恒彦君)

では、再開いたします。

追加日程第11 議長の常任委員会委員の辞任の件について

松木慶光議長より、常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、松木慶光議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、執行部の出席を求めますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長(松木慶光君)

それでは、再開いたします。

追加日程第12 発議第2号 議員派遣の件について、お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり、派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号 議員派遣の件については、お手元に配布したとおり、派遣することに決定いたしました。

追加日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(依田光弥君)

議員各位には、残暑大変厳しい中、誠にご苦労さまでございます。

平成19年身延町議会第3回定例会閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成19年身延町議会第3回定例会、9月11日に開会をされ、本日まで会期11日間、松木議長のもとで当局が提案をいたしました議案のうち、平成18年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、条例の制定、また条例の一部改正、さらに平成19年度身延町一般会計補正予算、特別会計補正予算、工事請負契約、財産処分等々13件、ご熱心なご質疑、また委員会における審議、さらに現地調査等を重ねられ、原案どおり認定、また可決確定をいただきました。また、追加提出議案につきましても、原案どおりご同意を頂戴いたしました。誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

各議案に関わる質疑、委員会審議、現地調査、あるいは一般質問等をおしりまして、行政運営諸般にあたりまして、ご意見・ご提言・ご叱正を頂戴いたしました。さらにまた、各常任委員長報告からは、議員各位の「やすらぎと活力ある ひらかれたまちづくり」への熱い思い、真摯なお取り組みが伝わってまいります。心より敬意を表するものであります。

また、平成18年度決算につきましては監査委員の審査意見、指摘事項の中で、また、さらに議員各位より、町税はじめ各種公共料金等、年々累積をし、多額の収入未済額が見受けられる。納税意欲の啓発はもちろん、滞納者の実情を把握し、税負担の公平性の観点からも関係各課が相互の連絡・連携を密にして、職員総力を挙げて、積極的に取り組まれない等のご意見・ご叱正がございました。このことは真摯に受け止めさせていただいて、しっかりとお答えしてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

申し上げるまでもありませんが、三位一体改革による税源移譲は、町税等を自力で集める徴

税力の向上が町に求められております。さらに国からの紐付きの金が年々減るだけに、徴税に力を入れなければ、町の財政に響くわけでございます。徴税に付きまとう地域のしがらみ、滞納整理のノウハウ等、幾多のハードルを乗り越えて対処していかなければならないわけでございます。町の徴税力が財政に、ひいては行政サービスの質を左右しかねなくなるようなことになってはならないと思っておりますので、きちっと徴収をして、その用途については、情報公開をしっかりと進めていくことが、私どもに課せられた使命であろうかと思うわけでございます。職員ともども徴税力をより一層、高めてまいりたいと存じておるところでございます。

今議会の冒頭のあいさつにも述べさせていただきましたが、事業、また一般質問でお答えをいたしました、それぞれの事業等の執行につきましては、より一層、公平・公正・透明性を高める中で、職員ともども日々研鑽をし、しっかりとした歩みを進めてまいりたいと存じておるところでございます。

議員各位はじめ、町民の皆さんのさらなるご指導とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

皆さま方の11日間にわたるご熱心な議会活動に対しまして、心より敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

飯田龍太さんの句に、こんな句がございます。「去るものは 去りまた充ちて 秋の空」。多事多難の今日このごろでございますが、難しいところはどこにもない。大事なことは秋の空と。高くおおらかに澄み渡って屈託がない。こんな人生観を持つところまで、なんとか到達をいたしたいと思っておりますのでございます。

いよいよ、秋も深まってまいります。実りの秋を迎えます。どうぞ健康にご留意をいただき、ご活躍をいただきますよう、心よりご祈念を申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。大変、ご苦労さまでございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

なお、道交法が19日施行されまして、飲酒運転の罰則が引き上げられました。議員各位におかれましては絶対に飲酒運転をしないよう、しないことはもちろんでございますが、事故を1件でも減らすため、ご指導をお願いいたします。

また、本日より秋の交通安全運動が始まりました。交通安全にも、交通事故にも特に注意をお願いいたします。

これもちまして、平成19年第3回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、ご起立をお願いします。

最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上